

249535

福井縣大野郡誌

下編



291.44

H7872z



237616

# 福井縣大野郡誌下編目次

## 町村誌

### 大野 町

四五—六三頁

叙説—位置—大野町の全景—境界—地勢—用水—木ノ本野—區劃—戸口—土地  
 交通—美濃道—勝山道—五ヶ道—秋生道—大野道—大野郵便局—大野變電所  
 沿革—大野古命の御名代大沼乎—土橋の稱—領主氏名—泊番の喧嘩—峰山中道—土井侯の入封—  
 (龜山城の模型)—(藩札)—土井氏の起源と徽章—利房—關老に陞み城主となる—利治—利寛—利貞  
 利義—利器—利忠—海外の事情を尋ねず—(利忠の小照と眞蹟)—更始の令を發す—内山兄弟を擯任  
 す—藩費の名全國に鳴り—造船探險榑太開拓航海蘭學西洋醫術砲術世の視聽を聳動す—士民柳廬社  
 を建て其靈を崇む—從三位に追陞せらる—多能多藝—利恒—將軍家茂に扈して上京す—京地を警衛  
 す—藩士—中隊兩館に出征す—榑太開拓地を奉還す—永世祿三千石を賜ふ—東京府に貢屬替—(利  
 剛)—舊幕時代の町治廢藩後の町治—町長氏名  
 回祿小史—太郎兵衛火事—蓮光寺火事—消防組の創設—長四郎火事—災源地の町民移轉—おれば火  
 事—防火堤の築設と撤廢—明治二十一年の大火—同三十二年の大火—防火線の設置—屋根の改葺—  
 附報時鐘

目次

官衙及び郡縣立學校

産業—生業別—工業—年産額—農業—年産額—耕地整理—其先容—漁業—金塚の鵜匠—叔羅河のは(萬葉集)に見ゆ—船に兩種ある説—(金塚古文書)—商業—大野藩の通商—思想—頭地を抜けり—保守退嬰の風あり—商賈細別表—銀行

教育—名主利忠に創まる—卓見施設—頭地を授けり—兵書を重譯す—維新後—有終校の沿革—大野圖書館—水本女學校の興廢—醫學と衛生

名勝古蹟—七面山—龜山公園—(其雪景)—大野二十景—朝倉義景の墓—(其墓と碑)—現今の墓ある地即ち賢松寺跡なりとの考説—土屋正明の墓—(其景)—大野城趾—(龜山城の天主閣趾の景)—代々の城主氏名—(地名辭書)に隱説少からず—亥山城趾—亥山は即龜山なりとの説

社寺—其表—縣社—藤原神社—(祠畔の清泉)—納涼の好地—郷社—青龍神社—郷社—日吉神社—雅俗相俟ち風致可掬—神明神社—(岩本文書)—春日神社—天滿宮—熊神社—柳酒社—惠光寺—大寶寺—洞雲寺—(古文書)—内山兄弟の墓あり—瑞祥寺—(古文書)—船慶寺—蓮光寺—最勝寺—妙典寺—松村九山の碑あり—善導寺—(其本堂と土井利忠の墓)—土屋正明の墓あり—土井侯の菩提所たり—古川大尉の墓あり—忠魂堂—誓念寺—圓立寺—岡田靜山、大熊潛の墓あり—應行寺—曹源寺—淨勝寺—惠傳道場教願寺—光政寺—一乗後主唐碑を樹てし龍池氏の祖—法蓮寺—大雄院—圓和寺—長勝寺—明源寺—圓德寺—本傳寺—德嚴寺—長興寺—中村信佐の墓あり—托縁寺—奥野庵—吉祥院—等覺院—願成寺—廢願せし寺院

人物—中村矩倫—内山隆佐—(小照)—竹田貞藏—筒井專一—内山貞休—(小照)—大熊潛—吉田

拙藏—(小照)—布川源兵衛—小野立誠—(小照)—尾崎彌右衛門—稻垣長章—(眞蹟)—同長和—雨森牛南—松村九山—(眞蹟)—一藩士の妻—岡田靜山—(眞蹟と墓)—中村信佐—柴田遊翁—宮澤獨愼庵—松村矩明—土田龍澤—布川正沖—(眞蹟)—横田秀—(小照)—孝子太右衛門—月照寺流安—唯泉寺—澄玄—梅原融—赤鷲吉成—(其製作假面と華押)—出目は閑—(其製作假面と焼印)—其他—土橋辰眞—故人—現存有

從軍—函館戰爭—戦死者氏名—西南役—戦死者氏名—二十七八年戦役—戦死者氏名—生存殊勳者—大生少將—三十七八年戦役—戦病死者氏名—古川大尉—(小照)—乾少尉—(小照)—中村中尉—(小照)—寺田通譯官—(小照)—生存殊勳者—石原軍醫總監—渡邊大佐—古川中佐—長谷川少佐—千田少佐—河合少佐—(感狀)—村井大尉—佐合大尉—松浦大尉—深見二等軍醫—福永兵曹長—景安少尉—松田特務曹長—西川特務曹長—其他

小山村

六九三—七二六頁

叙説—位置廣袤—境界—地勢—飯降山—(大野町より望みし同上)—木の瀧—赤根川—春日野—用水

水—區劃—戸口—土地—交通—沿革—村長氏名—役場と駐在所—産業—年産額

教育—社寺—洪泉寺—(古文書)—佛性寺—古蹟名勝—深井の湯—飯降山—越坂—新庄の

藤花—茶臼山城趾—人物—安川開佛—從軍—二十七八年戦役—生存殊勳者—三十七八年戦役—

戦病死者—生存殊勳者

乾側村

七二七—七三六頁

叙説―位置廣袤―境界―丁山―大門山―坂戸峠―花山―用水―區劃―戸口―土地 交通―美濃道―大野道  
 沿革―式内社―村長氏名―村役場と駐在所 産業―年産額 教育―小學校―實業補習學校―牛ヶ原青年夜學會 社寺―式内坂戸一事神社―八幡神社―其他―眞乘寺―教覺寺―光明寺―榮照寺 淨信寺―正願寺―寶光寺―正善寺 故蹟名勝―牛ヶ原城趾：(其遠景)―戊山城趾：(其遠景)―御茶ヶ端城趾―矢村杜の紅葉 人物―野尻とみ：(賞狀) 從軍―三十七八年役―戦死者―生存殊勳者―羽生少佐 雜―三社の雨乞―大野郡報德社：報德教の起源―天保飢饉の碑

下庄村

三八一―三九九頁

叙説―位置廣袤―境界―地勢―用水―區劃―戸口―土地 交通―美濃道―勝山道―五ヶ道―其他 沿革―村長氏名―村役場と駐在所 産業―農業の年産額―野菜賣の常習―中野特施肥法―畜工産―村農會 教育―教育普及會 社寺―風速神社―磐座神社：式内社の根據あり―白山神社村社に指定せらる―専光寺―願了寺―唯教寺―善勝寺―持寶院―眞淨寺―禪師峰寺 故蹟―道人窟―大光寺趾 人物―野尻とみ―田中彌重郎―出身者 從軍―三十七八年役―戦病死者―生存殊勳者―浦田大尉―田中大尉―土橋軍曹：(感狀) 雜―葛家松田氏：(古文書)―葛家野尻氏

羽生村

七〇一―七〇七頁

叙説―位置廣袤―境界―地勢―藥師靈泉―駐割―戸口―土地 交通―美濃道―大野道―羽生郵便局 沿革―村長氏名―村役場と駐在所 産業―羽生抄―年産額 教育 社寺―八幡神社：合併せられし熊野社―其他―百戸大神―發願寺―法善寺―願淨寺―願賢寺―淨蓮寺―成佛寺―四方寺 故蹟 人物 從軍―三十七八年役―戦病死者―生存殊勳者―尾野少尉―石村一等卒：(感狀) 雜―間戸青年の美風

芦見村

七七一―七九三頁

叙説―位置廣袤―境界―地勢―區劃―戸口―土地 交通―芦見道小史 沿革―駐在所 産業―年産額 教育 社寺―芦見神社―淨願寺 名勝故蹟 人物 從軍―二十七八年役―病死者―三十七八年役―戦病死者―生存殊勳者

上味見村

七九三―八二四頁

叙説―位置廣袤―境界―地勢―用水―小當見嶺山―區劃―戸口―土地 交通―大野道 沿革―村長氏名―村治佳良の稱あり：(覺書)：(選變狀)―村役場と駐在所 産業―河内煮―年産額 教育 社寺―八幡神社：式内神社―聖徳寺―光照寺―染香寺―誓願坊―藥師堂 故蹟 人物―希明清眞―大管操―寶鏡八郎右衛門―道下仁藏：(賞狀)―鳥崎こひこ：(賞狀) 從軍―二十七八年役―病死者―三十七八年役―戦病死者―生存殊勳者 雜―八幡社 神事

下味見村……………八二五—八六三頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—足羽川—布引瀧—礦物—區劃—戸口—土地—交通—池田道  
 大野道—足羽川の流筏—下味見郵便局—沿革—味見は原と味美と書けり—村長氏名—二十九  
 年の大水害—村役場と駐在所—産業—年産額—足羽川の鮎—教育—私立圖書館高島文庫  
 社寺—八幡神社—式内神神社—(梵文名文書)—高橋博士の考説—神額の古文書—白山神社—天満  
 神社—稻荷神社—其他—稱名寺…(古文書)—願重寺—西生寺—誠諦寺—名勝故蹟—金倉淵  
 —平家堂—矢の清水—正行寺趾—寺屋敷—經塚と經坂—七人塚—塚倉—まと場—刑部谷—金見屋敷  
 —藥師堂—觀音堂—人物—早川彌五左門—(小照)—早川夏子—從軍—三十七八年役—戰  
 死者—小森特務曹長—(小照)—生存殊勳者—内田少尉—雜—八幡社の寶宮神事—神輿渡御—敬  
 神の俗—八幡社年中余事—白山社同—熊野社同—天満社同及平家歌—稱名寺の椀飯—同考—おかん  
 だ—其考説—婚姻の異俗—葬式—左義長—田浦

上庄村……………八六三—九九三頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—荒島嶽—荒島風穴—寶慶寺山—笹俣峠—眞名川—清瀧川  
 —用水—仙翁鑛山—若生子精鍊所—區劃—戸口—土地—交通—美濃道—秋生道—其他—沿  
 革—慶長の頃木本に鑛—陣屋を置き加藤宗月居れり—松平直良十余年入封—所謂木ノ本領—公料  
 略説—郡上領同—鯖江領同—若生子の雷所—水戸浪士の通過—轉施者杉木氏と澤屋與吉—宗教暴動

の爆發地—村長氏名—村役場と駐在所—産業—年産額—上庄青芋と木ノ本蘿蔔—好獵地—檜原

鮎—石灰—木炭—寶慶寺テッコロ—若生子炭—輻紙—教育—社寺—式内荒島神社—高於磐  
 座神社—白山神社—同—其他—專福寺—最勝寺—寶慶寺—(山門の景)—(三尊佛)—牛嶽—十六  
 勝—遊記詩文—寂蓮禪師—(灰像と自畫像)—義雲禪師—(眞蹟)—光德寺—四應寺—福正寺—其他  
 故蹟—小山城趾—春日山城趾—宗月館趾—男女杉—抱ノ庄の異説—神明山城趾—若生子の一本橋  
 人物—金森顯順—廣瀬明—石田みの—(實狀)—從軍—二十七八年役—病死者—三十七八年役  
 —戰病死者—松田中尉—(小照)—生存殊勳者—雜—若生子の簡易水道

西谷村……………九三一—九九九頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—中天井鑛山—高屋鑛山—其他—區劃—戸口—土地—交通—秋  
 生道—水口浪士の經過せし証又越—四谷郵便局—沿革—温見堀朝子に關を置けり—笹俣雷所  
 —浪人騷動—村長氏名—村役場と駐在所—産業—年産額—製紙—黃蓮栽培—養蠶—教育  
 社寺—養休寺—専光寺—故蹟—城迹—屏風山の遺趾—平家ヶ平—從軍—三十七八年役  
 —戰病死者—生存殊勳者—山口上等兵—(感狀)—雜—某原の太鼓師—若山家—奥池田の殊俗

上穴馬村……………九五〇—九九四頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—面谷鑛山—鑛床—鑛物—坑道—(地形及鑛脉關係圖)—精鍊—人員  
 と産額—發電所其他—(全景、燈鑛爐、沈澱池)—選鑛順序圖—製煉順序圖—沿革—箱ヶ瀬植物化石—

區劃—戸口—土地 交通—美濃道—面谷郵便局 沿革—村長氏名—村役場と逓査派出所  
 産業—下駄齒製造 教育—面谷圖書館 社寺 故蹟 從軍—三十七八年役—戰病  
 死者—上原大尉(小照)—生存殊勳者

下穴馬村

九九四—一〇〇八頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—區劃—戸口—土地 交通—美濃道—下山郵便局 沿革  
 —村長氏名—村役場と駐在所大野區裁判所朝日出張所 産業—石灰 教育—社寺—八幡  
 社—(古笛) 故蹟—名勝—義平館址—法善堂—露降瀧 從軍—三十七八年役—戰病死者

石徹白村

一〇〇八—一〇四八頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—三ノ峯—石徹白川—區劃—戸口—土地 交通—檜木峠—石徹  
 白郵便局 沿革—石器時代の遺物を存す—開けしは餘程古し—岡村白山社人なり—石徹白氏の  
 祖來村—上村豊前之騷動—明治戊辰に社人内侍所を守衛す—維新の際奉神者と奉佛者と居所を別に  
 す—維新前は全村無高無稅帶刀の特別扱を受く—村長氏名—村役場と駐在所—村有基本財産全縣に  
 冠たり 産業—年産額 教育—社寺—白山中居神社(遠景と總鳥畫)—威徳寺—圓周寺  
 名勝—大師堂—長者屋敷—城山—首無塚 人物—石徹白胤住—聖無動院遷亮—天澤庵隱山—  
 杉本義宣—泰澄大師の母 從軍—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者 雜—神事—敬  
 神思想

坂谷村

一〇四九—一〇七四頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—經ヶ嶽—坂谷の私雨—小黑見嶺山—區劃—戸口—土地 交  
 通—五ヶ道—坂谷道—坂谷郵便局 沿革—村長氏名—村役場と駐在所 産業—年産額—  
 暗渠工事 教育—社寺—春日神社(軍配團扇)—德善寺—佛照寺—傳心寺—常興寺—雲乘  
 寺—圓徳寺—先請寺 名勝—故蹟—人物—源翁和尚—山本とめ—米村藤四郎—飯岡彦兵衛—  
 伊藤淳 從軍—三十七八年役—戰病死者—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者

五箇村

一〇七五—一一〇二頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—ハシリの絶景—化石泉(其景と寒水石)—打波鑛泉(其浴舎)—  
 魚躍鑛泉—區劃—戸口—土地 交通—美濃道—冬季間は郵便略ど無し 沿革—(古事記)  
 の和那美河乎—佛御前との關係—番所を置く—駐在所 産業—出作り—年産額 教育  
 社寺—即現寺 名勝—ハシリ(其景)—富觀音—城迹 從軍—三十七八年役—戰病死  
 者—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者 雜—打波の出作(其實景)—打波の普請—打波の  
 盆と冬—小池の笠踊—打波の神戸踊—ハシリの躰引

富田村

一一〇一—一二四二頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—荒島嶽—嵐山紀行—篠竹—風穴—塚原野—栗原野—九頭龍川—眞

名川—用水—區劃—戸口—土地 交通—美濃道—五ヶ道—荒井道 沿革—笑山は(古風土記)に見ゆ—式内荒島神社—富田は飛田歟—村長氏名—村役場と駐在所 産業—年産額—烟草は特産中の特産 教育—郁文同窓會 社寺—富島南専寺—唯野南専寺 名勝古蹟—塚原と栗原—龍江と鮎川—城地家の庭園—松原家の庭園—五郎丸塚—ゴシヤンバ—五郎丸の墓—(其景)了如尼の墓 人物—島田次郎右衛門—松田くも—(實狀) 従軍—三十七八年役—戦病死者—伊藤少尉—(小照)—生存殊勳者—松田一等軍醫—松原大尉—(感狀)—伊藤中尉—(感狀)—歸山特務曹長

### 平泉寺村

二四三—二四二頁

叙説—位置—廣義—境界—地勢—女神川—蘆沼—平泉寺鑛山—區劃—戸口—土地 交通—勝山道—菅渡—坂谷道—平泉寺道 沿革—村長氏名—村役場と駐在所 産業—年産額 教育—社寺—郷社白山神社—(菩提林の景)—(本社)—草創—(社藏の大鏡巻)—宗派—信仰—寄附—源豫州の通夜—源左中將との關係—隆盛—戰國の渦中に投ず—亡滅史—顯海再興—(朝倉氏古文書)—再興の詳細—寺地寄附—將軍の寄附—其他—福井侯の歸依—勝訴と非運—白山を支配す—什寶—(傳御宸翰の書畫)—(白山古圖)—(平泉寺古圖)—(琵琶、香爐、卓、木龍)—古假面—(其寫真)—十二景其他の詩歌—顯海寺—西念寺—(惠秀律師の畫像)—光明寺—竹峰庵 名勝故蹟墳墓—辨ヶ瀬—(其景)—五郎丸館跡—宮渡舊跡—壁倉の渡—七難の窟—燕の岩屋—楠公墓 人物—齊明—東尋坊—名工三光坊—出目滿照—大幸坊—玄成院如々—柳町如芥の碑—中村小市—(表彰狀)—従軍—三十七八年役—戦死者—生存殊勳者

### 猪野瀬村

二三二—二三七頁

叙説—位置—廣義—境界—地勢—區劃—戸口—土地 交通—勝山道—平泉寺道 沿革—畔川文書—村長氏名—村役場と駐在所 産業 教育 社寺—佛母寺 名勝故蹟等—大師山—泰澄母墓 人物 従軍—二十七八年役—病死者三十七八年役—戦病死者—生存殊勳者

### 勝山町

一三七—一三八頁

叙説—位置—廣義—(九頭龍川より望みし全景)—境界—市街部—奥山部—地勢—市街部—奥山部—奥山小史—下河原堤防—用水—區劃—戸口—土地 交通—勝山道—牛首道—平泉寺道—勝山郵便局—電燈會社勝山出張所 沿革—袋田村—勝山の稱—松平氏の領となり鎮を置く—一時公料となる—小笠原氏入封—(舊城下地圖)—(舊藩札八種)—小笠原氏の起源と徽章—貞信—信辰—信成—信胤—信房—長教—長貴—發者番より少老に陞む—長守—(長育)—(肖像と眞蹟)—(勳一)—(藩治時代の町治)—(維新後)—區劃の變遷と戸口の増加—町長氏名 大野區裁判所勝山出張所—名古屋專賣支局勝山出張所—(其景)—沿革表—所長氏名—專賣局金澤製造所勝山支所—(其景)—所長氏名—勝山警察分署—(其景)—分署長氏名 産業—工業—三の丸製絲場—年産額—農業—年産額—其他—銀行と會社 教育—成器堂に創まる—舊幕時代の寺子屋—維新後—外人を聘して外國語を授く—校舎建築紀念

碑—卒業生表—學有林—簡易圖書館

社寺—驛社神明神社：(社殿と土俵)：(古文書)——八幡神社—鶯太刀の祭—國泰寺—四方寺—義宣寺—淨願寺—尊光寺—明覺寺—正覺寺—法榮寺—大蓮寺—照願寺—四宮寺—開善寺：(本堂と小笠原侯の墓)——伯立院—了四寺—延勝寺—淨圓寺

名勝故蹟—長山公園：(其景)——勝山八景—夕照庵—勝山城址：(天守臺と城址碑)——神宮寺址—法恩寺址

人物—林季梁：(自贊の肖像—林雪隱)：(其筆跡)——秦晉齋：(其墓)——秦勤有—鈴木定七—遊美女—嘯柳容巴文—齋藤遊絲：(褒章之記)——小林平三郎：(賞狀)——石上茂：(賞狀)——茶屋藤右衛門：(賞狀二通)——野村たき子—其他

從軍—二十七八年役—病死者—殊勳者—渡邊少佐—同鈴木少佐—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者—岡部主計少監—宇野少佐—池田三等軍醫正—宇野一等軍醫—鈴木特務曹長

村岡村……………一三六—一三七二頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—カクマ石—用水—區劃—戸口—土地 交通—勝山道—牛首道  
沿革—村岡山—村長氏名—村役場と駐在所 産業 教育 社寺—村岡神社 名勝  
故蹟—村岡山—長尾山—村岡山城址：(其遺景)——太輔殿松の遺址—明神堂址—七人塚 從軍  
—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者 雜—瀧波の假面：(其寫眞)

北谷村……………一三七〇—一三九三頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—瀧波川—區劃—戸口—土地 交通—牛首道—北谷郵便局—  
中尾發電所：(其全景と内部) 沿革—七山家—村長氏名—村役場と駐在所 産業 教育  
社寺—谷説教場 名勝故蹟—不動瀧—烏谷壁—谷城址—柴田義宣の墓：(其景) 人物  
從軍—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者 雜—谷の豊年踊—谷の面祭：(其寫眞)

野向村……………一三九三—一四〇八頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—大日山—野津又川—瀧波川—用水—區劃—戸口—土地 交通  
沿革—村長氏名—村役場と駐在所 産業 教育 社寺—藥師神社—神明神社 名勝  
故蹟—龍谷公園：(其景)——高尾山—八反瀧—兜山—辨財天と女夫岩—長勝寺址 人物—踊雲  
坊從軍—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者

荒土村……………一四〇八—一四三八頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—細野口鑛山—石灰山—用水—區劃—戸口—土地 交通—勝山  
道—村道の大改修 沿革—村長氏名—村役場と駐在所 産業—年産額 教育 社  
寺 名勝故蹟—石井氏の庭園—壇ヶ城址附島田將監考 人物 從軍—三十七八年役—  
戰病死者—生存殊勳者—笠羽少佐



北郷村……………一四九—一五三頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—岩屋川—坂東嶺山—(坑口と曳揚棧)—用水—區劃—戸口—土地  
交通—勝山道—小舟渡船橋—荒井道—坂東崎崎 沿革—伊知地—道元窟—加將軍—村長氏名  
—村役場と駐在所 産業—年産額 教育—社寺—蓮照寺—慶恩寺—淨仙寺—本行寺  
名勝故蹟—女夫淵—鳴岩—道元窟—鈴巖寺跡—岩屋不動—鷺ヶ岳城址—(遠景)—御墓堂—畔山  
人物—竹内芳契 從軍—三十七八年役—戰病死者—生存殊勳者—田中上等兵—〔感狀〕

鹿谷村……………一四三—一四七頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—區劃—戸口—土地 交通—荒井道—開鑿小史 沿革—村  
長氏名—村役場と駐在所 産業—吳産と串柿—年産額 教育—社寺—蓮樂寺—崇壽寺  
—淨信寺—四願寺—四琳寺—南向寺—寶光寺 名勝故蹟—人物—山内淡月—山腰和助—  
〔賞狀〕—其他 從軍—西南戰爭—戰死者—二十七八年役—病死者—三十七八年役—戰病死  
者—生存殊勳者 雜—島田將監の裔

遅羽村……………一四七—一四八頁

叙説—位置廣義—境界—地勢—用水—區劃—戸口—土地 交通—勝山道—荒井道—鶴島渡  
沿革—村長氏名—村役場と駐在所 産業—年産額 教育—社寺—專勝寺 名勝

大野、勝山町圖

挿入圖板表……………自一頁至四頁

附 録

大野郡教育會小史……………自一頁至四頁

沿革—創業時代—支會時代—發展時代 事業—講習會—編纂—准教員養成等 會員 基本  
金 役員

福井縣大野郡誌下編目次終

## 下編 町村誌

### 大野町

叙説 位置廣袤 本郡の中央に近く、大野盆地の西部に位し、東西二十六町、南北一里九町  
全面積約三方里。

(小學校所在地は、東經約百三十六度三十分、北緯約三十五度五十九分。)

境界 當町は、上庄、下庄、小山、乾側、四村の間に介在するを以て、四境皆田疇の間に接壤し、東部の南半は、上庄村の木ノ本、下据、吉、東中に、北東は、下庄村中野、中津川、中挾、菖蒲池に、南は、小山村阿難祖地頭方に、西は、同村上舌下舌、右近次郎、飯降、新庄、鍛掛、及び乾側村犬山、下丁に境せり。

地勢 大野盆地の中心市街として、其西隅に一帶の地を占むるものなれば、概して、平坦砥の如しと云ふを得れども、南するに隨ひ、稍々高く、北西は、漸次低下す、就中、清水區、及赤根川沿岸の地は著し。其間、龜山の小丘、西邊に特立し、山王臺、東側に存じ、共に城趾且絶好遊園として名あり。唯清瀧の一區は、赤根川の左にありて、西に、飯降山の支脈を負ひ、其

(龜山より望みしもの)



大野町の全景

(遠に見ゆるは荒島嶽)

南端は所謂砂山なり。赤根川は、小山村より來りて、當町の西部龜山の西麓を繞り、北方に流過す。又町内の縦筋毎に、清き細流なり、其主なる源は、篠座區内の本願寺清水にして、數條に分れ、町に入り、各殆んど十五六間を隔て、北流し、水落區に於て合して二となり、中野(下庄村)に入る。

〔加越日記〕 大野町を見る抑大野町は山深き中に二里餘打ひらけたる所にて四方の見わたしすべて山なりされど人家多く堅横六筋にわかれて直くとほり西京のさまに似たり町はまひろく横の筋はいづれも中に川流る其水源は町はづれ南の方に大なる泉ありそこより六筋に引けたり堅の筋七間町通は日まぜに市あり其さま町はゞ廣けれど左右二行に市人近きあたりの村々より野菜種々の物を持來てうるなり其中筋を人かよひて買ふなりいと賑はし

用水 當町の用水左の如し

川名	用水名	堰入口箇所	堰入口概造概略	維持費	灌溉反別
清澁川筋	法善用水	左岸 上庄村下掘字麻畑	牛	一反歩當り 五十七錢七厘	五十五町七反六畝歩
同	藤巻用水	同 同村下掘字西駒色	石	同	拾八町六反一畝歩
同	國時用水	同 同村東中字長尾佐	牛	同	拾九町四反歩
同	童子丸用水	同 同村東中行定	同	同	三十一町八反四畝歩
荒堂川筋	町井用水	左岸 大野町字東天神	土	同	拾七町四反五畝歩
安方川筋	安方用水	右岸 大野町字島田	依	同	貳十町壹反七畝貳歩
溜池	上澤用水	右岸 小山村新庄字池後	同	同	七町一反七畝五歩

木ノ本野

木ノ本野は、又新田野、若しくは町の野とも稱す、其大部分は、當町民の所有にして、往時は茫々たる荒野なりしが、漸次植樹開墾の緒に就けり、全部誌地 勢章参照其處々に、大小の碑又塚を存ずは、荒野なりし故、種々收瘞せしを標するものにて、近くは、宗教的暴動の際、柵専乘を葬りしと傳ふるもの、明治十八年の虎疫に罹りし者を表弔せしもの等は其一例なり。

區劃

區劃 清水、龜山、水落、西一番、東一番、西二番、東二番、西三番、東三番、西四番、東

戸口 本年六月末日現在如左。  
四番、六間、七間、横、神明、寺、清瀧 篠座、春日。

大字		戸口	
戸数	人口	戸数	人口
清水	一四九	一	一
龜山	九四	一	一
水落	九八	一	一
第一番	二〇〇	一	一
第二番	七三	一	一
第三番	九六	一	一
第四番	六九	一	一
第五番	九三	一	一
第六番	七四	一	一
第七番	二六	一	一
第八番	一四	一	一
第九番	一八	一	一
第十番	一六	一	一
第十一番	一八	一	一
第十二番	一六	一	一
第十三番	一八	一	一
第十四番	一六	一	一
第十五番	一八	一	一
第十六番	一六	一	一
第十七番	一八	一	一
第十八番	一六	一	一
第十九番	一八	一	一
第二十番	一六	一	一
合計	一八八五	一	一

土地 本年六月三十日現在如左。

種別	田	畑	宅	山	林	原野	其他	計
反別	一、〇一七	一、三三六	四、五三〇	五、四〇〇	五、八七九	六、八二九	〇	二六、七九〇
地價	七、三三六〇	一、五一九、四〇〇	三、八八九〇	一、三六〇、〇〇〇	九、六四三〇	二、六七九、三〇〇	〇	二六、七九三、〇〇〇

交通 大野盆地の中心市街を含む當町が、又本郡交通の中心なるは固よりにして、比較的其便開けたり。

美濃道(假定縣道) 本部を通過する第一の交通大系にして、當町を中心とし、西方に延びては、

福井に通ずる大野街道となり、東方に走りては、國境に達する穴馬道又は面谷道となるものにて、當町を貫通し、各種の商業店の主なるものは之に沿ひて、軒を並ぶ。

勝山道(假定縣道) 本部の二大交通系の一にして、當町七間に於て美濃道より起り、勝山を經て福井に達するもの、道幅廣く、比較的平坦にして、車馬の往來甚だ多し。

五ヶ道(甲種郡道) 當町東一番より起り、寺を經、下庄村に出で、二百餘間の橋梁を過ぎ、富田村川島、上野等を経て、坂谷村に達するものにて、駄馬の往來多し。

秋生道(甲種郡道) 仙翁道と通稱するものにて、當町春日にて美濃道に岐れ、上庄村を經、西谷村に達するものにて、坂東嶺山の探礦は、此道によりて廻送さるゝを以て、其搬車殊に行客の目を惹けり。

大野道(甲種郡道) 當町東一番にて美濃道に岐れ、龜山の南麓を遶り、丁坂を越へ、下味見村に達す、

乙種郡道に、又大野道あり、當町春日にて秋生道に岐れ、上庄村に到れり、其他名ある里道も少からず。

味見道(乙種郡道) 當町横町にて美濃道より岐れ、篠座を經、小山村に出づ、上味見村、及び

大野郵便局

今立郡池田地方に通する一の捷徑なり。  
 通稱秋生道 當町春日にて郡道秋生道に岐れ、篠座祠前を過ぎ、木ノ本野、笹俣峠を經、西谷村に達することを得、道路好からざるも、行人少からず。  
 大野郵便局 當町七間九十一番地 尾崎貞吉提供に在り、其創設は、明治五年七月にして、大野郵便役所と稱し、七間布川源兵衛宅に於て、單に信書の送達をなすに過ぎざりしが、八年一月郵便局と改稱せられ、其年十一月二日より内國爲替を、十二年四月より貯金事務を、二十四年十一月十六日より内國電信 福井局中繼 を、二十五年七月十日より外國爲替を、二十六年七月二日より小包郵便を、二十八年五月一日より歐文電報を取扱ひ始め、此時、従来の電話機を、モリス電信機に變更、近年、振替貯金、年金恩給事務、郵便集金等、諸般の事務を取扱ふに至り、本年九月二十六日より、電話交換 通話區域、勝山、福井、松岡、三國、鯖江、武生、森田、栗田部の十一ヶ所。 を開始せられて、文明の利器完備するに至れり。其間、局長の更迭より、局舎も、二十三年十一月、現今の地に移轉したり、今十年前と比較して、當町に於ける郵務發達狀況を示さむ。

年 度	通常郵便		小包郵便		電 報		爲 替		貯 金	
	取集	配達	引受	配達	發信	着信	振 出	拂 込	預 入	拂 戻
三十三年度	一六、八三五	二八、七〇〇	三、四〇七	四、六五五	五、〇三三	六、一五五	四、四九〇	二、九四七	一、〇二二	一、九八三
四十三年度	二六、六三五	四八、〇七七	九、八二二	二、三五九	八、七一九	一〇、二七六	九、八三三	七、八〇三	六、八〇〇	四、六二二

(近年より取扱ふ)振替貯金 拂出 五〇、九九九、二九五  
 恩給年金 二〇、五九三、三九〇

創設以來の局長は次の如し、

- 自明治五年七月二日 至同二十一年四月一日 布川源兵衛
- 自同二十一年四月一日 至同三十三年十一月十日 布川龜太郎
- 自同三十三年十一月十日 至同三十九年八月六日 尾崎周右衛門
- 自同三十九年八月六日 至同 年同 月同日 尾崎貞吉

大野變電所

京都電燈會社 大野變電所 當町元六間に在り、  
 遠からず敷設さるべき、電氣鐵道の原動力たる、電力の現時利用を一瞥せむ乎。

三本 月 年	基 礎 數	街 燈 數	街 燈 力	熱 引		動 力 供 給	
				各 戸 引 燈 數	各 戸 引 燈 力	使 用 戸 數	動 力 數
現 在	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、

沿革 沿革 其起源は不詳なれども、蓋し、郡名は大野、當町名は、大野古命の御名代大沼にて、(和

下編 町村誌 大野町

名抄)の一本に見ゆる大沼郷に含まれしものならむ。

按に、(伊勢度會氏系圖)に據れば。越國荒振賊阿彦を平けたる大若子命の弟、乙若子命四世孫に、大野古命あり、此地は、或は、此命の御名代にあらざるか。又豊城入彦之後有大野朝臣者の説は、既に、全郡誌沿革章に載せたり、可參看。

〔高山寺本和名抄〕に、大沼郷と見ゆるを、(地名辭書)大沼郷、今大野町並に乾側村是なり、大野、大沼は古音相通すと解すれど、郡郷の名に、好字を著け、風土記を上らしたまひし、和銅全郡誌沿革章參照より後に屬し、(萬葉集)に大野川原、(日本後紀)

に大野朝臣、(三代實錄)に大野郡、と正史に續々載せらるゝ大野を、何に苦んで、特に大沼の字を用ふ可き、之は、明かに、郡名と、地名と區別ありて、郡名は、木ノ木原原杯より大野と稱し、地名は、大野古命の御名代よりオホノと呼び、(今、尙

篠原より義景森附近の地狀の實際及、舌郷、荒江、深江の大字名、若しくは、船繫等の名も遠り、中野花倉家松田が、沼地を埋立て、現に夫と祭せらるゝ事實に徴して)大沼地なりしより、大沼の字をは用ひしものなるべし。

〔和名抄〕に見ゆる、加美郷は、木ノ木附近、資母郷は、塚原附近に名けし稱にて、今の大野町に對して、上庄、下庄と稱するとは、其意義別なるをおぼゆ。

〔若越小誌〕に、郡家々、大野郡は大沼郷に置かれたりきとあれど、(古名考)杯にも、村岡村郡を郡司の趾かとも推論し、彼地の附近にのこれる地名等を、彼此合考すれば、村岡村首肯すべき節も多きが如し。(固より、淡河時治の居りし、牛ヶ原は大沼郷の内なれど。)

〔延喜式〕内九社の一たる篠原社は、現鎮の祠なるに異論なく、或は、國生大野神社が、當町に在りしとの説もあれば、其頃、既に地の開けしは明かなり。全郡誌社寺章參照

白山三所を祀りしと認むべきものもなく、南北朝以前に草創の寺院も存せざるより考察すれば、

平泉寺領にも多くは屬せざりしなるべく、其現狀に近く開けしは、南北朝の頃、堀口氏杯の城下たりし以後なるべし。亥山城跡の項參照

今の神明神社附近を、土橋の庄と呼びしは、人の知る所にして、按に、朝倉氏治國前後より、此稱は起りしが如し。城の西門前の大土橋より起りしと云傳

〔應仁記〕越前へは、武衛義敏下向しける、甲斐八郎山名方にて土橋城に籠りける如何したりけるにや義敏も土橋城に籠らるゝ其頃朝倉父子在國しければ之を追討して國を治むべき由御教書を被下下桶田口の合戦に教景父子盡粉骨甲斐八郎が攻落甲斐江州海津邊へ没落す

〔始末記朝倉家系圖略〕寛正六年五月十六日殿下桶田合戦之時御感狀如右父子二通被下

〔此土橋を、地名辭書〕に、吉田郡西藤島村の土橋とせるは、殿下などの字に注意しての説なるべきも、當時上庄村小山城に斯波義廉居りしより、推論し、永正の頃、土橋の地名存するより、考察すれば、土橋城は、即ち、亥山城たりしや疑なし。

〔越前名蹟考〕或云古は土橋庄と稱する歟(四六月村采石橋)

〔永正〕元年寶慶寺納目録]土橋散田 土橋島堀内同土橋南所在

〔樺神社神鏡録〕大野土橋郡味美谷、

堀口氏政以後、足利の初期より、戌山に在城せし斯波氏乾側村誌參看の治下たりしは固よりにして、甲斐八郎、斯波義敏の城下たりしも一時に屬し、尋で、戌山在城の朝倉氏上の治下たりしが、

其間前掲の寶慶寺其他の寺領たりし處も交はり、現時の地名も、其頃の文書に散見せり。

〔始末記 朝倉家系圖略〕 經景〔敏景弟〕期倉下野守 景鏡 與三左 孫八郎 後景鏡 所載 與三左衛門尉 衛門 與三左衛門尉

〔天文 八年〕平泉寺賢聖院々領目錄 一貳石七斗五升無正供 清瀧村高橋ニ有之

〔文 明〕彌羅陀寺 洪泉 年貢帳 柳町 吉田 箱田 百合端

〔弘治 二年〕洪泉寺々領分目錄 城山ノ下 十王堂後

〔享 祿 三年〕崇聖寺々納分目錄 篠藏之後 猪山之腰 同北 篠藏藥師堂後 猪山之裏水落

〔大 永 七年〕洞雲寺寄進分田地目錄 四方寺之前 十日市

〔天 文 二十三年 同上〕 野口本洞雲寺屋敷之内 玉岩寄進

朝倉景鏡以後、松平直良迄、つき／＼に在城せし諸將は、其詳述を、亥山、龜山城趾の項下に譲り、此には、唯、領主として其名のみを列記せむ。

按に景鏡の土橋と改姓せしは、天正元年にして、居城の地名に採りしは明けし。

〔始末記 朝倉家系圖略〕 景鏡孫八郎後式部大輔大野亥山山城主天正元年八月二十日殺主君義景降信長改姓土橋後與一控戰天正二年四月十五日於平泉寺被伐捕

領主氏名

杉浦 壹岐、 原 政 茂〔諸書に正則とあれど古文書の自署に據る〕 (亥 山 城)

金森 長近、 青木 一 矩又秀、 長谷川 秀一、 織田 秀雄、

小栗 美作、 土屋 正明、 小栗 正矩、 (越後守兼友)

木多 成重、 松平 直政、 同 直基、 同 直良、

同 直明、

〔按に、舊記錯雜所載一ならず、或は、一の次に織田常真を加へ、或は、小栗美作本多成重を載せざるあれど、考證して斯く定む。疑しきには( )を附す。城趾の條を參看せられよ。〕

〔金森系圖〕 天正三乙亥秋八月越前朝倉餘黨蜂起金森五郎八近頼摺手の大将トシテ與力百騎拜借…近頼ハ…穴間大野兩城ヲ一日ニ攻落シケリ

今度其許江發向被申候て毎度粉骨を盡し無比類勲敵軍を碎餘り一國の兵早速及□□候所爲外聞不至之其面目覺候然る上は打取地則大野令申付候是在城被致置候猶亦出精被勸候恐々謹言

天正之三年八月 日

金森 五郎 八 殿

信長 華押

〔遠藤權兵衛覺書〕 天正十一年、柴田合戦ノ時、大野ノ城攻落シタリ。

直政、直明間に於て、藩に起りし事項と藩士の事跡は、僅に、交合雜記に兩三散見するのみ。

泊番の喧嘩

泊番の喧嘩 松平但馬守直富、越前大野城主或時、本丸泊番ノ者、喧嘩有レ之ケル意趣ハ、番頭小泉齋宮、家老津田圖書ノ弟相番ハ大野權之吸、飯沼新兵衛、板倉彦之吸、小坂武太夫、徳永傳内鈴木兵之吸也右ノ内飯沼ト大野ト、圍碁ヲナシテ及ニ深更ニ齋宮平生圍碁ハ嫌ナル故、最早ヨキ程ニ御仕舞ヤウニト、一兩度モ申ケルガ碁ニ掛リタル替ヒ、ロク／＼ニ返事モセズ、剩吾ヲ忘レテ不都合ナル挨拶モ有ケルガ、齋宮ハ二十三歳ノ血氣ノ若者、元ヨリ短慮ナリケルガ、飯沼ガ盤上へ及ヒ掛リタル頭チ、只一討ニ盤ノ上ニ切落ス、相手ノ權之吸へ、直ニ二ノ太刀ニ切付ルチ、手取ニセントシケルガ、取損シテ手ノ内チキ

下編 町村誌 大野町

ト、餘義ナク申上ル、取次ノ者與テ覺シ、年寄共へ申聞セタリケル、但馬守ハ隱モナキヤツコニテ、諸事手強ク、左様ノコト申タルナド、内證ニテスカシ跡シタルト、後ニ聞申サレバ唯事ニテハ有間敷間、耳ニ立コトテ、委細ヲ演ブル、直當日ヲフサギ小時思案シ、二百石トラスベシトテ、早速呼出サレ、在所へ供致シ、還俗シテ古由平太左衛門ト號シケリ、人柄尋常ニ律義ナルモノニテ、武藝ハ如レ形嗜ミケル内ニ、腰指ノ鈍炮ヲ鎗ニ仕掛テ、打丁ヲ鍛煉シテ、若キ者共ニ教ケレドモ、終ニ武藝ノ事ニ自慢セズ、卒人ニテ餓死ニ及アホドナレドモ、具足鎗刀脇指ハ如レ形用意シケル也、一生無妻ニテ果タリ、末期ニ至テ養子致シ候へ、名跡ヲ立ラレキ由、申聞サレケレバ、平太左衛門申上ケルハ、御意有ガタク奉存候、私義當家へ召出サレケル時、傍若無人ノ御願申上候儀ニ、覺悟ノ段ヲ不便ニ思召レ召出サレ候御厚恩可奉レ報ヤウナシ、戰國ノ節カ何ソ事ガマシキ時ハ、一命ヲ人先ニ指上申ベク存罷アリ候ヘドモ、唯今相果候ヘバ、不レ及レ是非ニ次第ニ奉存候、此上ハ私ニ下シ置レ候、御知行ヲ返上奉リ、跡ヲ潰シ申テ以、御奉公ト存候トテ、養子ハセザリケリ、近キ親類モナク、家財武器馬具鎗刀衣類其外、懇志ノ傍輩弟子家來ニ遺物ニ致、果申候、幼年ノ時見申タリ、セイモ高ク能男ニテ有シナリ、思ヒ切タル濟ヤウ其人ヲ見知タル故、書付タル也、先主、ハ不聞ナリ、果候時五十有餘也〔十三〕

土井侯の  
入封

天和二年三月、土井侯の祖利房、下野足利より移封し來り、四萬石を領して、子孫相傳へ、廢藩に及び、藩主は東都へ移住せられしも、其關係、今に斷えず、當町の爲に盡さるゝ事甚大なり。

〔武林隱見録〕 土井能登守立身の事、一土井能登守利房下野足利の内二萬石領し、若年寄役被相勤候段々加増二萬石被下老中職被仰候都合四萬石にて城主には無之候得共二本道具御免城地の内御見合可被下候間 綱吉公鈞命にて越前大野の城を被下城主に被成其後御御免有しとなり

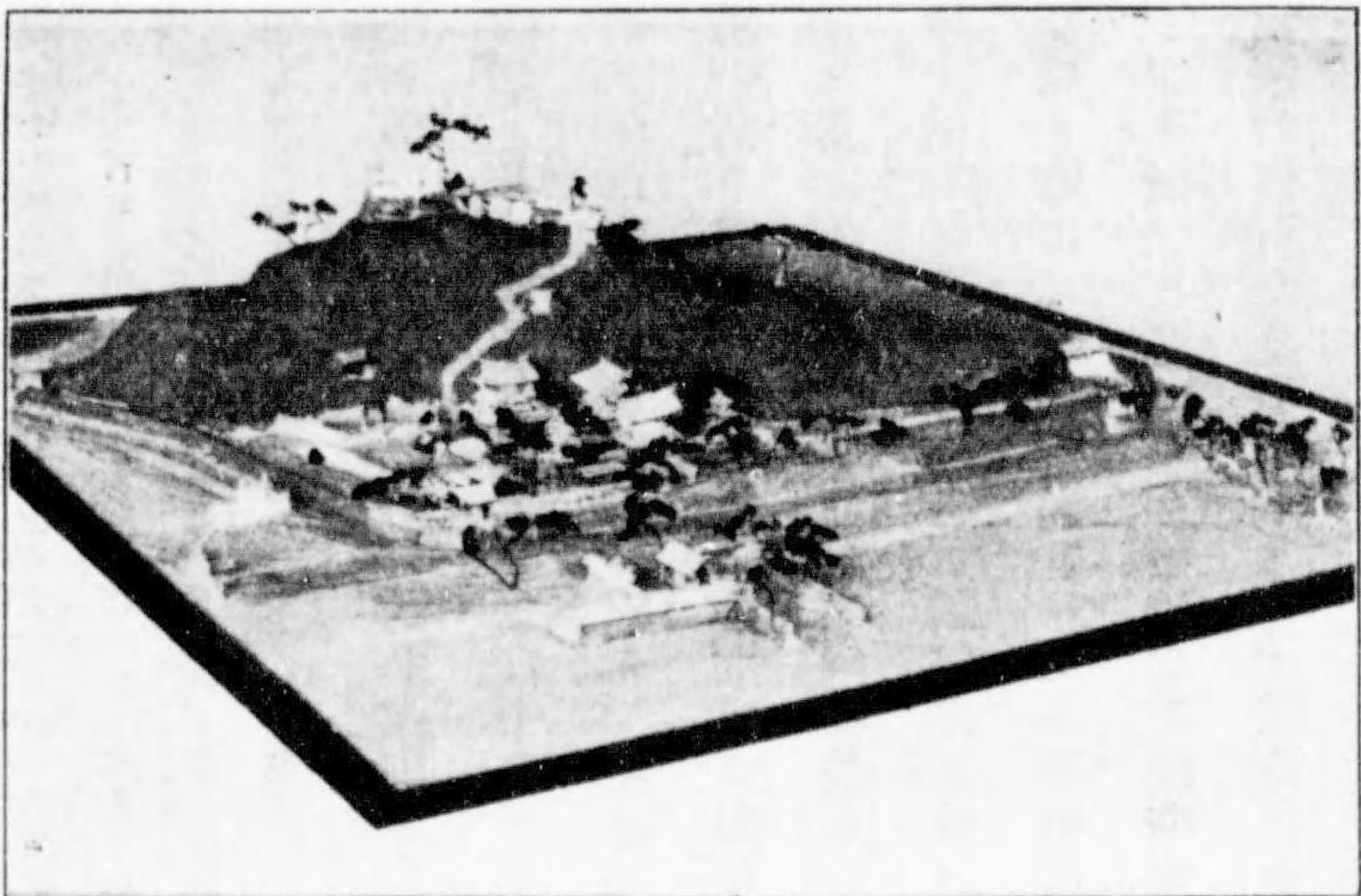
○土井家代々

利房—利治—利寬—利貞—利義伊井直—利器久世廣明

—利忠贈從三位—利恒—利剛現

利義利義嫡男—利剛子爵

土井氏の  
起源と徽



大野城の池の模

○土井氏の起源と徽章 其祖利勝の出身は、諸説紛々不一〔野史〕されど、水野信元の遺子家康とにして、三河國針崎の土井村の小左衛門或云、土岐氏の庶族、利昌に養はれしは實に近きが如し、氏の起る所以て知るべし、其徽章水車は、土井氏古代より用ひ來りしもの。〔藩翰譜 參照〕

〔家紋の由来〕水車 寛永系圖譜に此家の紋もと横木瓜なりしを利勝水車と改む；八葉車より轉化せしものなるべし（大意）

替紋澤潟は、利勝の實父水野氏の家紋なり。

〔諸家紋起抄〕 水野家の祖義清和州美豆野御牧に住し子孫郷士たりしが後尾張に移り戰國の頃三州を領し水野氏を稱せしと共に舊地御牧が澤潟の名所なるより之を用ひしなりとぞ（大意）

〔土井家略歴〕 土井宗家ノ祖系ハ其族清和源氏ニ屬ス多田院



フレケリ少ナレドモ痛手ユヘカ、氣弱キ故カ、忽仆レテ絶入ヌ、夫ヨリ少引離レテ板倉産之吸、脇枕シテウツラノトシケルガ、心得タリト起上リ拔合テ齋宮ト切結ブ、何レモ劍術功者ノコトナレバ、互ニ勝負モナク久シク打合ケルガ、兩方淺手深手余多負勢ツカレテ兩人相引ニ倒ケルガ、齋宮ハ當座ニ死ケリ、産之吸ハ息切ケルガ、正氣ニ成ケレドモ、行燈ヲ臙カヤシテ暗ニ成リケルユヘ、相色ガ見エヌゾ火ヲ出セト呼ケレドモ、早速出合ザリシガ、漸坊主蠟燭ヲ持來リヌ、小坂武太夫ハ側へ行テ不知レ之、蠟燭ヲ持出タル時、歸リ合テ産之吸ヲ懷キ抱ヘ、鉢巻ヲサセテ介抱ス、鈴木ト徳永ハ、木丸ノ玄關ヲカケ出、ソレヨリ半町斗先ニ、極樂橋トテ木丸ヘ入橋也、其門櫓ハ大野三郎右衛門ト云武頭當番ニテ泊リ居ケル、彼役所ヘカケ來リ、廣間ニ喧嘩有レ之ゾ、御油斷有ベカラズト、跳ニテ告來ル、三郎右衛門聞レ之、人ノ番所ノ御指圖御無用ニ候、御自分ノ御番所ヲ、御固メ候ヘトイハレテ、スゴノト立歸リケルガ、其場ヘモ得不出、ウロタエ居ケルガ、所詮不首尾ナレバ、其夜ニ紛レテ逐電シタリケリ、但馬守聞レ之自身出タマヒテ、産之吸ヲ呼出シ、一々喧嘩ノ次第ヲ尋ラレケリ、深手淺手八九個所負ケルガ、言語モフルハズ、委細具ニ申上ル時、産之吸ガ手疵ヲ見タマヒケルガ、右ノ脇腹ヲ前ヨリナグリ込タル深キ疵アリ、之ヲ見タマヒテ、左太刀ガ能ク利タルハト宣ヒケリ、右ノ喧嘩ノコト、家老共ヘ申ツカハシケル時、圖書ハ大手ノ前ニ屏敷有レ是、一番ニ城ニ近キユヘ、追取刀ニテ城ヘ上リ、門ヲ明ラレト頼ニ申ケルガ、大野三郎右衛門申ケルハ、早速御通申度候ヘドモ、喧嘩ノ御相手御弟齋宮殿ニテ候ヘバ御耳ニ達シ、其上ニテ御通りナサルベク候、其内同役原書允ニモ出ナサルヘクト云ケレバ、圖書夫ハ心得違ヘルカト言テ荒ウ、ケ申聞レドモ、聞入ズ但馬守殿ヘ其段申上ケレバ、神妙ノ至尤ナリ、不苦ゾ入レ可申ト仰有テ入ケリ、諸人はヲ裏ケリ扱産之吸ハ隨分大事ニ手疵養生可レ致快氣ノ後申付ルツケ有リト、家老ヲ以急度云付ラレテ、伊吹慶琢ト云外科、療治ヲシテ、段々快氣ヲトゲタル也、大野權之吸モ段々治シケルガ、或夜堆子ノ燒島ヲ、勝手ニテコシラヘタル匂ヲ嗅テ、忽血氣シ疵ホコロヒテ、終ニ相果タリ、小坂武太夫義則ニ行タルコト無紛トハイヘドモ、傳内兵之吸カ巻添ニ成ケルユヘニ、切腹センコトヲ願フ所ニ、直富聞タマヒテ、切腹ニハ及マシクヨシニテ、其儘

峯山中道

勤ケレドモ、元來勇氣タクマシキ但馬守ナレバ、働ノ者ト唯ノ席ニハ、木丸ノ雪隠ハ、菘座城下ヨリ一里斗ニコソ有ケルヤト、宣フコト度々アリケルユヘ兎角ツトメ難クテ、暇ヲ乞ケレバ、早速浪人サセラレケリ、扱小泉齋宮ガ譜代ノ若黨ニ、市郎兵衛苗字兼念五十有餘ノ者ナリ主人ノ爲ニ、福井越前下石谷ヨリ切出シ候、石ヲ運ヒヨセ、右ノ奉行ヲ致シテ石塔ヲ築、三十五日ノ法事ヲ仕舞ケルガ、其夕ニ至テ、板倉産之吸ヘ忍入ケリ、産之吸ハ元在江戸ノ者ニテ、大野ハ一陣ノ旅結也ケルガ、姉婿中山七郎兵衛ノ所ヲ、宿トシテ居タリケルガ、其夜七郎兵衛一類、大月八兵衛ト云者ノ方ニ、聊視コト有テ一家不レ殘、渠ガ故へ行ケリアトニハ産之吸一人、下女ニ煎茶立サセ、片膝立大病後漸手疵モ不愈シタリケレドモ、膏藥ヲバ未ダ不レ離ホドノ體ニテ、茶ヲ吞テ行燈ノ側ニ居ケル所ヲ、暮六過ニ市郎兵衛股引御半ニテ、腰ニ草鞋ヲ付、旅用意ニテ忍入、暖簾ノ蔭ヨリソト出テ、後ヨリ大袈裟ニ切付タリ、産之吸ハ心早キ者ナレバ、脇指ニテ拔拂ヒケルニ、手負テ叶マシク思ヒケルガ、逃ケルカ不案内故カ息切テ水ヲ吞ント思ケルカ、水屋ノ隅ヘカケ行ケルチ、産之吸追カケ、市郎兵衛ヲ討止タリ、サレドモ、痛手平愈末レ全内、大事ノ手負ケレバ、其曉産之吸モ相果ケルナリ

實ハ中山七郎兵衛ガ嫡子、同苗平左衛門ト云者、眼病氣ニテ座敷ニ平臥シケルガ、是ヲ聞付、手錠追取カケ出、市郎兵衛ヲ一鎗ニ突伏セ、産之吸ヲ其場所ヘ引出シ。脇指ヲ以テ切止サセテ、産之吸ガ討止タルニシケレトモ、突疵紛ナケレバ、平左衛門ガシケルト、諸傍輩モ知ケル也、其後中山七郎兵衛ハ、故有テ、穿人シケル也、市郎兵衛ガ一子、童名石松ト云ケルモノ成長スルニ從テ、件ノ始終ヲ聞、主人津田圖書ニ暇乞フテ、平左衛門ヲ親ノ敵ナレバ、討ント心ガケテ、方々ネウヒケルヨシ、正徳三癸巳年中迄ハ、討タル沙汰モナカリシ也、(二十一)

**峯山中道** 松平但馬守直富越前大野城主ノ代ニ、峯山中道、ガツサウノ浪人、紙子ノ裝束ニテ、直富ノ邸ニ來リ、取次ニ向テケ云ルハ、吾等長々ノ浪人ニテ、方々身上ヲカセギ候ヘドモ、不幸ニシテ相濟不申、今ハ必至ト餓死仕ル體ニ罷成候、御家ヲ見カク奉リテ申上ル間、何トゾ召抱ラレ下サレ候メシ、無左候ハ、則是ニテ御視ノ御座シキ汚シ、切腹仕候覺悟ニ候

ト、餘義ナク申上ル、取次ノ者與テ覺シ、年寄共へ申聞セタリケル、但馬守ハ隠モノキヤツコニテ、諸事手強ク、左様ノコト申タルナド、内證ニテスカシ踊シタルト、後ニ聞申サレバ唯事ニテハ有間敷間、耳ニ立ヨトテ、委細ヲ演アル、直當目ヲフサギ小時思案シ、二百石トラスベシトテ、早速呼出サレ、在所へ供致シ、還俗シテ古由平太左衛門ト號シケリ、人柄尋常ニ律義ナルモノニテ、武藝ハ如レ形嗜ミケル内ニ、腰指ノ銃炮ヲ鎗ニ仕掛テ、打丁ヲ鍛練シテ、若キ者共ニ教ケレドモ、終ニ武藝ノ事ニ自慢セズ、窄人ニテ餓死ニ及アホドナレドモ、具足鎗刀脇指ハ如レ形用意シケル也、一生無妻ニテ果タリ、末期ニ至テ養子致シ候へ、名跡ヲ立ラレベキ由、申聞サレケレバ、平太左衛門申上ケルハ、御意有ケタク奉存候、私義當家へ召出サレケル時、傍若無人ノ御願申上候儀ニ、覺悟ノ段ヲ不便ニ思召レ召出サレ候御厚恩可レ奉レ報ヤウナシ、戰國ノ節カ何ゾ事ガマシキ時ハ、一命ヲ人先ニ指上申ベク存罷アリ候ヘドモ、唯今相果候ヘバ、不レ及ニ是非ニ次第ニ奉存候、此上ハ私ニ下シ置レ候、御知行ヲ返上奉リ、跡ヲ潰シ申テ以、御奉公ト存候トテ、養子ハセザリケリ、近キ親類モナク、家財武器馬具鎗刀衣類其外、懇志ノ傍輩弟子家來ニ遺物ニ致、果申候、幼年ノ時見申タリ、セイモ高ク能男ニテ有シナリ、思ヒ切タル濟ヤウ其人ヲ見知タル故、書付タル也、先主、ハ不聞ナリ、果候時五十有餘也、十三

土井侯の  
入封

天和二年三月、土井侯の祖利房、下野足利より移封し來り、四萬石を領して、子孫相傳へ、廢藩に及び、藩主は東都へ移住せられしも、其關係、今に斷えず、當町の爲に盡さるゝ事甚大なり。

〔武林隱見録〕 土井能登守立身の事、一土井能登守利房下野足利の内二萬石領し、若年寄役被相勤候段々加増二萬石被下老中職被仰候都合四萬石にて城主には無之候得共二本道具御免城地の内御見合可被下候間、綱吉公鈞命にて越前大野の城を被下城主に被成其後御供御免有しとなり

○土井家代々

利房—利治—利寬—利貞—利義伊井直—利器久世廣明

—利忠贈從三位—利恒—利剛現

利義幸九男—利義幸九男—利剛子爵

○土井氏の起源と徽章 其祖利勝の出身は、諸説紛々不一〔野史〕されど、水野信元の遺子家康とにして、三河國針崎の土井村の小左衛門或云、土岐氏の庶族、に養はれしは實に近きが如し、氏の起る所以て知るべし、其徽章水車は、土井氏古代より用ひ來りしもの。〔藩翰譜 參照〕

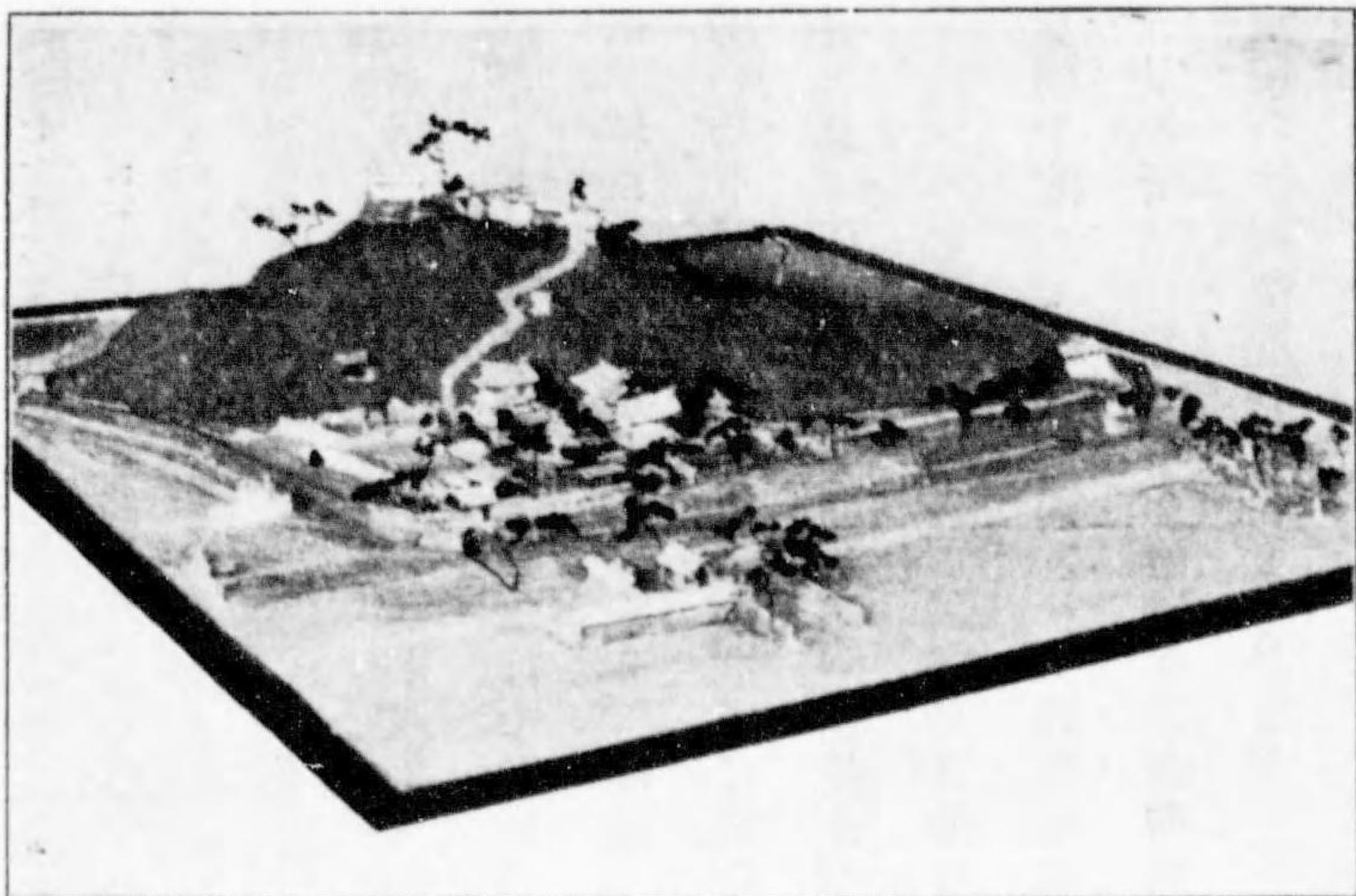
〔家紋の由来〕 水車 寛永系圖譜に此家の紋もと横木瓜なりしを利勝水車と改む：八葉車より轉化せしものなるべし（大意）

替紋澤湯は、利勝の實父水野氏の家紋なり。

〔諸家紋起抄〕 水野家の祖義清和州美豆野御牧に住し子孫郷士たりしが後尾張に移り戰國の頃三州を領し水野氏を稱せしと共に舊地御牧が澤湯の名所なるより之を用ひしなりとぞ（大意）

〔土井家略歴〕 土井宗家ノ祖系ハ其族清和源氏ニ屬ス多田院

土井氏の  
起源と徽  
章

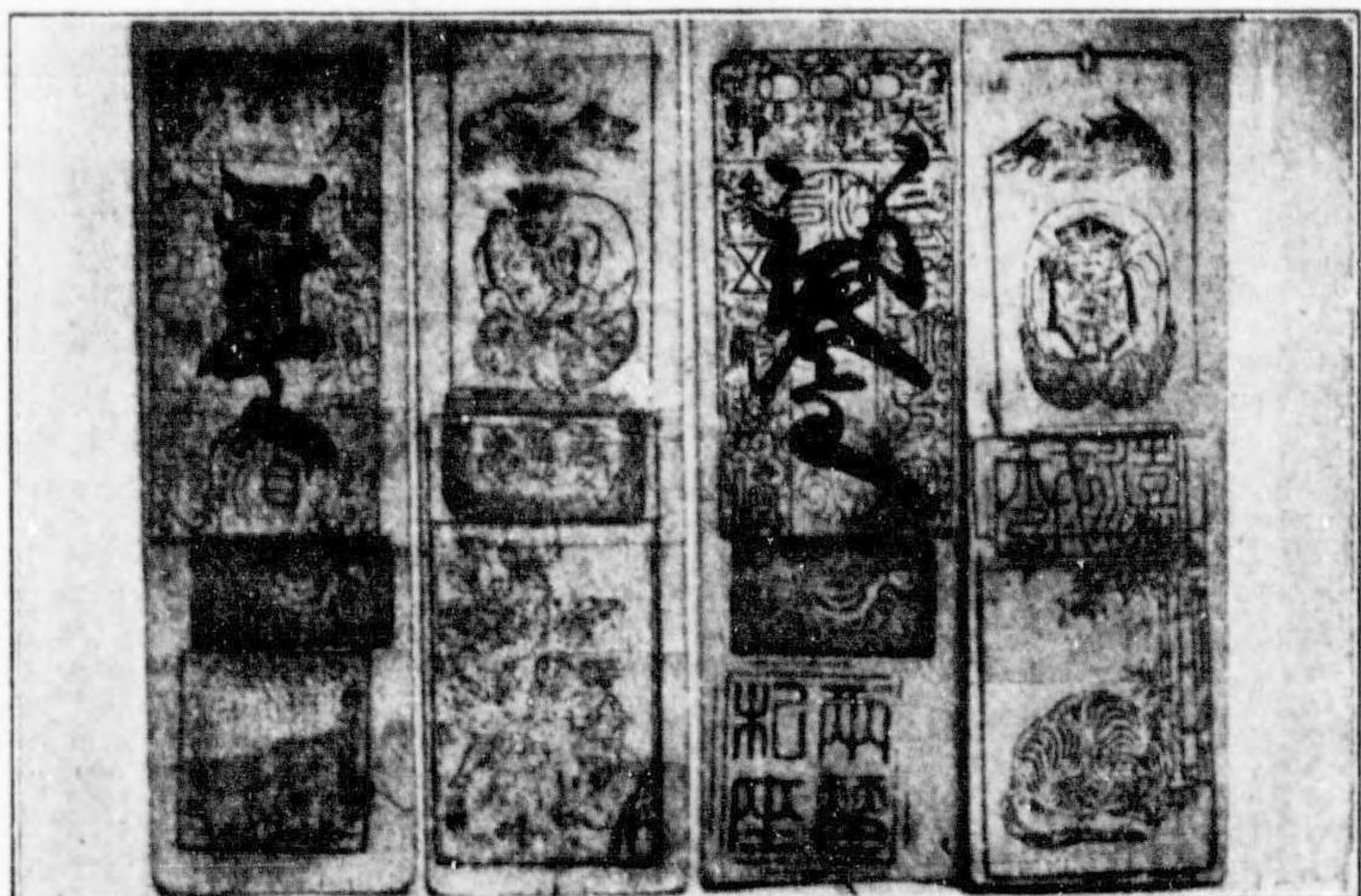


大野城の池の模

下編 町村誌 大野町

源滿仲ヨリ相繼テ頼國ニ至ル爾來代ヲ傳フル十一世年ヲ歴ル  
二百七十年其支裔土居遠江守源貞秀ニ至テ三河國ニ流寓播磨  
シ土居村ニ素封タルコト亦茲ニ百有餘年慶長ノ初年徳川氏ノ  
朝ヲ攬ルニ及ンデ再中興祖先ノ基ヲ開ク者ヲ從四位下大炊頭  
土井源利勝トス其三男利房ハ我家支封ノ鼻祖ナリ

初代利房 幼名は七之助、寛永八年八月、江戸神  
田橋の土井上邸に生る、生母は中村氏。幼にして  
穎悟、年甫めて九歳、將軍家光、田獵の歸途、父  
利勝の病を訪ひ、巢鴨大塚の別邸に臨む、時に兄  
利長と共に在り、急遽迎謁し、相並んで坐す、二  
人叩鬚昆季を辨ず可からず、家光其伯叔を問ふ、  
利房席を離るゝ一步、頓首して其季弟なる事を答  
ふ、家光微晒して曰く、伶俐なる哉斯寧馨兒、異  
日我家の柱石たるや必せりと、深く之を歎賞す、  
實に、寛永十六年四月十八日なり、後年果して其



利房大野藩札

明陞に違はず、累進關老に列し、城主となれり。同十八年八月、家綱生る、利房家光の特命を  
以て、直に七夜の内扈從を命ぜらる、同二十一年十二月正保と改元七月十日、父利勝卒す、翌月十八日、父の  
遺地一萬石を下野足利に於て分與せられ、九月、生母正樹院と共に谷屋敷の別新邸に移る、正保三  
年、其邑に臨み、十二月二十九日、加冠從五位下に叙せられ、能登守に任ず、慶安四年、家綱  
將軍に任ず、萬治元年九月、兄利隆卒するや、遺領一萬石を、甥利重より祖父の遺囑を以て  
常陸下妻に於て領たる、領知併て二萬石寛文元年六月十四日、奏者番に擢任せられ、同三年八月十六日  
小老若年に陞み、同十年五月二十六日足利に於て五千石を加増せらる、世に喧傳する伊達騒動  
の判決は、其翌年にして、小老在職中に屬せり、延寶七年七月十日、土屋數直の後を承けて、  
關老加判に榮進し、且、下總、常陸、下野の内に於て、更に、壹萬五千石を加増せられ、  
併せて領知四萬石同年十二月廿七日、從四位下に陞叙す、年四十九、同八年五月家綱薨す、八月十六日、  
侍從に昇任せしが、九年九月天和と改元二月廿壹日、病て以て依願辭職す、天和二年三月十六日、將軍  
綱吉の特命を以て、大野城を賜ひ、前掲(武林隱見録參照)七月十六日、始て入城、次で親しく領知を視る、  
在城僅に壹年、翌夏五月二十五日、大野城に病卒す、春秋五十有三、善導寺に火葬し、隆興院  
殿前拾遺眞譽涼山道空居士と諡す。

二代利治 童名は内記、延寶二年四月十八日、江戸土手付上郎に生る、生母は小林氏貞琳院天和三年六月二十九日、父の遺領四萬石を賜ひ、翌月十一日、初めて將軍綱吉に進謁し、襲家の禮を修す、時に年十歳、元祿元年十二月十一日、加冠、廿五日叙爵、從五位下に叙し、甲斐守に任ず、同八年三月、丸岡城受取を命ぜられ、五月三日出發、七日歸城全部誌沿革章參照享保七年十一月廿八日、奏者番に補す、元文五年十二月、(將軍)家治の名を憚り利知と改む、寛保元年四月九日、病を以て職を退き、同三年四月九日、致仕し、閏四月七日、剃髮耀山と稱す、延享二年二月八日、大野三ノ丸に病卒す、享年七十二、善導寺に火葬し、寶岸院殿前甲州瑞蓮社賢譽道慶耀山居士と諡す。

三代利寛 幼名己之助、享保三年九月廿四日、目白臺關口の下郎に生る、生母は諏訪氏親性院同十四年二月廿八日、初めて將軍に進謁し、同十七年十二月廿八日、從五位下に叙し、伊賀守と稱す、寛保三年、父の封を襲ぎ、延享三年八月十六日、江邸に卒す、春秋二十九、淺草誓願寺に葬り、全性院殿前伊州治譽義海徳潤居士と諡す。

四代利貞 寛保元年十月七日、武江筋違橋の上郎に生る、生母は坂上氏、故父利寛 母前あり、藩老田村俊似佐兵衛 五百石に附せられ、田村岩之助と稱す、翌春二年三月七日、大野城二ノ丸奥に入る、

延享二年五月廿五日、土井に復姓し、同十二月十一日、着袴利貞と云ひ、十八日、通稱を千之助と改む、同三年、父の遺封を承く、時に年六歳、寶曆五年九月朔日、將軍家治に謁し、十一月十一日加冠、十二月十八日叙爵、從五位下能登守に叙任、文化二年十一月八日致仕、同四年十一月五日、目白臺の下郎に卒す、壽六十七、淺草誓願寺に葬り、大信院殿前能州爲譽道元利貞居士と諡す。養子利義、家を嗣ぐ鴻儒稻垣父子其他を重用し、事蹟の傳ふべきもの少からず。

〔越前人物志(抄意)利貞公は性寛仁賢徳あり右文尚武の積少からず明和安永の頃舉世酒々遊惰の風あるも之に染侵せられず、武藝の試場を藩地に設け謙信流の軍學中村志津慶眞鍋武太夫を擧げ、今枝流の劍術者高垣次郎太夫を召抱へ、五石川官兵衛を以て師範たらしめ公視しく其講義を聴く、爲に一藩武藝に出精する者多きを致せり又井戸仁太夫は砲術に長ぜしかば特に大阪の萩野六兵衛に就て火技を學ばせ、毎春新田野に於て打揚の奇術を執行して衆目を驚かせり。其他古藤田流の寺島傳右衛門一刀流の白井勘右衛門を師範に擧ぐる等尙武の實頗る多し、其中仁太夫性嗜を好み五十にして歿す、公深く之を惜まれば、子仁一郎猶幼なるを以て、中村志津慶眞眞豐を召し彼に砲術を傳授させ、其名跡を繼がしむべく特命し、仁一郎は亦兩人に父事して鍛鍊すべく恩命せり、仁太夫の弟周防半八は性應にして貧、傳來の鐵砲を賣却するに至りしに公開いて却て手筒一挺を賜ふ、半八奮悔謹愼して素行を改めしと云ふ。文學にては稻垣長章をして、經畫歴史を侍讀せしめ侍醫平泉養徳伊藤仁齋作詩の添削を命ぜられ、松村九山の博學多識なるを愛し、城内にて講義して、士に聽かしめ、或は群書類從のことしに其不廉の書にして必要にも非ざること答へけるを中務利義の爲めなる、其行狀の謹直なる炎天乘輿の時も座を掲げずことなるべしとて購入せられしが如き以て其學事に厚きことを知るに足れり。其行狀の謹直なる炎天乘輿の時も座を掲げずして正座し、嚴寒にも火鉢を置かず居室又炬燵を設けられず常に節儉を主として貧民を救助し亂舞を好み小鼓に堪能なりし

も決して能役者を遊づけず、時に自ら試みて徒然を慰せらるゝのみ、柔術師範鈴木清兵衛軍學師範宮内藤温軒の逝くや其背  
像を畫かして、忌日に物を供へ、長江宗隆の才藝あるも其家貧しき故粗服を穿ち人に輕蔑せらるゝを聞かるとや一日紋章  
ある縮袖羽織を賜ひしが如き傳ふべき逸事尙多きも少らく信廟嘉善録に譲ることす。

利義

五代利義 實は、井伊直幸藩主の九男にして、安永六年六月廿七日、江州の藩地に生る、生母  
は池崎氏大嫡、寛政三年五月二十日、利貞に養はれ、銀之助利義と稱す、于時年十五、翌秋九月  
十一日加冠、十二月十六日、將軍に謁し、從五位下右京亮に叙任、五年五月二十三日、中務少  
輔に任ず、寛政九年、婚約の女利義女名は松葉光院天す、文化二年、養父致仕し其封を襲ひ、同五年二月  
甲斐守に、同六年十二月、造酒正に改む、同七年三月十日、家を養子利器に譲り、同十五年五  
月廿五日、江都目白臺の下邸に卒す、年四十二、近代の英主柳涯利忠の實父なり、淺草誓願寺  
に葬り、對松院殿信譽涼風漣漪居士と諡す。

利器

六代利器 實は、久世廣明下總關宿城主の十一男にして、天明三年六月四日、江戸西九下の同邸に生  
る、初め奥原秀五郎と稱す、同五年八月廿三日、久世に復姓し、寛政五年十二月廿一日、雄之丞と  
改稱し、同六年七月廿三日、廣倍と名ひ、八月十五日、將軍に謁す、文化六年八月二日、利義に  
養はれ、利器と改名、十一月登城、十二月十六日、從五位下甲斐守に叙任、翌春三月、養父の

利忠

封を承く、文政元年五月十六日、病疾なるを以て、急に義弟利忠養父利長男を養子とし、翌日大野  
城二ノ丸に卒す、年三十六、善導寺に葬り、道樹院殿前甲州刺史祥譽感徹顯瑞居士と諡す。

事外の事  
情を採釋  
す  
更始の令  
を發す

七代利忠 文化八年四月三日、目白臺の下邸に生る、母は利義の正室榮香院同部長女幼名は錦橘  
文政元年五月、養父の遺封を襲ぎ、翌月實父逝く、于時年僅に入才、老臣田村父子専ら事を用  
ふ。無誘行はる、曰く田村機には及び  
ないがセメテなりたや股機に文政十年十一月朔、將軍家齊に進謁し、十二月十六日、從五位  
下能登守に叙任す、翌春正月加冠、同十二年七月、初て大野城に入る、天保三年出府、九月初  
川善庵を聘して經を講ぜしむ、善庵の學、經術に長じ、濟生に適し、後年の藩治に資せし事多  
しといふ。同六年、財政多故を以て儀衛を節略せしも、善庵の養子恭太郎、村瀬誨輔等を延き  
經史を論講せしむ。天保八年二月、大阪に加番す、時に大鹽の暴舉あり、即ち、京橋内の官邸  
を警衛し、八月任滿ち東歸す。同十一年正月、中村矩倫を擧げて執政とし、夏杉田成卿を招き、  
洋書を講ぜしめ、海外の事情を尋釋し、心に會する所あり、同十三年、年既に三十二、藩政日  
に非に、藩債月に益し、所謂大御所時代の世潮は、大野の山間にも波及し、奢侈俗を成し、士  
氣弛敗するを熟思し、痛歎措かず、遂に、四月二十七日、全藩士を正殿に召集し、親臨更始の  
令を發し、大に藩吏を黜陟し、一大革新の緒を開き、勤儉上下一致の必要の直書を附す、聽者

利忠の  
小照  
と眞蹟



利忠の小照  
(手から前田海軍軍醫監に與へられたもの)



同筆蹟  
(欽密に其眞なり)

四七二

内山兄弟  
か擢任す  
藩賞の名  
全誠に鳴  
洋船探險  
樺太開拓  
航海醫學  
西洋砲術  
砲術世の  
視聽を驚

皆感泣せざるなし、襲封以來二十四餘年、其間、傑出の天資と、高邁の識見とを以て、藩情を  
知悉し、世運に通曉し、改革を決して、隱忍發せず、熟慮靜思の餘、毅然として斷行を敢てす、  
其忍耐其沈着、實に百世の下、治者の範たり、宜なり、士民藩祖の再生と欽仰し、肅然として  
悅服せし事や、成竹胸に存じ、恩威兼ね備はる、士は減俸に甘んじ、農商は献芹の先を競ふ、  
何ぞ治績の擧らざるを憂ひん、擢任せられし内山良休は、通商の奇策を建て、藩債償却の功  
を奏し、其弟隆佐は、獎勵の旨に遵ひて、藩賞の名をして全國に鳴らしめ、造船に、探險に、  
諸雄藩をして後に瞠着せしめ、早川釣叟は、樺太の開拓守備を實行して、國史に偉績を遺し、  
其他、吉田拙藏の航海、西川貫藏の蘭學、土田、中村等の西洋醫術、小形の洋式砲術等、一と  
して世の視聽を聳動せざるものなき、皆利忠の明鑒、能く其臣僚を信任し、策勵能く所長を發  
揮せしに基かざる無し。(其詳細は、全郡誌、及、町誌の沿革、教育等の章項に記し、且、其愛臣吉田拙藏の手に頼り  
らば詳傳(柳陰記事)、一によりて世に頌たれ、(越前人物誌)、亦た殆ど其全文を轉載せるを以て、故らに省略す) 文久元  
年八月、幕府より、

御政事向御改革ノ儀道々被仰出ノ趣モ有之候ニ付テハ萬事簡易ヲ主トシ舊弊令改革諸般ノ手数相者ノ實素節儉ヲ守リ武備第  
一ニ心掛家來共ニ至ルマテニ士風立直リ萬端御趣意行届候様可被申合候依之右取扱被仰付候云々  
の命あり、即、雁の間諸侯の取締に任せられしも、病氣の故を以て之を辭し、次で、十月二日

社士民柳  
其靈を崇  
む  
從三位に  
追陞せら  
る

致仕柳涯と號す、于時年五十一、其直書の示諭に接するや、士民舉て驚愕落膽せざるなし、明治元年四月十五日、大野に歸駕し、柳町に新邸を營み、七月之に移る、九月會藩士函館出征の舉あり、十一月二十九日、其初戦不利の報に接し、深く之を憂へ、越ゆる四日、十二月三日遂に新營の柳邸に薨す、壽五十有八、薨するの日、士庶哀悼考妣を喪ふが如し、同六日、善導寺の先塋に葬り、憲章院殿と諡し。後、士民其遺徳を追慕し、同十五年五月、官に請ひ、新に一祠を其終焉の新邸の傍に立て、柳廼社と稱し、其靈威を崇め、春秋に祀りしが、同四十二年九月、東宮殿下北陸に行啓あらせらるゝ際、從三位に追陞せられ、其臣内山兄弟、亦正五位を退贈せられて除榮に浴し、翌月、特に、中村木縣知事を策命使として墓前に參向せしめらるゝ、同四十四年十月一日、(社地の狹隘、なるより)、祠を龜麓閑靜の地に移し、境域を廣め、結構を壯大にし、益神威を崇高ならしめたり。

利忠の、明敏、確志を證すべき一話あり。

〔柳陰記事〕(天保十一年)先是小關三英ナルモノアリ時々來邸亦公ノ爲メ蘭書ヲ講ズ……忠貞ノ士或ハ潜カニ相語ツテ曰ク我公變夷ノ書ヲ讀ム所謂變於夷者ナリ之ヲ諫止セザルヲ得ズ……而シテ公毅然業ヲ終メ夙ニ今日アルヲ知ル其著眼ノ慧ナル誰カ警服セザル得ン

(萬延元年)六日市在人民ニ申諭シ各町村ニ新ター義倉ヲ建設シ以テ凶荒ニ備ヘシム……群小……内山七郎右衛門ノ指畫ナリ

多能多藝

トシ講義嘗ナラズ……此報ノ江戸ニ達スルヤ公白フ意ノ決スル所直ニ岡田求馬ヲ大野ニ派遣シ附スルニ手書ヲ出テス……十四日内山ヲ家老トシ……土情ヲ領解ス亦以テ公内山ヲ信スルノ益篤ク且事ニ臨ミ英斷能人ヲ服スルノ明ヲ見ルベキナリ彼の更革の始、奇の字を手書せし扇子を臣僚に頒つ、蓋し、上立てば下可ならず、下可なれば上立たず、上下忍耐一和、能く奇功を建つべきを諷示せられしなり。利忠、字は隆郷、欽齋と號せしが、其多能なる、文章、洋漢學は勿論、詩歌俳句より繪畫に及び、其墨蹟決して所謂大名藝にあらず、一覽其巧妙を歎稱せざるを得ず、國家多難の際に、内外を治め、武備を修し、且北邊に發展するの偉業を爲すの傍ら、此風流韻事を修む、眞に、英雄胸裡の閑日月、以て其非凡なりしを仰ぐに足れり。

偶成有感

從古未看人海平、小忠聚斂又傾城、官途元在風波底、一任高名成不成、

甲子晚秋述懷

西窓秋雨澗秋關、身上萬辛懶睡間、往事入詩猶可笑、昨非似夢又難刪、  
香醪瓦甕消千恨、殘火蕙堂增一閑、寂寥唯甘塵外興、生涯何蹈世途艱、

秋夜泛舟

皎々中秋月、照來一孤舟、鳴榔何處去、此夜散千憂、

冬晴

下編 町村誌 大野町

雀散茅擔靜、新晴屋瓦霜、吟遊不可緩、短管易斜陽。

孤松館 謹 游

しら菊や食らぬ夜の蘭香待

利恒 八代利恒 幼名は捨次郎、利忠の嫡男にして、嘉永元年七月十九日江戸筋違橋の上邸に生る、安政元年八月、始めて大野城に入り三の丸に居る、文久二年九月、出府將軍家茂に謁し、同十二月、父の封を襲ぎ、且、樺太の開拓地を準領するの命に接し、從五位能登守に叙任す、同三年五月、

若狭國へ京師要衝ノ場所ニ候間防禦嚴重相心得酒井若狭守申談授兵可差出

旨被命、十二月、閑老連名を以て、

家茂公上洛ノ御供被仰付大阪へ先着スベク又二條城ノ御警衛ヲモ可心得

旨達せられしかば、翌春一月十四日、内山隆佐をして二小隊を率て淀川筋を警衛せしめ、廿一日將軍に扈して參内し、昇殿龍顔を拜し奉り、二月四日、傳奏衆の達に由り參内、龍顔を拜し奉り、天盃を賜ひ、四月二十一日、將軍に二條城に謁せしに、茶菓酒肴袴地を賞與せられ、親酌の榮を荷ひ、五月五日、從五位上に陞叙す、慶應元年十一月十九日、所司代松平越中守より、長防御處置御取掛相成候ニ付京師胡論之者入込候モ雖計ニ付御警衛被仰付候間候處太泰邊へ人數差出改方嚴重可致尤時々爲見廻御目付被差遣候間可得其意

將軍家茂に扈して上洛す

京地を警衛す

藩士一中隊兩館に出征す

樺太の開拓地を奉還す  
永世祿三千石を賜ふ

旨通達に接し、直に士人を派す、同二年二月、國産小奉書を朝に献ず、翌年十月、將軍政權を朝廷に奉還したりしが、慶應四年九月明治二月、飛騨國(元代官新見内膳支配地)御領取締を命ぜられ、四月十七日、箱館裁判所(北海道)副總督に任ぜられしも、依病之を辭せしに、翌月彈藥を高田<sup>越</sup>へ廻送の達あり、九月には、藩兵一中隊兩館へ出征する事となりぬ、中隊長は中村雅之進、軍監關氣一、副田一馬

小隊長、(第一)關寛、(第二)田胡牛彌、(第三)内山慎太郎、(第四)某にして、第一二小隊は上士、第三四は下士にて編成 此冬父利忠薨す、翌年今般王政御一新ニ付薩長土肥ノ四藩版籍ヲ朝廷ニ奉返上度建言之趣傳承任テ實ニ至當之儀ト奉存候就テハ是迄所領罷在候封土小高ニハ御座候得共其儘奉差上度宜敷御執奏願云々

と辨事に申出づ、此年樺太の開拓地を奉還す、九月十四日、函館出征軍の功に依永世祿三千石下賜の恩命あり、十二月版籍奉還を聽許せられ、大野藩知事に任ぜられしが、同四年二月廿七日、華族に列し、東京府へ貫屬替を命ぜられ、同七月、藩知事を免ぜられ、領主としては、當地に蒞境せられざる事となりぬ。

(されど、二百餘年の關係、今に斷えざる舊藩主子爵家を、尙少しく配述れざるを得ず)

同八月、大野引拂ひ、東京神田佐柄木町の賜邸に占居せしが、同九年三月、華族勤番參仕を命ぜられ、十二月被免、同十一年東京府會議員に當選、翌年四月辭退、同十七年八月、子爵を授けられ、翌七月七日勳五等、二十年十二月正五位、廿五年七月從四位、翌年三月廿九日正四位

下編 町村誌 大野町



に陞叙せしが、其日を以て卒す、壽四十六、淺草誓願寺の先塋に葬る。東京へ移住後も、郷國の爲に盡し、學校へ寄與教育條の他、明治十四年には、舊大野藩士族授産の爲め壹萬五千圓を頒與し、大野病院へ百圓藤島神社修繕に若干金、十八年には、春日野新道開鑿費へ五百圓、廿三年には勝山町、罹災者へ壹千圓寄附、等の銀盃木盃を賞賜されし事も多く、大野町が負ふ所多きは町人士の耳に熟せり。

九代利剛 幼名七之助、明治七年九月二日、東京神田佐柄木町の邸に生る、同二十六年四月六日、父の遺産を相続し、且襲爵し、同九月二十一日、從五位に被叙、同廿七年十二月、居を牛込袋町の新邸に移す、同三十二年十二月、正五位、三十八年十二月從四位に陞叙す、同四十二年九月、東宮殿下行啓の際には、福井に奉迎し、銀製卷良入を拜受す。

利剛も、亦公共心篤く、郷國、否、舊領士に盡し、日露戰役の際には、在大野の家扶内山愼太郎をして、舊領内の出征軍人を慰勞せしめ、且、福井市の洪水、大野、勝山の大火にも賑恤を怠らず、教育の爲めに盡し、其章程學生養成に意を用ひらるゝは實に郡民町民の多とすべき所なり。

〔貸費生規程〕 一、舊大野藩士民ノ子弟並ニ舊大野藩ニ縁故アル士民ノ子弟ニシテ學業操行共ニ優長ナル者ハ此規定ニ依リ貸費生トシテ學費ノ一部若クハ全部ヲ貸與スルモノトス  
 一、貸費生ハ帝國大學、高等學校、專門學校、高等實業學校、陸海軍所屬ノ學校在學中ノ者ニ限ル

〔利剛〕

舊幕時代の町治

舊幕時代の町治は、參替の資なく、詳述し難きも、藩臣たる町奉行と、町民たる町年寄によりて、令達、收税、聽訟其他一切の政務を行はれしなり、左に其人々の氏名を擧げん。

年	代	町奉行	町年寄
元	永	庭月理右衛門	尾崎六右衛門
安	明	三宅藤左衛門	川端彌七
天	政	三宅藤左衛門	小林又兵衛
寛	化	三宅藤左衛門	川端甚右衛門
文	政	三宅藤左衛門	小島吉左衛門
文	政	三宅藤左衛門	小池又兵衛
天	保	三宅藤左衛門	布川長四郎
弘	化	三宅藤左衛門	布川長四郎

下編 町村誌 大野町

嘉	安	文	元	明
同	同	同	同	同
井村右兵衛	同	同	同	同
前	前	前	前	前
小島吉左衛門	布川源兵衛	同	同	同
加藤九左衛門	小島吉左衛門	阿部善四郎	尾崎彌右衛門	同
前	前	前	前	前

四八〇

廢藩後の町治

廢藩後には、清水、龜山、水落(士族町)と、西壹番外十五ヶ町にて、各壹ヶの戸長役場を置きしが、明治十七年、聯合戸長官選の際、全町壹役場となり、西壹番に設置し、以て、今日に至り、町村制實施以來の町長は如左。

町長氏名

- 自明治二十二年六月二十四日 至同 三十四年三月二十五日 岡 氣 一
- 自同 同 年二月二十六日 至明治三十六年四月六日 (代理助役) 伊藤作四郎
- 自同 三十六年四月十日 至同 三十九年九月七日 町 長 長 井 沃
- 自同 三十九年九月七日 至同 四十年三月四日 (代理助役) 内山 鐵 吉
- 自同 四十年三月十五日 至同 四十四年三月十四日 寺 田 秀 弘
- 自同 四十四年三月十四日 至同 四十四年五月三日 (代理助役) 同 長
- 自同 四十四年五月三日 至同 四十四年十一月二十七日 同 長

回祿小史

春三四月、荒島嵐、二翼風の吹く候、祝融氏の飄弄るす所となり、慘狀を極めしこと幾十回、當町の發達に至大の影響を來せり、故に、今舊記に據り、聊之を編して參考の資、猛者の科に供せん。

太那兵衛 大事

寶永八年二月四日、會所より出火し、御櫓、并に家中屋敷五六軒焼失せり。

(大野城下火燒記) 寶永八年正徳と改元卯二月四日夜五ツ半時會所より出火御櫓燒失有家中屋敷五六軒燒失致し候但所番牧野次兵衛と申者暇被下候由

正徳四年三月五日、比丘尼町彦左工門より出火し、惣家數百九十四戸焼失せり。

(同記) 正徳四年三月五日中の刻比丘尼町重右門向彦左衛門と申す者より致出火己ノ刻迄燒申候光政寺妙典寺蓮光寺惠光寺始慶寺瑞祥寺岩本院神明本社燒亡山伏不殘燒失丹生寺は本社山王宮燒之古城皮屋町燒失春日町熊野町横町二番町三番町上之方少々燒失矢藤彦左衛門土藏一ツ孫兵衛土藏一ツ井木家共燒失善吉本家土藏共燒失惣家數百九十四軒燒失仕候云々

(惠光寺 條參照)

安永四年四月八日、野口村太郎兵衛より出火し、町にて千七十五戸、御家中二百三十戸、土藏二百八十棟、二十六箇寺烏有に歸す。

(同記) 安永四乙未年四月八月初五ツ時過野口村太郎兵衛方より出火尤留主人老人八十年着置候由同九日己ノ刻比に續り申候燒失左の通會所長屋柳町不殘御作事御新宅三の丸不殘霞原町北山組不殘後山組半分代官町水落鷹匠町不殘町組郡但城代組不殘上下中野町方本町不殘二番町不殘三番四番五番比丘尼町不殘相殘り候分左之通横町より熊野町春日町相殘候寺方曾源寺應行寺最勝寺德藏寺瑞祥寺惠光寺蓮光寺始慶寺長興寺相殘る惠光寺蓮光寺右二ヶ寺門は致燒失候山王並神明迄は相殘る右寺方町方共不殘燒失候申荒井村半程燒失候

一御本丸御武藏藏燔燬燒失江戸表爲注進九日曉出駕早進にて淺山源九郎被仰渡罷越候、

四八一

下編 町村誌 大野町

五百八十軒本家 十六軒奉公人 七十三軒地名子 八百八十九軒僧家 貳十ヶ寺寺院 十三庵 土蔵二百四十九  
三番町廻廻にて信家次郎兵衛焼死 七間町四番角五番町廻焼死老人

九日

一米 壹俵つゝ御家老より御供小姓迄

一米 半俵つゝ諸子以下三人扶持迄

一米 壹俵つゝ貳人口以下三人口迄

一米 壹俵つゝ中間刀指貳人合迄

一町在類焼入貧窮者御救被下候

人数三千九百八十三人此米百七十壹石九斗八升四合京升此米三百七十二俵四斗四合壹人分四升八合宛

人数八十四人此米四石三升二合京升壹人四升八合宛 同譯蓮光寺門前三十四人数願寺門前三十七人奥察門前拾貳人

十一日

一金壹匁御家老え 一金四兩つゝ御用人御養頭

一金貳兩宛御取次より御物頭迄

一金壹兩貳歩 宛御奉行所より給人並迄

一金壹兩宛御刀番格より御供小姓並迄

一金壹歩貳米 御徒士目付格より御徒士格迄

一銀十匁宛 小頭格より足輕格迄 一銀五匁宛 押より坊主迄

五月二十六日 野口村太郎兵衛申渡

其方儀當四月八日出火之處無此上大火に相成候自火の儀は御咎めば並も有之候得共別風烈節火の元不沙汰に仕候より相發  
り候儀殊に御本丸御新宅も御焼失之上其罪不輕事に候得共以慈悲村拂御付候尤町方にて住居罷間敷候

但妻子之儀は御拂無之候

右町年寄尾坂之右衛門宅にて申渡尤町組小頭立合申渡相濟庄屋五人組受取印形取町年寄差出申候

安永五丙申八月二十六日太郎兵衛住居御免

觀性院檀御一周忌に付

〔松田文書〕 手前(松田家)の出し候少々ばかりの道具東前田に寄置候處へ家來共と寄合僅残り候藪五六枚竹竿に懸け其夜田  
の中に泊り夜中も一向寝入ることも相成不申夜の明るるを待ち居り申候十日より雨降り類焼の者共難儀千萬に御座候十日に  
は町家中共に家内の者共近在へ參泊り申候亭主分の者共皆焼屋敷に藪に竹立居申候一向給物夜具等も無之我等人々憐れなる  
ことどもに御座候屋敷廻りの大木共不殘焼け木の空に火附き消すため皆々木を伐り火を消し申す事皆同じ事に候町家中村共  
に小屋掛致すもの無之近在他所の親類より藪藪笠笠笠笠の類持寄ようゝ小屋掛申候と

安永六年六月十日、八幡屋長兵衛方より出火し、家數十四軒、竈數十六焼失す。

〔大野城下火變記〕 安永六年六月十日夜九つ時過頭三番町七間西町吉藏崩地名子八幡屋長兵衛方より出火之様子相尋候處  
二階より焼失候由何も心當一向無之候に付三番町通七間角より八間角迄東西南側不殘致焼失候御家數十四軒竈數十六焼失致  
し候

麥米直し三升五合但一人五升づゝ 此儀百四十九俵

壹人へ糶三升 此米八十九俵壹斗六升 神五升米直し壹升貳合五勺 此儀九十四俵一斗四升壹合六勺

下編 町村誌 大野町

安永九年三月九日、二番下町東又屋吉左衛門より出火し、三百七十七戸、土藏壹棟、十三箇寺烏有となる。

〔同記〕 安永九年三月九日晝八つ時過二番下町にて一番下町表屋仁兵衛借家東又屋吉右衛門と申者より出火の處北西風強く四方吹散段々火勢強く南は七間町境北は正善町境燒通寺町迄吹散北誓念寺南は圓立寺迄燒失其内大寶寺相殘る七つ半時過鎮り申候寺十三ヶ寺御堂庫裏共燒失

善導寺長勝寺條勝寺誓念寺長興寺大雄院龍泉寺圓立寺託縁寺圓和寺本傳寺圓德寺勝授寺  
二番下町不殘三番町四番町五番町鍛冶町右七間町より下分燒失但二番町三番町下分家少々殘る  
本家百七十一軒 地名子二十八軒但蓮數百十六土藏一つ 棟數二百本家借家共合總數三百十五 類燒人數千百九十二人の外數陣 五十九石六斗 糠三十五石七斗六升

寛政元年四月十七日、寺町蓮光寺より出火し、家屋九百八十六戸、外に御家中の一部、一朝にして灰燼となる。

〔同記〕 寛政と改元四月十七日夜五つ時過寺町蓮光寺より出火之處風強段々大火に相成御家中三丸御作事柳町代官町郡町城代水落鷹匠町町組燒失御城内御別條無之其外鷹部屋馬屋柳町會所上清水新堀後山北山御藏五ヶ處相殘る 奉行月番 寺田所右衛門 一番町二番町三番町六間町七間町比丘尼町正善町不殘四番上二三間下る八間町より下は殘る五番町上之方南側之方南側之方十間計下は石燈籠より下殘る寺町蓮光寺より上下は光政寺龍泉寺下殘る並に中野村にて二十三軒斗燒失明七つ時

半頃燒留り申候相殘るの分大踰町應行寺より東の方野口村横町春日町熊野町山伏町相殘り申候

五百八十軒 本家六十六軒 地名子三百八十軒借家七軒奉公人十三ヶ寺寺院七十七土藏九百八十六軒人馬怪我無之候

五月二十日

町在類燒湯命人御救被下候分左之通

人數千二百七十九人一人へ米四升づゝ

十一月二十一日追願町方へ右之通

人數七百七十一人此米五十俵一斗三升 一人分三升被下候京升

奉行月番 三宅 藤左衛門

文化六年七月十三日、三番町石燈籠小路伊助なるもの火を失し、五十戸を燒く。

〔同記〕 文化六年七月十三日曉七つ時半過三番町石燈籠小路下桶屋吉兵衛借家伊助と申者より出火し本家十四軒借家十軒類燒有之候怪我人無之候

但先達一統御中屋敷御類燒之節大殿様へ御見舞金差上候に付右爲御挨拶以來町方出火に付火元に不限類燒の者には家持一人え金壹歩借家の者一人え銀五匁つゝ被下候様至今度相極り候則右類燒の者へ右之通被下候間御月人御用番端五右衛門殿より御渡被申候

但丸段奥兵衛金壹兩三分半段政兵衛へ金貳分被下候

奉行 三宅 直理

(消防組の創設) 三代土井利寛封を襲ぐに及び、火災頻々當町の發達を阻碍するを痛く憂へ、

文化七年始めて消防組を設けたる由に見ゆ。

〔同記〕 但惣火消之者へ入用金として支度代金二十五兩被下切相成候間半彌御取給より受取町年寄吉右衛門へ相渡候尤一統出来に付同年四月二十三日柳町通御堀向土手にて御奉行三人御目附不殘見分相濟候  
五月五日於御城九左衛門 新左衛門 由 助 源左衛門 清右衛門 清 助 麻上下着用にて罷出候様前日相達にて町年寄兩人召連罷出候庚月番岡田重那右衛門殿申被渡候は火消取給方被仰付候間一和致候様取計可申旨申渡す  
午五月二十六日松組竹組藤組と都合銀四十匁御家督之御視儀として御酒代右之者共へ被下候

文化七年八月四日夜、二番下町大工又右衛門といふ者火を過りしが、消防夫大に活動せしを以て類焼僅に四十戸にして鎮火せり。

〔同記〕 文化七庚午年八月四日夜九時半時過二番下町大工又右衛門と申者出火類焼拾參軒但借家二十七軒焼失の由

但諸事前件之通御取扱夫々有之候

奉行月番 岡田 重那右衛門

長四郎火事

文政五年三月五日、野口村長四郎より出火せしが、折しも、風勢猛烈、忽ち一面の火の海となり、惣家數七百八十五戸、一朝烏有に歸せり。

〔同記〕 文政五壬午年三月五日申の下刻野口村長四郎と申者出火辰巳風強く應行寺へ火移り無程七間町西川端清助と申者へ火移り大火に相成一番下町夫より諸方へ飛火有之候上中野村迄焼失夜丑ノ下刻過慎火鎮焼左之通  
野口村八軒一番上筋町藏番人宅にて火留夫より本町不殘二番町通不殘三四番町本傳寺にて火留る四側は東又屋五右衛門家火

災源地の町民移轉

おれば火事

〔災源地の町民移轉〕 出火の根源地は、多く二番上區に接する野口村に在り、されば、舞馬の慘禍を未然に防遏するため、文政六年の春、藩主、此方面なる野口村、殿町等の人民に、屋敷替を命じぬ、現今當町の北部なる新町、東部なる末吉町、春日區、及、南方約三町を離れたる野口等は、當時移轉せしものなり。

然るに、文政十五年五月十九日午前十時、二番上町大根葉清七火を失ひ、家屋壹千餘戸を焼拂ひ、其火鋒家中を嘗め、御新宅御城内悉く灰燼に歸せり、實に、安永四年以後の大火なり。  
〔同記〕 文政十亥五月十九日晝四つ七分斗二番上町おれば申者より出火して暫時に御城内へ火移り御新宅廣小路東御失藏御殿まで御焼失なり中村重助殿より柳町三丸迄燒失也御土藏斗殘る北山組郡町城代中野村源右衛門まで燒失一番上下二番上下三番六間柿紙屋治右衛門より下は町組五ヶ町組迄但し本傳寺殘る四番六町中屋與八半燒松坂屋殘る七間赤尾小兵衛木屋迄燒失なり

下編 町村誌 大野町

右御家中町家數千軒斗

覺

- 一、町方本家三百十八軒
- 一、地名子拾六軒
- 一、借家三百四十軒
- 一、門前八軒
- 一、町年寄二軒 布川長四郎
- 一、町醫師二軒 土田玄調
- 一、粉家五十七軒 小池又兵衛
- 一、御醫師二軒 蒲生元禮
- 一、御免地五軒
- 一、御川達二十軒

右御免地御用達醫師者へ三百正本家側家百正つゝ地名子七分つゝ借家五々つゝ假役所にて被下候

防火堤築設と撤廢

(防火堤築設) 如斯、御城内、御新宅まで延焼したるを以て、本町西側に、火防に備ふる一大堤を築設し、松樹を植付けしが、廢藩置縣後、之を撤して家屋を新築せり。

明治二十一年の大火

明治二十一年四月午後五時、横町湯屋松井佐左衛門より出火す、會風勢猛烈、全燒千百十三戸、半燒十四戸、空屋四十五戸、土藏三百二十二棟、小學校一棟、治安裁判所一棟、寺院二棟を灰燼に附し、死者三名、重輕傷者七十九名を出し、慘憺たる光景、目も當てられざりき。

同三十二年の大火

明治三十二年六月十八日午後十時、横町人力車輓長谷川高松火を失し、忽ち一面の大火となり、全燒七百四十一戸、半燒七戸、土藏全燒七十六棟、同半燒四棟、警察署、稅務署、郵便電信局を蕩盡し、死者一名、行衛不明一名、負傷者十九名を出すの悲運に遭遇し、實に酸鼻の極に達せ

防火線の設置

下庄村中野に類焼、全燒 下に 陸下より金壹千圓御下賜あり、町民爲に 聖恩を感泣したりき、該時三、死一、傷一、時に 寄贈金品は土井家の一千圓を始め、金千七百五十圓、米三百四十五俵、澤庵漬九萬七千七百本、梅干三石、鹽五百三十三俵等なりき。  
(防火線の設置) 上述の如く、近きは五年、遠きも約十年毎に、全町を殆ど焦土と化し、創夷の癒ゆる隙なく、町民其堵に安んずること能はざるに至れり、因て翌三十三年、時の町長岡氣一、防火線設置、及、之に伴ふ經費を年賦償還する方法を以て、町債を起すことを提議せしが、町會は直に滿場一致を以て此案を議決し決行せり。

一經費 一金貳萬圓	總額
内 譯	
一金九千五百參拾四圓九拾壹錢	土地一町二十八歩ノ買收費
一金八百六拾七圓五拾錢	家屋修繕料
一金貳百貳拾圓四拾錢	樹木植付費
一金千貳百四拾壹圓貳拾五錢	同路面築造費
一金六百四拾貳圓	中溝石垣費
一金參百拾四圓參拾五錢五厘	防火線路取擴費
一金四百八拾八圓	橋梁新築費
下編 町村誌 大野町	四八九

此合計壹萬千餘百八圓四十壹錢五厘  
其他 七千圓内外

二、線路 一、元六間通り字神明より東一番に至る凡そ長二百間の處道敷を十四間に取替へ道敷の中央幅四間を車道とし兩側三間宛を人道とし車道と人道との間に二間宛の並木敷を設け高野槿梅柳等を一間毎に二列に植ゑ付けたり  
一、七間通り字五番より寺に至る長五十間の處道敷を五間に取替へたり  
一、元石燈籠小路を字寺より東一番に至る凡そ長五十間の處道敷を幅八間に取替へ元六間通に倣ひ車道を三間幅とし人道を二間幅とし車道と人道との間に高野槿梅柳等を一間毎に二列に植ゑ付けたり  
(今や是等の防火線路は花樹常緑樹の間を點綴し春風柳絲を吹き、秋月松間を漏れ紅花霜葉常燈と相映するの美觀を呈し町内の一名所たるに至れり。)

屋根の改

(屋根の改葺)防火線を設置すると共に、從來の搏葺を瓦葺に改めしめ、家屋新築の者には、低利資金年賦償還の方法にて、強制的に之を實行せしむる事を定めぬ、されば、全町屋が、瓦葺となるの日も、遠からざるべし。

報時鐘

報時鐘 西壹番の町役場内に在り、毎刻、先づ、警響三杵、次て其時敷を報ず、蓋し、享保の頃に始まり、明治二十一年大火以前は、有終校北に、其樓聳立したりき、鐘樓の改建、變災等の爲め、此鐘を鳴し難き時は、徳巖寺のを代用する例なりと云ふ。

(鐘銘) 在昔大野藩有報時鐘享保庚子所鑄他而明治戊子市街大火之際鐘爲廢物於是命松岡鑄工改鑄之實明治二十六年夏五月也此諸古鐘較大而洪響遠響于四外此可以傳萬古也銘云

人情所鍾 實緞且堅 龍蹄虎吼 鏗鏘震天 龜山之麓 山口萬千 官民作報 且暮頓鳴 (横田秀撰)

(徳巖寺文書) (火燄記) (文政十年)五月十九日晝八時松田太郎右衛門御奉行所へ使者參り候由今日當寺鐘時鐘に御備被成度御指支無御座候此段承り度候由の事承知の返答致し八月二十九日まで

五月二十日御奉行所岩城何右衛門殿宅にて町役所御頼の事 子三月廿九日まで

官衙及縣郡立學校 其詳述は全部誌現制文に譲り、此には其所在地のみを記す事とせむ。

大野警察署は龜山元柳に在り、全部誌現制文全町を管したりしが、三十八年五月十二日、

横巡查派出所を新設せられ、横、東四番、西四番、五番、神明、春日を分管することゝなれり、

此所舎は、尾崎彌右衛門外十九名の寄附に成れり。

大野郡役所 字龜山元柳に在り。

大野區裁判所 同 字上同に在り。

大野稅務署 同 字上同に在り。

蠶病豫防事務所 字五番元六に在り。

輸出米検査所 字東壹番に在り。

第二土木工區事務所 字三番元六に在り。

縣立大野中學校 字龜山元柳に在り。

下編 町村誌 大野町

官衙及  
縣郡立學  
校





甘藷	五六六貫	馬鈴薯	二二、四〇〇貫	蕎麥	六六、五〇〇
青芋	三、〇〇〇	南瓜	三、六〇〇	茄子	三、〇〇〇
胡瓜	三、〇〇〇	牛蒡	二、五〇〇	其他	四、〇三四圓
菜種	二二九石	大麻	一〇〇貫	柿	七〇〇
桑葉	六、〇〇〇貫	梨	八〇石	桃	四、二〇〇貫
栗	六〇〇石	春蠶繭	一五〇貫	夏蠶繭	一、〇八〇貫
葡萄	四六〇貫	繭	二四石	繭	五一石

耕地整理

其先客

此項の終に特記すべきは、故尾崎彌右衛門外五名の計畫に係る、當町の耕地整理なりとす。耕地整理、南郊不毛の原野、由來荒蕪たりしを、漸次畑に改墾せしも、收穫充分ならざりしかば、明治四十年五月二十四日、出願、六月三日認可、其翌四日より着手せし總反別百三町三畝八歩の内、既に竣工せしもの四十四町三反七畝二十八歩、從來坪壹合の收穫に止まりしもの、今や、坪三合五勺を穫るに至り、一筆平均四畝十七歩なりしは、各筆八畝貳拾六歩となり、利益の甚大意外にして、豫算の費用二萬千八十圓、現に東壹番に事務所を設けて従事中に屬せり。

されど、此大事業決して出願の時に計畫されしにあらず、其整理地の三水源大井、下堀、猪島用水の一たる猪島用水は、尾崎氏が、三十三年四月、金四千七百圓内溜池及江筋開墾費三千七百圓を投じて着手、

漁業

金塚の鵜匠  
叔羅河の  
は「萬葉集」に見  
み

四ヶ年を経て竣工し、以て、後年此大業の先容をなしたるものなりと云ふ。畜産は、牛乳搾取一ヶ所、屠畜年預約三千頭養鶏等なきにあらざるも、記するに値せず、林業、亦た植付時代に屬すれば述ぶべきものなし。

漁業 戸数多からざるも、其來歴舊しく、詳述せざる可からざるもの存す。

(金塚の鵜匠) 此地、早くより鵜飼漁業を爲し、金塚の鵜匠は全國に著し、其起源は何時なりけん、今之を審かにし難きも、叔羅河(孫座河の)沿草の鵜飼は、「萬葉集」に見え、其區に傳ふる中古以來の文書も少からず、舊幕時代には、藩侯の御用鵜匠として、帶刀して全區之に従ひ、毎戸二羽以上を飼ひしが、廢藩後此業衰へ、現時は、僅に十二戸、而も毎戸一羽宛に止まるに至れり、而して、其飼養するものは、皆鵜飼なりといふ。

本邦に於ける鵜飼の業の記事は、夙く神代より見ゆ。

(古事記) 神代卷云櫛八玉神化鵜入海底云々(蓋し鵜飼なるべし)

(同) (神武天皇) 擊兄師木弟師木之時御軍暫疲

多々那米及伊那佐能夜麻能許能麻用母伊田岐麻毛其比多々加閉婆和禮波夜惠奴志麻都登理字加比賀登母伊麻須氣附許泥

(傳)云鵜養の徒なり

(日本書紀(雄略天皇卷)) 云誘率武産於伊戸城河爲使鵜飼習水捕魚云々

〔萬葉集〕には、我越前國の叔羅川と、越中の群毘賣二川との鵜養の事見ゆ、其叔羅河のに曰く、  
贈水鳥越前判官大伴宿禰池主二歌一首並短歌。天離夷等之在波彼所此問毛同許己呂曾離家等之乃經去者宇都世美波物念之  
氣思曾許由惠爾情奈具左爾霍公鳥喧始音乎櫛珠爾安倍貫可頭良伎氏遊波之母麻須真乎々等毛奈倍立而叔羅河奈頭左比折平瀬  
爾波左泥刺波早濤爾波水鳥乎濤都追月爾日爾之可志阿蘇波之伎和我勢故

〔職員令〕 大膳職云雜供戸〔義解〕謂鵜飼江人綱引之類

〔集解釋別記〕 鵜飼三十七戸

〔侍中詳要〕 諸國進鵜召鵜飼云々

〔本朝式〕 鴨飼四人御厨子所別當預之

我國のみならず支那の書にも見ゆ

〔北史倭國傳〕 倭國水多陸少以小環掛鵜飼頭令入水捕魚日得百餘頭以充食

〔漁隱前集〕 夷船傳余官建安因事至北苑焙茶泛船而歸中途見數漁舟鵜飼五六以繩擊其足攷入底捕魚徐引出取其魚日觀其事

〔漁隱前集〕 埤雅曰濠州圓經稱啖中人謂鵜飼爲鳥鬼國人臨水居皆養此鳥鵜繫其頸使之捕魚得魚則倒提出之

〔杜詩〕 家々養鳥鵜頓々食黃魚

〔李學綱目〕 時珍田善沒水取魚日集洲渚夜果林木久則毒多令木枯南方漁舟往々摩密數十令捕其魚

〔和漢三才圖會〕 漁人令鵜飼捕魚未下咽時推鵜飼喉則自出鵜飼常酬知之而不俟漁交手而吐魚亦妙也

〔古事記傳〕 萬葉を始めて世々の歌にも鵜飼を詠める多く物語書などにも此彼見えて中昔まで何處にも川邊などには鵜飼ありて今の世にも種には遺れり(此邊も、實に、種に遺れるものの一なり。)

美濃國稻葉郡黒野村(下鵜飼、古市場、御望、折立、交人、今川、黒野(洞)は、和名抄の鵜養郷にして、其中折立を本

鵜飼に關する説

場とす、我郡の折立と關係の有否如何(同國武儀郡下有知村よりは、此邊へ時々鵜を輸入すといふ。)

〔鵜飼に關する説〕 孤月(和名抄)に、鵜飼、大鵜飼日本紀私記云小日鵜飼俗云とあるを、シマツトリ鵜の冠語なること、神武の御製にても著し杯、古來種々の説あれど、此區民の言に據れば、〔和名抄〕を正確なりと認めざるを得ず、此禽には、鹹水性と、淡水性との二種ありて、甲は形大體力強けれど、性情鈍く、清冷の河川に適す、之をシマツトリ、又はシホウと稱す、乙は、形小なれども、濁流にも眼力強く明かなるを以て、足羽川、及青川に適し、黒龍、眞名にても、少し濁れる時には、此種ならざるべからず、故に、古來近江竹生島より輸入し、不時に死鳥を出し、補充に困しむ時には、五ヶ村の鵜壁にて、捕獲し、淡水種の物のみを使用せり、美濃にては、兩種を混用するも、多く鹹水種の尾張知多産を使用するを以て、下有知より融通するは、萬不得止時のみなりといふ。數十年前迄は、鵜群數百、河上に翔りて、青鷺十數、又其コホシを尋ねて隨ひ翔り、鵜壁には、常に集ひしも、近時は、其隻影をも見ざるに至れり、何の故にや。

夏 日 江 村

横 田 養 浩

群鵜逐魚々上洲、鵜隨其後巧相倫、因人成事願如此、望裏還生意外憂。

〔日本社會事典〕〔荻園遺稿〕 永祿七年横田信長長良川に觀漁あり鵜飼人生點鮒を供す是より鵜飼を賞美し鵜匠と改稱し鵜匠と等しく遇せられ云々

〔金塚の古文書〕 一天正十八年三月三日中河藤八令書(全部誌産業の章に寫出す)

卯極月十一日より來春迄大野領に於て鵜取候事金塚村中の者共被仰付可也

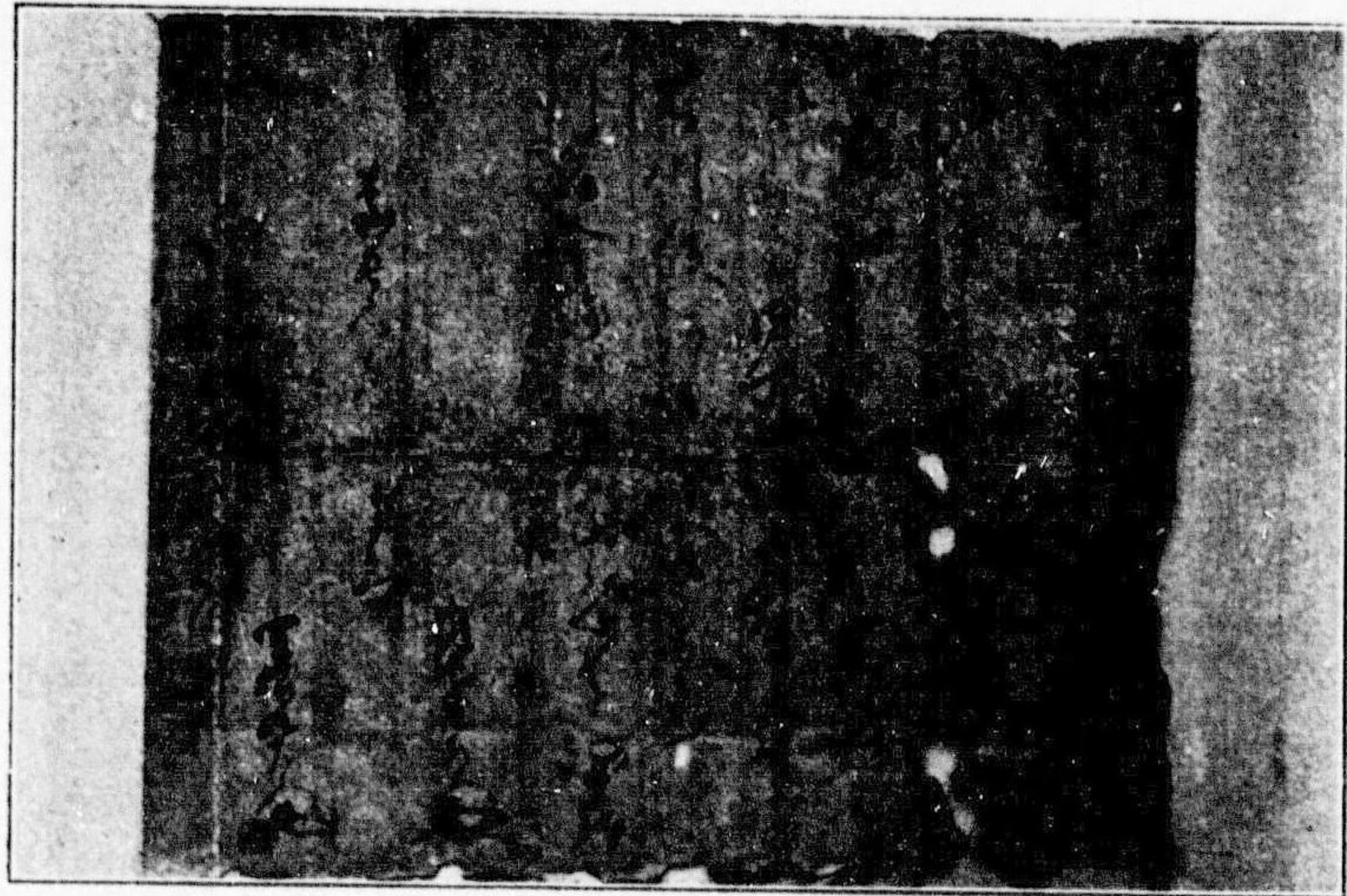
若自餘之者鵜取候者相取可申上候以上

寛永四年卯極月十日

齋 藤 彦 七

金 塚 村 中

下 編 町 村 誌 大 野 町



未之十一月十三日より  
〔爲御運上眞鴨百羽小鴨百可指上候御領分之内にて相かせ候鴨  
取可申者也依如件

寛永八年未十一月十四日

齋 彦 七

松 傳 左

神 源 日

金塚 獵師 中

大野領中之内にて申之暮もり來春迄つなみもちにても鴨さし候  
事御運上鴨百小鴨も百相定候間急度鴨被取指上可申候御鷹場の所は  
如毎年々たるべし以上

寛永九年申の霜月八日

齋 彦 右衛門

石 彌 五左衛門

石原 九左衛門

かなつか 獵師

一寛永九年申霜月九日齋藤彦右衛門の定狀(全部誌産業章に載す)

大野御領所之内にて西九月二十六日より戊之春迄御運上眞鴨百小鴨

相定候鴨被取候急度指上可申候御鷹野場之儀は可爲如先規者也

定

一大野領河 鴨川之事

一同 鮭河之事

右之役儀仕候上者大野領如先例中 依如件

寛永十年西十月五日

本 多 織 部

金塚 中 獵 師

覺

一大野領河筋鴨川之事

一同 鮭川之事

一於大野領わなさし鴨取事

右之役儀仕上候大野領如先例具今迄被仰付置候儀其紛無之候者也

天和二年戊五年十九日

小野 日 三 郎 太 夫

金塚 中 獵 師

鴨網指申添下狀

一北は勝山海道迄 限東へ

一南は鐵掛を限に

一東は不殘

一羽丹生大窪

下編 町村誌 大野町

一四ヶ村

右之運上として小鴨七十羽指上可申候此書付之外鴨取候はゞ急度曲事に可申付候者也

子桶月三日

小河原 權八

大野庄右衛門

森田牛之丞

五〇〇

斯く、縣下無比の史實を有する斯業も、時勢の變遷と、法規の改正との結果、養鶴の數も、從業者も減じ、區域も、九頭龍川と、其支流に止まり、漁獲高も多からざるに至り、其概産額は。

鮎一三〇貫、鱒四五、鯉三、鰻三、其他五六、約數百圓に過ぎず

水産養殖、鯉魚のみにても九ヶ所、三百五十坪に及べりとぞ郡統計とは大差あり

商業、當町の斯業を記するの前に、述べざるを得ざるは大野藩の通商なり、而して、専ら之を劃策經營したるは内山良休なり。

商業  
大野藩の通商

〔内山良休傳〕 藩主利忠公に説くに殷富を致すは商法に在るを以てし公の賢明亦た能く信任し…安政二年五月首として大阪北久太郎町に商店を開き本部の産物たる刺實を販賣す尋て北海道函館灣越前丹生郡織田村足羽郡大久保村美濃岐阜は専ら蚊帳を以て營業とす良休が非常又足羽郡前波敷實港大阪江子島尾張名古屋越前今庄及三國福井佐佳上町と明治の盡力を以て産出したる國産實弘の一なり

七年七月に亘る十八ヶ年間に斯の如く各所に漸次商店を開設し専ら刺實を旨とし邊幅を飾らず其業は糸布紡績の販賣或は買貸爲替等に係り小より大に及ぼし微より著に至るの方針を取り人を用ゆるに其器に適用せしめ各地の景況を考へ時價の機變を察し經畫せるが故に失敗の憂なく財政稍緒に就き多年の宿債を全く償却することを得

〔利忠公直書〕 國産取扱等の儀は萬端差配致す役柄には候へども時宜に寄り候ては役柄を離れ自身に手に掛け心配致度云々

〔日本及土井利忠公〕 安政二年の夏の頃大野七兵衛と云ふ男が大阪の北久太郎町に煙草店を開いた…何の田舎者がと同業者は相手にし無かつたところが僅に四五年の間にドン／＼仕出して…支店を出すと云ふ騒果ては煙草の他に國産の生絲織物茶漆麻など商ひ…質屋にもなれば金貸もする…商業界の天狗と云ひたい位…大野屋七太郎と云ふ男が面谷四谷の…銅は大阪の銅業銀は江戸の銀業へ賣込んで年々何萬と云ふ利益を占める…誰一人七兵衛どのや七太郎どのの正體を見た者がない…穿鑿…て見ると…良休と知れた

舊幕時代の御店の活動は、樺太開拓にも大關係を有し、領内の物品を、例の藩札にて買込み、之を北海通ひの船舶にて函館に送りて販賣し、樺太の漁獲物は、諸方の御店にて、正金に販賣す、換言すれば、樺太開拓は、又一種の通商にして、後年海外に發展通商するの端緒に過ぎざりしなり、惜哉隆佐死し、此事頓挫せり、されど、此藩札利用は、今日の手形活用の一種にして、後年、福井藩、及明治政府の財政救急の先容となりしものにて、儘に商業思想の一頭地を抜ける事を、永く誇る可き偉業の一に屬せり。

思想一頭地を抜け

下編 町村誌 大野町

五〇一

退嬰保守の風あり

斯くて、原來舊城下として榮えし當町は、維新後も、郡の諸官衙の所在地として、衰況を呈せざりしに、二十一年、及三十一年の兩次災は、町民の財産を一灰燼に附し去り、移轉者頻生し、廢業店續出し、中輟の少部分以外は、尙軒並も整はず、加ふるに、所謂定得意の農村によりて生活し得る山間市街とて、他よりの刺激も、競争も少く、自然退嬰保守の風を存じ、概観するに、小規模の家内の商業に過ぎざるが如し。されど、電車通じ、大工業頻起せば、隨て發展するなるべし、左に商賈細別表を掲げて、觀察の資に供せむ。

商賈細別

業名	戸數	業名	戸數	業名	戸數	業名	戸數	
吳服	五	魚鳥獸肉	八	硝子及硝子器	二	印判印肉	二	
太物織物	三五	菓子砂糖	一五	材木及板	三三	文具	一八	
洋服帽傘等	四	漆噴及土砂	一	漆噴及土砂	一	書籍古本	四	
醬種及蒲	六	商二五	油燭燭等	一二	提灯傘合羽等	一	指	一
蚊帳麻苧布類	五	薪炭	六	種	一	水雪牛乳罐詰等	三三	
綿及眞綿	六	炭	具	青物	五	寒暖計眼鏡等	一	
設物	五	薪炭	具	肥料	二	洋酒	二	
蒟蒻粉類	三	家具	九	肥料	二	和洋酒	一三	
味噌醬油粉類	八	竹皮杉皮等	一	肥料	二	他	三〇	

銀行 商業及び金融の狀況は、左表を以て記述に代へむ。

銀行名	所在地	資本金	拂込金	積立金	純益金	配當金	配當歩合
大七銀行	四番	五〇萬圓	一二五萬圓	一、三二五萬圓	一八、〇八三萬圓	一〇、〇〇〇圓	八〇%
龜城銀行	同上	一五萬圓	一五〇萬圓	七、一〇〇萬圓	一四、七三〇萬圓	一〇、三六四萬圓	九〇%
大野貯金銀行	東一番	三萬圓	七五萬圓	三七〇萬圓	五七〇萬圓	四五〇萬圓	〇%

教育 名主利忠に創まる

教育 當町の斯界は、大野藩近代の名主、贈從三位土井利忠に創まると云ふも過言ならず、利忠、天保三年九月を以て、朝川善庵を藩邸に招きて講筵を開き、士臣に聴かしめ、十四年の秋、明倫館を創設し、七十五歳の老儒石川官翁清を起して祭酒とし、士民を教育するの場となす、謂ふに、當時の因習を顧みず、農商の藩費に入るを許すは、破天荒の事に屬し、彼の經世家尾崎琴洞の如きも、特許者の一なり、宣哉、後年、當町の士民識高く、膽強く、人物續々輩出せし事や、名主の餘澤大なりと云ふべし。翌年、明倫館舎新に成る、歴佐の同館記に、大生部をして總司を兼ねしむ、弘化四年冬、子臥寅起七旬を限るの夜學を起し、翌年三月、祿百石を館費に充て、次で武榭を建て、西洋式高島流の操砲練兵をも習はしめ、蘭學所を開きて、全國遠近大聖寺勝山歸江丹波丹後江戶等の藩士雲集來學し、文武を研修するの傍、航海、砲術、殊に英學の書を板行し、其卓見、其施設、全國大小藩より一頭地を抜きしは、今尙驚歎するの他なきも、既に全部誌教育

卓見施設一頭地を抜き

章に詳述したるを以て、之を省略す。其細規等は「日本教育史料」に悉せり。

(蘭學の隆盛は、全部誌に稍詳述せしむ、武術の方面は、此項下に記するの要あり。)

〔柳陰紀事〕(弘化二年八月)先是公小形元助ヲシテ下曾稱金三郎幕ノ門ニ入り高島流ノ砲技ヲ學バシム本年三月下曾稱氏ニ請ヒ新ニ口徑百五十目玉ノ銅砲當時野戰砲ト一箇ヲ鑄造スヲ鑄造ス

(弘化三年)四月公砲技ヲ新田野ニ演シ特ニ高島流戰砲五十發ノ早放ヲ命ズ其砲其技ノ便且ツ精ナル觀ル者之ヲ驚異セリ

(嘉永元年)六月新ニ高島流世話役ヲ置キ隆佐元助等ヲ其員ニ充ツ是ニ於テ丸岡藩樂原源左衛門小川繼右衛門及勝山藩波多野季雄等來リ東條ヲ行フモ亦多シ

(三年五月)内山介輔岡田求馬高井俊藏等：江戸ニ赴キ齋藤彌九郎無念流ノ門ニ入ルノ門ニ入ル：是年又大砲ヲ鑄造スル數門

(四年)八月無念流ノ世話役ヲ置ク之ヲ内山介輔等ニ命ズ

(五年)四月武術ヲ明倫館ノ構内ニ建設ス：月末齋藤彌九郎ノ弟新太郎：來ル：先是大聖寺信樂府中鱒江ノ諸藩有志ノ徒來リ砲劍ヲ學ブモノ稍多シ

(六年六月廿八日)小形元助ニ砲術師範ヲ命ゼリ(九月)十一日無念流劍技ノ師範ヲ定ム内山介輔ヲシテ先ヅ其任ニ充ツ

(安政元年)三月五日始テ改制ノ洋陣法歩砲二兵ヲ以テ編制スヲ新田野ニ開演ス八月中新ニ七面山ノ射場ヲ開ク

(二年)六月十四日「從前所用ノ弓槍ヲ除去シ更ニ爆機ノ手銃六箇ヲ携帶」：聽許ヲ得

〔日本教育史料〕士民教育ノ原始 週今數十年天保十四癸卯年萬主土井利忠藩政改革ノ際銳意治ヲ圖リ首トシテ學校ヲ假設シ大ニ教育ノ途ヲ開キ是ニ於テ士民ノ子弟一般學ニ就クヲ得タリ翌年春新學功ヲ竣ヘ命シテ明倫館ト稱ス

當時規程ヲ定ムル左ノ如シ

第一 學問ノ次第ハ聖經ノ本意ニ隨ヒ德行ヲ以テ第一ト心得ヘシ洋テ文學ヲ學ブモ篤實ヲ主トシテ浮華ニ流ルヘカラサル

コト

第二 經書講說ノ義ハ朱子ノ集註ヲ主張スヘキ事但唐古ニハ博ク諸家ノ說ヲモ研究シ置キ萬一集註ニテ義理落着セサルカ

如キハ異說ヲ以テ議論スルモ妨ナシ尤此等ハ講說畢リシ上ノ餘論トナスヘキ事

第三 素讀生徒ハ毎朝六時出席順次受クヘシ退出ノ如キハ世話役ノ差圖ニ從フヘキコト但退出ノ前前後相讓混雜スヘ

カラサルコト

第四 會議ノ節ハ一人宛輪番之ヲ讀ミ他人ハ聽テ之ヲ聽キ疑義討論ハ一節ヲ畢ヘ然ル後一人宛靜ニ之ヲ論出スヘシ他ニ不

審ノモノアルモ口ヲ言テ發シ混雜ニ至ルヘカラサルコト

第五 會議ニ出席スルモノハ豫テ其書ヲ熟讀シ疑義ノ如キハ會席先輩ニ尋問スヘシ問ハル、モノハ丁寧ニ之ヲ開論シ假令

其間淺近ノ事タリトモ是ヲ嘲ルヘカラサルコト

第六 會席ニ在リテハ物靜ニシ無益ノ雜談可禁止之且世話役ノ許可ナクシテ茶烟草用ユヘカラサルコト

第七 學校ノ書籍展閱ヲ願フモノハ世話役ヘ申請展閱スヘキコト但退出ノ節ハ故ノ如ク收置スヘキコト

夜學規

凡從事於斯者難初鳴成與夜半而就安業須嚴立課程但歸未滿弱冠及未曾夜學若身忍有志者不必在此限因以授業就安者必告其狀

於司業

疑義相質問者須是低聲不妨旁人讀思除不可須臾善疑之外大抵要待成亥等鐘而相質問

不許吟誦談論座作雜妄喧後逾未點燈及鐘報成則柱線香一本其際吟誦議論隨意可也誦勿談及酒食之事

助教及句讀輪番主起止簿諸生將就安則各記其所業以致為主簿受教諸司業

凡要須知事也為已則不自欺消息焉為樂而弗倦則德業日進也

洋學之舉亦士井利忠ノ創意ニ出テ嘉永二年己酉ノ冬初メテ端緒ヲ開キ當時僅ニ藩士ノ志アルモノノミ教習セシモ安政四年丁巳五月令テ下シ一般該學ニ從事セシムルニ至ル其冬大坂緒方洪庵門人伊藤某ヲ聘シ教師トシ授業ヲ委託ス爾來各藩ノ士來學スル日々多ク屢應ノ初ニ至ル

安政四年學費ノ法ヲ設ケ藩知百分ノ四ヲ減除シ以テ學費ニ充ツ則四萬石ニ就キ四百石藩士モ其給縁ニ應シ各々徵收セラル故ニ此法一夕ニ行ハレ子弟ノ學ニ就クト就カサルト皆同一ノ出金タルヲ以テ自然子弟ヲシテ學ニ就カシムルノ多キニ至ル其後從來迂闊ノ學風ヲ廢シ更ニ卑近切要ノ學規ヲ設ケ生徒ヲ獎勵シ以テ廢藩ノ日ニ至レリ

(參考) 早起到明倫館

鶴鳴尊食倒衣裳、更笑家人在睡鄉、已到館門黃先處、誦聲如涌起書堂

橫 田 芳

學校 明倫館 所在地 大野城郭上道手口(現今清水町)

沿革要略 天保十三年藩政更始ノ際首トシテ文教ヲ振起シ翌年七月學校創設ノ令ヲ發シ十五年三月校舍ヲ新築ス藩主士井利忠方ニ經費ヲ撥ルヲ厭ヒ自ラ内帑ノ貯金ヲ以テ其資ニ充ツ是ニ於テ士氏篤志ノモノ金ヲ獻シ工ヲ助ケ爾來文學大ニ開ケ駿々歩ヲ進ム利忠又諸藩ニ先タテ和蘭ノ學科ヲ設ケ藩士ヲシテ其業ヲ修メシメ嘉永五年閏二月校內ニ於テ更ニ武術ヲ起テ劍銃二技ヲ習演セシメ尋テ蘭學所ヲ校外ニ設ケ益々之ヲ獎勵ス安政二年ノ冬遂ニ伊藤懷藏ヲ大坂ヨリ聘シ該學ノ授業師トス四方來リ學フモノ日ニ多ク以テ明治ノ初ニ及フ

教則 教科用書其等級區分及ヒ授業ノ順序方法時間等左ノ如シ  
並科 孝經、大學、中庸、論語、○乙科 小學孟子春秋禮記○甲科 易經書經詩經石經書十歲以下ニシテ丙科十三歲以下ニシテ乙科十五歲以下甲科各之ヲ卒業シ遺意ナキモノハ褒賞ヲ得○蒙求十八史略史記漢書左傳國語右質疑ヲ卒ルノ後四書五經ノ義理ヲ穿鑿セシム 素讀 每朝卯ノ時ヨリ但二七ノ日并祭日等ヲ除ク○習字 每日辰ヨリ午マテ 未ヨリ申マテ 講釋 每月三回未ヨリ會講 上等ハ每月三回下等ハ每月二回各未ヨリ 習禮 每月六回辰ヨリ 卯マテ 射文 每月三回辰ヨリ 詩文會 每月一回未ヨリ 會講 每月三回未ヨリ ○軍用故實 每月六回辰ヨリ 卯マテ ○兵學 每月六回未ヨリ 申マテ ○劍術 每月一回辰ヨリ 巳マテ 但前二回シ砲術一隔日申マテ

學科學規試驗法及諸則 皇漢學洋學醫學習字習禮軍用兵學擊劍操銃等ヲ教授シ生徒ノ素讀ヲ卒ルモノ武術ヲ兼修スルハ其望ニ任スルモ都テ文學ヲ廢スルヲ許サス而シテ文武ノ間放テ比例ヲ設ケタルナシ生徒學期ノ如キハ八歲ヨリ十五歲マテトシ素讀試驗ハ毎月末ニ於テ行フモノヲ小試トシ教官限リ之ヲ督シ每一季ニ日付學監會同シ舉行スルモノ之ヲ大試トス但素讀各科卒業試驗ハ其優等者ヲ賞シ實問生ハ試ミルニ射文ヲ以テシ一歲中及第十回以上ハ之ニ褒賜ス

校內左ノ規則ヲ揭示ス第一回問ノ序ハ聖經ノ旨趣ニ基キ總行ヲ主トシ淨華ニ流ルヘカラス第二經書講說ハ一ニ宋注ニ據リ解シ難キニ至リテハ他ノ註解ヲ用ユヘシ第三素讀生ハ毎日一昇校順次ニ業ヲ受ケ修業ノ後教官ノ指揮ヲ待テ退校先從テ爭フヘカラス第四回會讀ハ當籤ノモノ之ヲ講シ自餘ノ會員ハ審聽ノ後疑義ヲ討論スヘシ第五講釋ハ經義ヲ聽聞スルノ故ヲ以テ待ニ謹儆ヲ加フヘシ云々但入學許可ヲ得シモノ禮服回禮等ノ儀ヲ設ケス

職名及ヒ俸祿 維新前總司登名之ヲ兼ヌ 監督二名教授三名司讀十名監督教授年俸各米五俵其餘ハ年俸等ヲ須タス毎年七月十二月窓勞金ヲ賜與スル各々有差爾後學制頒布前監督以下名稱人員渾テ舊ニ依ル俸給ハ監督教授從前之通助教年俸三俵司讀二俵座席ノ順序ハ固ヨリ職任ノ等ニ由ルモノトス

職員數 維新前學制頒布前共教授二名助教三名司讀十名事務員二名校丁二名門衛ヲ兼ヌ 生徒數 維新前寄宿生二十名乃至三十名通學生徒二百名内外諸切生ト稱シ素讀ヲ卒業シ其間在校業ヲ終ムルモノ凡七十名寄宿生徒ハ員數ヲ定メス其學費ハ薪炭油ノ外渾テ自費トス

東修謝儀 東修ハ各自ノ意ニ任セ別ニ定規ヲ設ケス謝儀ノ如キモ亦然リ 學校經費 維新前最切ハ實費ヲ支償シ後藩主ノ寄宿高百石ヲ以テ年々學費トセリ安政五年更ニ藩主ノ自奉ハ論ナク士族ノ俸米共納米ノ惣額内ヨリ四分例ヘハ米壹石ニテ徵收シ文武ノ費途ニ充ツルノ法ヲ設ケ以テ之ヲ處分セリ此法延ヒテ學制頒布ノ日ニ至レリ

藩主臨校 毎月數次臨校アリテ教員ノ講義ヲ聽問シ或ハ生徒ノ學藝ヲ視觀セラル  
 祭儀 春秋兩度仲月上下ヲ以テ釋菜ノ禮ヲ執行ス本日辰ノ刻諸有司及ヒ教員一同禮服ヲ着ケ登校シ祭司祭シテ聖像及ヒ十哲ノ幅ヲ床上ニ懸ケ清酌庶羞ヲ奠スル一ニ式ノ如クシ儀設全ク畢リ尋テ藩主臨校セラレ是ニ於テ祭酒進テ祭文ヲ讀ミ且論語一章ヲ講シ講畢ルニ及ヒ藩主神位ヲ拜シ神酒ヲ饌シテ退校セラル既ニシテ諸有司諸教員ヲ始メ士族ヨリ平民ニ至ル迄各其位班ニ隨ヒ禮拜シ神酒及赤飯ヲ賜テ退ク

〔祭文〕 維新弘化二年歲次乙巳八月庚寅朔八日丁酉明倫館教授臣等謹奉命昭告于大成至聖文宣王之靈曰惟王固天攸縱乃聖神乃誕降生知經緯禮樂開揚文教炳乎典謨奕世之所傳生民以來至德莫二教行萬世儀比三王餘烈遺風千載是仰俾茲末學依仁遊藝者皆夫子之賜也其德澤之盛與日月爭光與天地同功豈敢可不欽戴乎是以往歲履慶庠序之教使二三之教授臣等從事斯道焉爾來教化漸行閭邑嚮風嗚呼微夫子安得與於斯文之盛乎尙冀使士庶兆民知學弟之道以明人倫之源蒙國家治平之化而已因聊微古昔之典禮謹揭聖像于祠堂以薄奠清酌表祭祀之至誠且以克國復聖公廟國宗聖公其餘群賢之諸公配當鑒學校構造及建物圖面 狀ク

學校ニテ出版職刻ヒシ書籍目次及ヒ藏書ヲ種類部數  
 出版セシ書目 肥後新話二冊 英吉利文典一冊 海上砲術全書十五冊 (實物に徴して之を加ふ)  
 藏書ノ種類部數 經書二十部 史類十五部 子類十五部 集類十四部 和書三十二部 雜十六部 洋書五十部

其間、大部の兵書〔三兵要訣精論〕を重譯し、當時の碩學を後に瞻若せしめ、其師伊藤慎藏をして、福澤諭吉と並稱せしめし俊才、西川貫藏杯を出して、廢藩置縣に及べり。

兵書を重譯す

維新後  
 有校の沿革

世は王政維新となり、百事過渡の際、其名全國に聞えし明倫館も、一時廢廢に歸し、館舎は足羽縣の分廳に充てられしが、不學の戸と人となからしむる聖諭を感戴して、舊藩邸を以て假校舎に充て、普通小學教育を開始せしに、明治七年二月、舊藩主土井利恒、更に金千圓と家屋とを寄與し、學事を獎勵せらる、町民奮て地を明倫館趾に相し、校舎を新築す、八月十日開校式を舉げ、利恒有終と命名し、「靡不有初克有終鮮」の扁額を寄せ、横田校長其記を作りぬ、爾來、費運駁々として進み、時に縣立小學授業傳習所を併置され、次で、長井沃新に名古屋師範を卒業して歸り校長となるや、益隆盛に赴き、町民も公立明倫中學校を有終校内に創め、文部省は學校、校長學事郡書記を賞し、器械書籍を下賜するに至りぬ。

有終小學記

横田 券

學以有終名取諸詩與周易之語藩之首章曰靡不有初鮮克有終謙之六三曰君子有終吉夫終者事所以成無終則無功物皆爲然而學爲其義者朝廷詔府縣悉建學校隨地方分割其區學亦秩爲三等其委員曰取締掌勸人進學及經費度支之事曰訓導掌教育子弟至費用辦給之方學科教習之則即三府六十縣盡一其按文物之隆治未有如今日也我大野屬處越之險人撲俗陋地不膏及維新右文之政興人民始嚮學學校設而有終即其所自舊矣初在龜山陸舊城郭之内既而以其與坊市隔且構造不便乃請於官新卜此地經營數旬工事始竣方其有落事秀謂其取締與訓導曰今夫府縣之學土木非不安麗生徒非不夥多取締之於督責訓導之於教諭亦不可謂不盡其分雖然察其所以即以此求媚於政府者有焉以此射譽於鄉閭者有焉甚即藉以利己者未必無之因循苟且唯實之業者亦未必無是至若其知朝旨之所在勉強忍耐百難弗撓敢期成績者蓋寥寥乎不多有也今夫歐米各邦開物成務也慮諸數十年之初必成諸幾百年之後是以海

下編 町村誌 大野町



内推爲都文之冠終之爲禮豈不亦大耶蓋進之銳者其退亦速故濟事之要無他在于學々不能耳雖大野之歸爾取給督之於外調導養之於內相資互務日漸月治進而不止即子弟之從事於學者異日果能事親孝事長順言修行文才性暢達格知之學書數之藝彬彬有可觀然後人皆將知學之不可以己人皆知學之不可以己即此學庶幾其有終也已諸君以爲何如皆曰然自今以往敢不夙夜以勉克有厥終乎哉。

祝有終小學開校

小野 立 誠

修得公園萬株梅、多年培養運時間、艶紅潔白尤堪愛、果識千枝結實來。

明治十七年春一月有終小學校蒙賜文部省第一等賞因張祝宴余亦見招賦此似滿座諸君

横 田 秀

群賢盛鬪易斯贊、千數生徒業日成、龍觀即今占第一、有終豈可背其名。

同 じ 折

布 川 正 沖

嬉しくも梅の初花咲にけりみのなる時をいかでとぞ思ふ

十七年には、分教場を知真多百二十四番に設け、中學の廢校と共に之を閉ぢ、長井校長は福井御範學校へ榮轉し去りぬ。

二十一年四月、不幸當町大半祝融の災に罹り、有終校舍も、亦僅に一棟を殘して烏有に歸したりしも、七月、舊郡衙の廳舍たりし養蠶所(桑園社)燒殘りあるを假教場とし授業を開始し、翌年、舊校の隣地、舊區裁判所ありて司法省の所轄たりしを、他と交換して校地を擴め、校舍を

新築土井子爵三し、二十三年落成す、翌二十四年三月、貧困兒童に有志者寄贈の學用品を貸與し、

授業後に特別教授をなし慈善部と名け、八月には、前に假校舍に充てし桑園社を購入移築し、裁縫場となししに、翌二十五年四月、小學校令改正施行の結果、慈善部を簡易科とし、校名をも此時より現稱となせり。

三十二年四月、修業年限三ヶ年の裁縫專修科を附設し、漸次校舍の狹隘を來し、故、兒童溜所を新築したるに、基礎鞏固ならず、又も改築の必要迫りたれど、町力兩度の火災に疲弊し、獄聲中に荏苒日を涉りしが、三十七年七月、又も、舊藩主土井子爵より、工事費の半額、八千八百六十圓補助せら、事となりしを以て、其年八月(日露戰役中にて、新事業中止の方針なるにも拘はらず)千五百餘圓を以て、隣地中村氏の故邸を購入し、高等尋常の二校に分ち、建築に着手せしに、恰も義務年限の延長の議あるの時なりしより、九月、更に男、女子兩校に分つことに改め、十一月竣工しぬ。

之と同時に、裁縫專修科を獨立擴張して、修業二ヶ年の大野町立裁縫學校となし、女子校の一部を以て、之に充て、其成績見るべきものあり。

四十一年には、男女子兩校に、五間に五間の二階建を増築し、順境に向ひ來りしに、四十四年度より、郡立實業女學校創設せられしを以て、町立裁縫學校を廢せり、校長は、長井氏の後、

幾多の交迭ありしが、現時の男子校長は、二十二年以來勤績し、本年二月、文部省より選奨されし、田村彪男にして、女子校長は、創立の際の校長、福田太郎、本郡視學に榮轉せし後を承け、大月榮吉任に在り。

大野圖書館  
水木女學校の興

大野圖書館 大野中學校内に在り、日露戰捷紀念に創立せしもの、數多の古書良籍を藏せり。終に一言したきは水木女學校の興廢なり、此校は、水木たき子女史の獨立經營に成り、一時は禿氏が福井に於て經營するものと並稱され、縣より補助下付の議すらありしに、不幸の家情は廢校の止むを得ざるに至りぬ、されど、之れ頓て郡立實業女學校の先容たりし功を、廢校の故を以て没すべきにあらず。

醫學と衛生

醫學と衛生 舊幕時代、早く種痘施され、病院設けられ、洋醫の術行はれ、種痘は福井藩と伯仲し、病院は同藩に先んじ、西洋醫術は、函館戰爭の際にも、薩長其他の雄藩をして驚歎せしめし等、誇るに足るべきものあり、維新後にも、亦た一時公立病院を設けられたる事ありき。

人物の條中村  
松村土田參照

〔抑陰紀事〕（嘉永二年）先是公泰四ニ種痘ノ法アリテ人命ヲ救フノ大仁術ナルヲ聞知シ心竊ニ之ヲ欽ス是冬會々洋人ノ崎陽ニ來ルモノ始メテ牛痘ヲ我邦人ニ移シ果シテ功ヲ奏セルニ及ビ公手許金若干ヲ出シ土田龍海ニ付シ該事ヲ實施セシム

〔濟生松平春嶽遺德碑〕 命關醫門担痘苗至公道人求之乃開種痘所

〔越前人物志〕 春嶽（嘉永）三年二月種痘所を置き土民に諭し就て種痘せしむ

〔柳陰記事〕（嘉永四年）正月種痘ヲ南山中本戸村ノ兒童ニ施行ス…：施術所ヲ一番町ニ假設シ大ニ種痘ノ業ヲ開張セリ

〔萬延元年〕正月高井玄俊及比土田龍海ヲ病院總督トス（福井藩病院設立の記事は淺學か未見）

（當時世人洋醫に信賴すること甚しく、藩儒渡邊順八郎、其親を漢方醫に診せしむ、死す、怒て曰く、醫親を殺すと、後、子病む、洋方醫に診せしむ、亦死す、歎じて曰く、洋醫も奈何ともし難く、尙且死すと。廣瀬旭莊贈中村尙佐詩「術極荷

蘭秘」

〔若越小誌〕（明治十三年）大野…：に縣立病院分院を置き尋て悉く縣立病院とす（當時の院長は田村英哉）…：（十五年）大野…：の縣立病院を公立病院となし…：（二十二年）大野病院…：私立となし云々（間もなく廢院せしなり）

名勝古蹟墓碑

名勝古蹟墓碑 當町の名勝遊園としては、先づ、指を山王祠畔、篠座境地に屈せざるを得ず、されど、此二者の記述は、社寺の項に譲り、今は其他のものを掲載せむ。

七面山

七面山又砂山、洞雲寺後の小丘にして、曾て、蛭子神を祭りしより、ひるこ山とも稱し、北は清瀧祠背の清瀧山と連り、共に成山の山嘴にして、其南端に七面神の小祠を安んず、全山赭砂、丘頂幅五間計、長約二町の間、坦々如砥、處々青松の影を印す、渾身に清風を占めて、樹間より四望すれば、遠村、近落、紫山、明水、肥田、叢林、歷々吟眸に聚り來り、眺め盡せぬ好景

雅趣に富むを以て、花朝月夕、行厨家眷を伴ふ者、瓢酒曳杖の者多く、西飯降山麓に續ける松林は、秋蕈の産地なれば、簍々墜葉を分けて、探し廻る風流客も少からず。維新前には、大野藩の射場として、窄袖短袴の赴々たる武夫が、得意の鐵砲を此處に練り、己巳の春、其手腕を北海に示せし素を爲せし遺蹟なるも、今や、昌平の恩澤は、田疇林野の間にも普及し、北麓の登龍館裡の鼓音絃聲を、松嶺に交へて傳へ來るあるのみ。

〔柳陰記事〕（安政元年）八月新タニ四郊外七面山俗砂山ト稱スノ射場ヲ開ク

遊七面山記

内山 貞隆

邑之四面皆山。多可遊者。而七面山最近。是以予有暇必遊。某日與諸子。卜噴命鵬而登焉。出四郭奔洩水三百步。漸到山顛。時已季秋。緒土坦然。無復雜樹。唯老松數千株。盤根離奇。殊形怪狀。與遊者相適。有軒然獨立于雲表者。有半仆半起成蛟蟠狀者。有長條倒懸。如山猿按臂飲澗水者。蒼翠漉々欲濕人衣袂。於之搗松條爲菌。環坐解腰瓢拈韻清思。偶風遠而至。群松皆應。如琴筑。如佩環如波濤之激蕩。摩襟爲之灑然。皆曰。樂哉此遊也。而予獨有感焉。顧謂諸子曰。子知夫松乎。其始一寸之萌耳。霜雪厄之。風雨摧折之。及其長。又有斧斤斲之者。幸不爲樵夫所斲。歷數百年而後。標摩青漢根到九泉。其千辛萬苦何如哉。自植物而言之四時之變亦大矣。而松獨不與豈非以前操之堅邪。且夫特立于雲表者。士君子之經險難。而伸青雲之志者也。成蛟蟠狀者高節之士自負其氣。僂寒未遇於世者也。其長條倒懸者。士學絕人。猶且不自足。汲々事下問者也。夫松豈不皆欲伸干烟雲々滿之上哉。亦有數而存矣。而向之千辛萬苦。則其所以皆能成殊絕之姿也令人異於是。忘於樂而樂於進。

利名之煩惱思童心。一蹶跌不如意。則遂至廢寢食仰怨俯咎。是以人而不若草木也。不亦可愧之甚乎。凡接於目者。會諸心。心之所會皆足以爲戒。此予所以感也。諸子稱善時已夕陽寒風凄然。於是復灑殘醴。滿觴對飲頽然大醉。歸家則顏色不辨人矣。燈下書其所感。以示同游諸子云。

安井先生評下一轉語變叙爲論極見機警所謂單刀直入不努力幾乎此得之矣  
句法參差可喜

十一月三日登七面山

山蹊險勝世路險、冬晴卜得遊聲淡、幽溪窅窅天澄清、曾無些塵入眼掩、千山萬嶽露骨筋、評彼品此類指點、鞍嶺嵐嶽釋氏半、鼎足巍然尖於刺、殘楓蒼松雜其間、遠近濃淡似繡染、如此好晴難後逢、一々拾來欲其斂、前望後盼看無遺、仰觀俯察仔細檢、如何短晷難繫留、一片紅陽射醉臉、風氣寂々袖雲生、寒風蕭々暮鴉閃、

横田 義清

九日登七面山俗漢着先鞭吟鵬無所遂到佛龕而飲  
滿望經霜秋色含、幾群摩客管歌酣、何圖碧水紅山景、空向佛龕兩處貪、

秋日登七面山

重陽過了此攀躑、松下愛松松下題、菡水水枯魚可數、江村々近馬頻嘶、千田遙辨稻兼麥、萬嶽坐看高又低、半醉半醒寔堪憐、輪欄入遠山四、

暮秋上七面山

吟友魚貫登峭壁、經霜萬樹秋聲寂、峯頭日暮急寒風、斷續誰家三弄笛、粉々落葉聲如滴、謝履攀躑千俣壁、吟袖不堪冷氣侵、歸來況後孤村笛、

下編 町村誌 大野町

徐步城南數里程、無端困貧動詩情、洞雲山裡丹楓暮、赤菫河邊

素月明。

(遊清瀧山) 釋

惠 風

龜山公園



龜山公園雪景

龜山公園 町の西端にあり、高さ三百尺に満たざる小丘なれども、當町の公園にして、形龜に似たるより、かく名けたり、明治の初年までは、代々領主の居城たりしが、維新後、城壘墜濠壞たる、とともに、登覽者も絶え、荒れに荒れはてし、荆棘茂り、葛墨纏ひ、空しく狐狸の棲に委し去りて、見るかげもなくなりしを、去る三十四年、町民官に請ひて借り受け、榛を刈りて、公園となし、四季折々心を慰むる境となしたるなり。麓より、九折の小徑をうねりて辿り登れば、山の半ば、形おもしろき櫛のほとりに、四阿ありて眺めいと廣し、なほも杉の林をくぐり、櫛の森を分け

行けば、程なく頂に達す。頂には、昔の盛觀の餘影を留むる石垣、苔にむされ、蕙にからまれ、半ば涸れし小池の水青みて、いと淋しく、唯梢にすさぶ風の聲、落葉に咽ぶ露の雫の、ありし當時を傳ふるのみ。大野盆地に孤立せる小丘として、風清く氣爽かに、全町の光景脚下に展開し、遠くは、巍々たる荒島、宜南、釋子の諸峻峰、白布と流れ、蒼龍と蜿蜒る、眞名、九頭龍の諸川より、近くは、飯降、戌山の諸巒、及、其間に點在する村里、森林、瀾蔓する田圃、原野等昨裡に入り來り、實に得がたき一大體畫たらざらばならず、未だ白雲を鬢鬚かす春花の美、錦綾織る秋葉の趣には乏しけれども、滿山の老杉古櫛深く繁り、幽靜の情溢れ、若草の上、青葉の蔭に、時を忘れ、暑さを忘れ、或は、色つく櫛に、更くる月の影、さては、山に積れる白銀なす雪の光を眺めやるも、いかでか逸興たらざるべき。加之、數年前より、稚き櫻、紅葉ども多く植えつけられたれば、やがては、又なき名所とうたはれ、登る人の絶えざる時も來り、巖頭の青松月に秀て、樹下の綠苔雨に肥えた、古往今來語り傳へて、盡ざらむとするの概あるべきか。

時雨るゝや櫛の紅葉ちりくくと

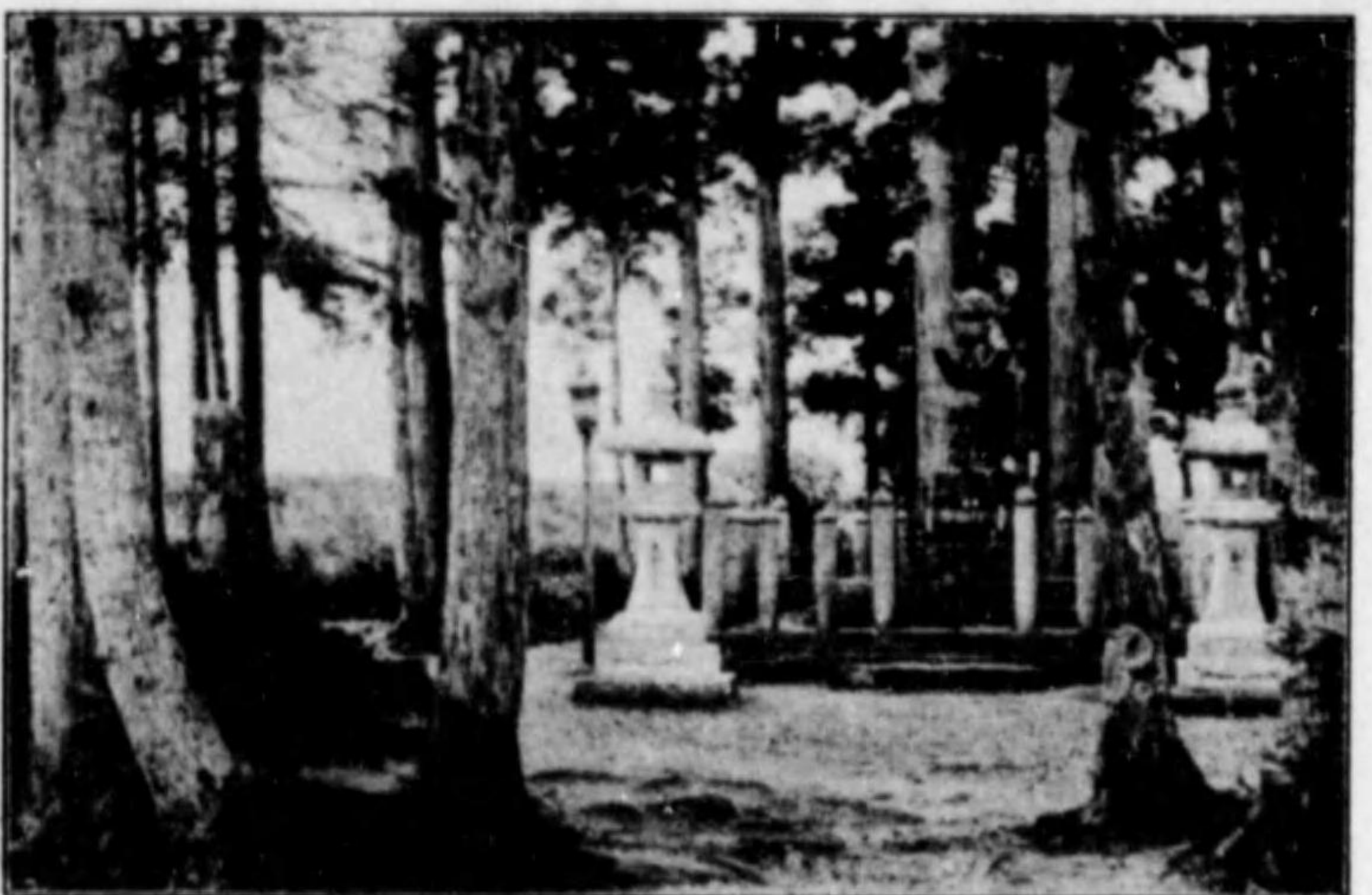
天地庵

大野二十景

當町の名勝此に止まらず、大野二十景なども選ばれしが如し、即ち、銀峯殘雪、嵐山返照、洞

下編 町村誌 大野町

朝倉義景の墓



左方にあるは(一乗後主廟碑)

雲寺晚鐘、山王祠歸鴨、玄谿松風、坂戸群鷗、坂谷驟雨、白山夏雪、新庄藤花は、其中なるべし、されど、何時、何人のものせしか、將た、其目も明かならず、此他にも、茜川の觀臺、義景の森、清瀧の漁、飯降の山、深井の湯等、町人行樂の場多かるべきも、さまではとてすべて省さぬ。

朝倉義景の墓 大字清水の南端、水田相連るの間に、數十歩(南北十間、東西六間半)の地あり、土俗よしかげと稱す、數株の老杉森々天を指して晝猶暗く、芹水の清泉混々四周を環りて俗塵を絶つ、中央に苔蒸したる一基の石碑あり、(總高七尺七寸、墓石方三尺、一尺三寸、五) 墓石方一尺三寸七分、墓石方輪形なり。) 正面に「朝倉義景墓」と刻し、新しき玉垣をもて圍めり、其西六尺ばかりにして、自然石碑、一は「鳥居景近墓」高二尺八寸一は「高橋景

倍墓」高二尺三寸と題せるもの、半ば土中に埋るあり。義景の碑の東側に、所謂「一乗後主廟碑」高四尺五寸横幅二建てり。

式乘後主廟碑

兩雄之爭、衝者其勝敗之機、微矣哉、且命有厚薄、時利不利、難方拔、山氣蓋世、亦不可奈之何也、豈必戰之耶、耶、一乘後主朝倉公、祖先業、二虎據本州、若加、當其連江、擊尾也、帶甲數萬、如熊如貔、勢策之臣星、列淵深坂、本堅田之役、連勝、敵尾四將、尾人請、朝求、平且、爾、盟書、謝罪、不亦、盛乎、後江北之役、遺時之不利、師與、戶封、強不、守加之、叛臣相繼、啓、寇實、國將、三、星、墜、焉、社稷、亡、焉、時、與、命、與、烏、雲、哀、哉、夫、距、公、之、卒、二、百、五、十、年、于、此、矣、兆、域、地、在、水、中、城、墓、碑、湮、沒、荆、榛、荒、蕪、島、田、義、兼、之、後、有、龍、地、和、其、家、藏、所、嘗、賜、圖、書、器、世、守、國、陵、主、祭、祀、悲、其、荒、廢、欲、修、治、久、矣、而、不、得、官、許、以、故、未、果、今、茲、有、助、其、志、者、上、憲、通、請、官、得、其、許、可、乃、關、棧、葬、復、祀、墳、墓、雖、未、能、壯、麗、願、足、加、神、威、矣、於、是、書、其、事、於、石、以、後、人、

文政九年丙戌秋八月二十日

岡田輔幹謹撰 瀧波愷言拜書

之ぞ、五代の覇業を、賢松寺に烟消霧散せしめし、松雲院大球宗光公主從終焉の遺跡なり、蓋し、此地、六坊賢松寺の故地なる事は、略疑なきも、久しく草萊に埋まれ、世に知らざりしが如し。(享保五年の書上には載せず)

此石碑は、寛政十二年、中野花黒家の造營に係り、曹源寺境内に在りしを、文政五年、今の地に移して、二百五十回忌法要を修し、更に、同九年、棧葬を拓き、疆域を治め、廟碑を建て、

下編 町村誌 大野町

近く、明治三十四年、有志者斡旋して、廟地を修理し、玉垣を作りて、現時の觀を成し、四十年、其北隣に、一乗庵を作り、義景の靈牌を安んじ、一禪尼之を守りて、朝夕追吊す。嘗ては此町に、其遺物、文書多かりけむも、或は、災に罹り、或は、所在を亡ひ、今は、庵にも一物なきを奈何にかせむ、柳絮飛ぶ春の昕、螢火亂る、夏の夕、訪ひ來る人の、空しく一掬の涙を澁ぐあるのみ。

〔朝會始末記〕 因茲西刻計に六坊に移り給ふ其時の御供には小川六郎左衛門向三郎左衛門父子加藤新三郎高橋鳥居計也扱高徳院殿御臺所御曹司の供人には齋藤兵部少輔今藤源三郎九津見清右衛門西山僧眞勝此等計也斯て六坊賢松寺へ移り給ひ母上御台諸尼に旅泊のさびしき茅廬の月に行末今の事共を思召連れ給ひ何くを頼の有世ともなく明る世を心の迷のみ思て露の命の惜く待るもあの愛王かせめて十歳にも成を見んがためなるに今更此體に成事の口惜さよと宣ひて御涙を流し給ひけり亦母公高徳院殿は義景の御形勢御曹司の御事一方ならぬ御嘆き御身の上も如何と只御涙のみに播暮て秋の夜の長きにも露まどろみ給はず世を浮舟よるべなく彼妾に許多立來る泡共消える心地して泪落とも覺ぬに秋は浮舟許なりさなきだに旅寝はたれも悲數に明日を期せぬ御命なれば女房達もとり／＼に御理にて候とて皆々袖をぞしぼりける夜も明かたに成ぬれば外山に鹿の鳴く聲聞えければ景近聞て

理りやいかてか鹿も鳴ざらん今宵計のいのちと思へば高橋聞て取あえず

秋風に逢ふたのみ社悲けれ我身むなしく成ぬとおもへば

と日さきみければ義景聞たまひていつれも古歌と覺えたり乍ら去時の取合神妙也とぞ宣ひける斯りける處に明れば二十日よ

たほの昏に朝倉式部大輔百餘騎を引率て六坊へ推寄て鯨波を噴とつくり護砲をしきりに放ち懸け御運命は是まで也急ぎ御腹召れ候へと申しければ義景にくき景鏡か倒さ哉我只今相果つと云も惡靈惡鬼と成て三年の中に父子ともに害すべき物をと宣ひ既に軍兵堅く攻入れれば何れも一防さふべき候へども靜に看經有り現つあると宣ひて墨紙を取り出し辭世の語に曰く

七頭八倒 四十年中 無他無自 四大本空

と書給ひ同二十日卯刻に腹十文字に掻切て鳥居高橋はなきか早く頭を討て加藤新三郎家に火を懸よと仰せけれども敵寺内へ攻入れれば彼を防ぎ戦ふ間なれば一人も不參に依而義景自身頼烟を取て彼方此方に火を付給へども御自害の上なれば思召様にもなかりける處へ高橋新助參てなく／＼御介錯仕りける生年四十一歳哀と申も猶餘り有ること也去は五更に灯消破窓の雨に向海中に船を覆して一壺の波に漂が如し高橋兼て思儲けたる事なれども御頸に向てもたへこかれて悲み今はいつをか期すべきと思て高橋

兼て身のかゝるべしとも思はずは今の命の惜くも有らん

と詠して義景御自害の脇指を取て腹掻切て御死骸に懷き付てぞ死たりける鳥居兵庫も續て腹を切んと思ひけるかいやく／＼如何にもして式部大輔を一刀恨んと思直て出けれども敵大勢早や亂入り景鏡は不見ければ無三是非立踵道腹を切る然處に敵悉く亂れ入り義景の御頸取てぞ歸りける斯て母公高徳院殿義景の御自害を聞給ひ我身もいつまで可三存命とて守り刀を抜給ひ既に御腹に撞立んと仕給ひける御傍の女房達御手にすがり付て申けるは御屋形様こそ空く成らせ給ふとも御曹司御娘人様達の御行末なも御覽しはて給ふへし餘りに御心弱く御入候と申されければ衣引かつき給ひ其儘倒れ臥て消入給ふ處に女房達さま／＼に妨妨して水など御口に洒きければ僅に御目ばかり見上げ給ひけり然處に式部大輔又來て御曹司高徳院殿御臺所を生捕て亥山の城に籠てけり其時までも付纏ひ進せける人には齋藤兵部少輔九津見清右衛門小山三郎右衛門父子西山僧眞勝也此人々も生き甲斐なき命に魂やせん角やあらまよと思ひけれども御曹司を遣し奉り御行末を見留申さんため景鏡を様々申す

ため君がため情からさりし命をも永くもと思ひける哉と云し古歌の其本意をば知られども身の毫きに思合さるゝなどつ  
ぶやき合てぞ居たりける各女房逢昨日より供御も召されざりければ九津見近所の在家へ行て粟の飯椀の餅など求來て進らせ  
けり

〔朝倉記〕には朝倉式部太輔は屋形の妹野三河守と相談して以て使者義景へ申上けるは今の御陣所洞雲寺は我等の在所  
と程遠く御座候へば萬事心静に御談合可仕儀叶ひ難く候間六坊へ被移御座候へと諫ける程に西の刻計りに六坊へ移りた  
まふ御供には小川六郎左衛門同三郎左衛門加藤新三高橋新助景倍島居兵庫景近也明れば二十日また行黒き早朝に朝倉式部太  
輔景鏡家の子郎従を聚め云けるは義景を伐て出すに於ては過分の恩賞可レ行と信長公より起請文を以て被申越今屋形の有  
様を見るに鳥の翼を刊れ車輪の破れたる如くに成たまひ六坊に坐ませはいざ押寄て奉レ伐信長公へ降参すべしと思ふなりと  
被申たれば平野中道寺間もあえず申けるは是は仰とも存候はず古より主君を伐て世に出たること未承らず殊に信長表裏の  
言を信したまひ數代相傳厚恩の主君偏に頼み思召て此所に御入被成候を無情奉レ伐候はんこと天の懲は不申及末代迄味  
りな入口に残したまはんこと歎てもなほ餘有ることにて候昔も長田庄司が義朝を害し桐生六郎が足利俊綱を伐り河内次郎が佐  
藤泰衡を誅し五大院右衛門が北條邦時を亡し竹澤右京亮が新田義興を失ひしも皆天罪を蒙りしそかし今眼に三好松永等が公  
方義輝公を奉生害天下を奪はんことせしかとも其過逆かたくして信長公に被成閉誅伐近きに在と見えたり如斯の事を見  
聞しながら主君義景を亡はしたまはん儀思召留りたまへと申たれば景鏡大に願ひ汝が申所もさることなれども今世間の體  
か規に御方の歴々は皆北近江刀根山にて討死し景健景胤も心を隔てたりと見え魚住備後守津江大炊助も敵に與し平泉寺の衆  
徒さへ心替りの上は其一人義を守たりとも何の用にか立べき其上屋形に恨有ればいざ打立者共とて其勢二百餘騎を引率し六  
坊へ押寄て鯨波などつと作り類に弓鐵砲を射入伐係御運命は是までなり急ぎ御腹召候へと聲々に罵詈雑言を聞し召し惡  
き景鏡がばたらき哉唯今相果候とも惡靈惡鬼と成て三年の中に父子共に怨罵害へきぞと願りたまふ己下(始末記)と同文云々

〔七國志〕二十日未の討計に式部太輔平泉寺の大衆と謀し合せ二百騎ばかりにて六坊賢松寺へ不意に押寄閑を作り鐵砲を打  
かけさせ平岡治右衛門尉を以て如何して知り候ひつるやらん敵御所を存し多勢にて取巻候御運命は是迄なり早く御自害候へ  
しと云ひ送る義景是を聞たまひこは惡き舉動かな己頼て惡靈と成て景鏡目父子を取殺さて置べきか三年とも安穩にはあらせ  
じ者なと高聲にのしり給ひ汝等暫時防ぎ矢射よ心静に自害すべきぞと宣ひて一間なる處に引入て高らかに誦經し玉ひて後  
墨紙を取出し辭世の詩を書たまふ

七瀬八倒 四十年中 無他無自 四大本空

筆を抛て刀を抜持弓手の脇に突立て妻手へきりと引廻し又胸本に突立て臍より下へ切さけて高橋はなきか介錯せよと呼は  
り玉へと景倍は敵を支て防ぎ戦ふ最中なれば是を知らず加藤はなきか新三郎は居ざるか家に火をかけよと宣へとも新三郎も  
來らざれば自ら蠟燭を取て彼方此方に火をさし玉ふ偏身あけの血しほにそみ瀧のごとくに流るれば心計は變らぬとも氣色も  
次第によはり玉ひ更に燃付さりける處に高橋新介走り來て介錯し參する義景行年四十一歳元龜四年八月二十日の西の朝倉  
五代の繁昌は忽ちに滅ひけり高橋は義景の首を持出暴鏡か方へ渡し頼て走り歸り腹かき切て義景の死骸に懷き付きてそ死し  
たりける島居兵庫助景近も頼て腹を切んと思ひけるは式部太輔を一太刀討て恨を晴さばやと思ひ彼方此方と切り廻りける程  
に多勢の中に取こめられ終に島居も討死す

〔名勝志〕大野城下より三四町西に在り越前國主朝倉左衛門督義景天正元年癸酉八月織田信長と當國刀禰坂に於て合戦義景  
失利居城一乘へ歸り其後大野へ落る同月二十日家臣朝倉式部太輔景鏡か爲に當寺にて自害法名松雲院殿大珠宗光大居士と  
號す今に慕あり其時の辭世に

七瀬八倒 四十年中 無他無自 四大本空

同恩從の侍權新助景倍同自害辭世

下編 町村誌 大野町

かれて身のかゝるへしと思はずは今の命の惜くもあらなむ  
〔深山木〕物へまかりけるかへさの道にて

墨染のゆふべになれどしら鬢の影いらしろき朝くらの杜

むかし朝くらし景のぬしあたのためになはれてこゝにのがれたまひしことはいぬ山の城なる式部大輔景あきらはそのわか  
らにてことにたのみたまひつるつかへ人なればなりけりしかるに式部大輔はかゝる時にもきたなき心いでさしかばかへりて  
あたをたすけてその君をあさむきうたむとするほどによし景のぬしは、たのめる木のもとに雨のもりこしこといかにも  
せんすべなくて六坊の賢松寺にてみつからつるきにつらぬかれて身まかり給ひけり今その跡にて澤水のほとりにすきはりの  
木おひしけりて杜のことくなるをよしかけとそとなふるこの澤水をあまたの田にせきいるとてとのやよひばかりに川を  
ふかふすることあるにうちくんと春めきたる空もかならずゆきけにかきくもりていとさむくなること今にいたるまでしかな  
りさすかに名たかきいくさのきみのおくつきとこゝろなればなるへし

〔松平 眞雪草紙〕 朝倉家：此事に就き恐るべき古傳あり是は義景公大野に於て討死之時誰人にか遺言あつて之より義景公  
は自殺せり其時此後越前國を領する國主ならば必ず其國主に不平を興へ破滅すへしと云々

〔心月寺過去帳〕 松雲院殿大球宗光大居士 同左衛門尉左京大夫義景 信長生害  
〔春日山日記〕十下 一族朝倉兵部少輔義鏡信長より賄賂に耽り忽一族老臣の好みを忘れ義景近仕の者に謀て左衛門督を害し  
其首を捧て信長に降参す信長彼殘黨を平けて越前一州平均す信長老臣を謝して朝倉義鏡を斬罪す義鏡事は義景一族にして同  
姓也其上恩縁等論に越元執權の隨一なり斯る重恩の身として不義の欲に耽り主人義景を殺して降参する事人倫の法に非誠に  
人而鬼畜の男也凡士たる者見態にも可成とて終に斬罪に行れ其首を獻門に懸て諸人に晒さしめらる見之者爪弾して憎すと云  
者なしと言上す謙信公此様子を聞給ひ義景數年京都に候し公衆門跡に交り花鳥風月の戯に詠歌作詩近年武道の本位を失へり

累年吾と通しながら信玄と密通し予にも腹黒き事多し必竟義景信長に首を授けん事は我常に各に語し所也大國の任に居て國  
内を治る事不叶候臣を愛し賢臣を退け人を知る法に暗く義鏡か如きを登用して國權を執らしめ今滅亡すること信長か爲めに  
亡さるゝに非ず天道に罰せらる是自業自果の謂也又信長義鏡を誅戮して市に晒し其罪を萬人に殉る事尤道理至極也然れども  
信長未天下の功業半にだに不及左あれば急に義鏡を誅し罪を唱る時節に非ず信長思慮短と云つへし重としても角しても信長  
一生を全く終るへき人品に非と宣て奥に入給へば出坐の面々何も退出すと云々

〔佐久間軍記〕 十八日信長公越前に發向義景一乘谷六坊に退す時稻葉昌通進先義景一族朝倉義鏡を謀て同二十日義景を殺  
献其首一

〔信長公記〕 爰に朝倉同名に式部太輔と申者無情義景に腹をきらせ鳥居興七高橋甚三郎致介錯兩人の者も道腹仕候中にも  
高橋甚三郎無比類之由候

〔改正三河風土記〕 越前國主朝倉義景は、天正元年八月一乘谷にもたまり兼て、一族式部大輔景鏡が大野郡亥山の城へ志し、  
女童部まで打連て赴き、東雲寺に着せしに、一族も敵に降参し、頼みに思ふ平泉寺の衆徒も敵となり、大野城にも、入難く、  
山田の庄六坊へ妻子諸共跡をかくし息を屏めてかくれむたり云々

〔世守録〕 十六日義景奔亥山二十八日信長軍龍門寺二分兵大衆誅斬甚多二十日亥山守景鏡呼追義景義景入六坊賢松  
寺自殺年四十一

〔花倉松田文書〕 寛政十二年申壬四月吉日義景公御石塔建立す  
覺 文政五年午二月芹川御塚之場所へ引取

一銀百五拾匁 石塔代 二ノ下竹藏  
一銀拾九匁 地所建ト改名影實

下綱 町村誌 大野町



一銀五拾三匁 代石持ちん  
一銀參匁 曹源寺(供養料上)

外精參升 御明貳把上る

右者今度曹源寺境内に朝倉義景公御石塔建立致申候仕備天淵和向なり御石塔の内に施主書付有之候文政五年二月日曹源寺境内に當家建立之義景公御石塔を岸川御塚之瀧波宗徳頼に付爲引移申候萬期に相成候とも當家施主の御石塔に候間子孫左様御心得可申候則御石塔内に施主の書付有

〔一樂庵骨像贊〕 未壬巳前矢飽難張虛空落地順彌上天君莫未後轉身處任他時人去蓮船

文政五年八月二十日

二百五十回忌征當再興

曹源二十一世孫宗玉拜讀

〔墓所修理一乘庵建築願末〕抄意 本縣在任の警部近藤俊夫鹿兒、巡回して當地に來り、此墓に詣て、痛く其荒廢を慄み、再巡の際、當地の有志に謀りしも、荏苒日を涉りしに、俊夫大野警察署長として、三十四年來任するや、如何にもして之を修理せんとて、赤尾消防頭取などに聞く所あり、近藤吾山五郎右衛門と謀り、八月七日、有志を公會堂に會し、議を決し、寄附を募ると共に、直に、之に着手し、費用を投ずること二百三十圓餘、修理略成りし故、十月一日、小供養を行ひ、翌年六月九日、十日、大法會を行ひしが、三十六年三月までの集金三百三十二圓に達し、收支差引百餘圓の殘剩を生ぜし故、更に、四十年七月寄附を再び募りて、一庵を建て、彌尼を常住せしめて、墓を守らしむるの議成りしに、頼て有志の贊同を得て、庵亦成り、一乘庵と稱する事となれり、蓋し、永平寺貫首藤田悟由の命名にして、其額を存ぞり、其後、紀念物抔も、追々蒐集せらるれば、早晚絶好紀念庵となるは明けし。

〔野史〕 義景本名延景小字孫二郎二十一年六月大將軍義輝賜義字改名義景任左衛門督義景好文學射又詠和哥二十一

年九月織田信長擁立義昭入京師畿甸近郡武辨皆服從信長遣人促義景狐疑謂是好謀矣遂不從信長志元龜元年春信長帥師十萬與東昭公會敦賀義景聞之自軍木芽嶺信長命圍手筒山城攻之城陷信長猶進將攻一乘谷會淺井長政與義景通謀斷信長歸路信長欲退義景出兵臨之信長乘夜奔京師信長攻近江三年七月信長大舉入越前義景通二一乘谷十六日義景欲遁大野郡母氏勝徳院及子愛王匿玄山東雲明日義景寄書於平泉寺乞教僧徒憐信長不從從入於近邑拒之平泉寺僧徒縱火一乘谷延燒社關朝倉氏累世皆悉灰燼十九日景鏡遣人勸義景曰東雲寺懸隔不便請徙居六坊矣是夜義景携母子遷山田六坊從者僅八人二十日稻葉長通使孫尾重泉寺謂景鏡曰速殺義景來降則全首領矣若不從併擊矣景鏡懼率兵二百急圍六坊實松寺發圍射銃道人謂曰運命既盡于此清決處置義景雲怒曰可憎義景殺令我雖死報讎不晚三年交百未終兵率瀝入義景唱偈曰七類八例四十年無他無自四大空把劍自殺年四十一

〔系圖〕義景

朝倉左衛門督 左京大夫

義景 始延景童名彌次郎 田武田中務大輔女

母 早世

母 按谷刑部少輔女小宰相

母 裏本禪寺教如室

母 阿君丸七歲早世法名玉芳宗珍

母 愛王丸母曹藤兵部少輔女少將

母 天正元年八月二十六日爲織田信長被害四歲法名華林宗春

衛門督被爲成旨御判頂戴弘治元年加州中國

景弘 治部太輔 橋磨守

下編 町村誌 大野町

〔越前拾遺録〕 大野六坊と云は朝倉義景生害の所也今の賢松寺と云は是なり

〔類聚國志〕 大野四六坊賢松寺の跡にありと名勝志に見ゆ今其所を失す

〔享保書上〕 印内の四六坊 印内は今の野口村なり

〔歸雁記〕 大野賢松寺といひしは朝倉義景生 一の所なり

〔地名辭書〕 六坊とは賢松寺の一名なるべく今大野町野口と云ふ地に賢松寺跡あり（果して然るや之を聞かず享保書上を速了せしものならん）

〔越前名蹟考〕 素真案するに今に六坊といふ名は殘て賢松寺の跡は何所といふこと確に知難き由今の曹源寺其跡なりといへとも正しき證もなしとなり尤も墓などの沙汰は曾て無之となり且歸雁記に義景四十四にて生害とあれとも四十一歳なり

〔別倉叢書〕 六坊の地が當時山田庄に屬せし今の六坊の地なることは疑ふべきにあらず（果して然るか六坊の地名は聞くことなし）

〔大野町古傳院〕 義景信長に追はれて大野に入り東雲寺（今洞雲寺）に隠れんとして能はず此處に至りしに身も心も疲れて難逃かず折から田を耕せる農夫の投げし鎌に打たれ傷るゝに至りしかば我運も窮れりと遂に自刃せりされど星移り物變り其跡だに長く埋れて知る人とてもなかりしをこの邊人家の建てらるゝに至りし頃すり夜毎にこのあたりに人馬の叫鼓螺の音凄まじく聞ゆるに人に怪み訝りてさま／＼に其故を取調べしに遂に義景が生害の地たることの知られしなりとぞ

〔加越日記〕（明治十三年四月） 二十五日夕かた雨ばれて月清くいづ岡田宿ぬしをとな此家のかたへに朝倉義景の墓ありこは義景信長朝に追はれ大山城主景鏡継者なればたのみて身をかくしゝなばかりて討たる地此あたりはそのかみ平泉寺賢松寺といへりし寺の跡とぞ隨士の討たれし墓もあり。

六坊 破

河端 遊信

駐馬土橋上、古跡坐思慕、秋色何蕭條、荒草埋徑路、破塚白揚飛、水流環叢樹、昔爲七國雄、今爲一ヶ墓、盛業固難久、人生如朝露、傷哉世際常、不比金石固。

過六坊 破

松 邨 真 欽

六坊破上路、憶古對斜暉、排藎探陣迹、悲風吹我衣。

六坊 破 春 望

井 上 翼 章

龜山之南銀峯北、六坊陣迹瀧川側、年々楊柳長垂枝、歲々燕雀來馴翼、楊柳燕雀兩可憐、唯恨落花不留花、爰知盛衰古今同、桑田碧海何可測、聞昔此地大梵刹、檀柱塗丹橫榜刻、一朝風起委塵埃、草車百輛成遺迹、聲名永埋三百年、知了浮沈終無極、流水千里走不歸、空令嘔淚灑荆棘。

〔朝倉叢書〕 弔朝倉義景墓

土 生 室 東

擊尾連江計已疎、蕭牆禍起授頭顱、萬川千古成嗚咽、一將無功萬骨枯。

大野六坊なる墓所をとふらひて

今 村 春 子

四十年の夢をむなしくくたきつるおくつきとこ風すさぶなり

同

今 村 田 鶴 子

おく月にささぐる花のたへせぬば人も昔の君しのぶらむ

〔賢松寺遺跡私考〕 孤月 甫草 按に、戦國時代の世事多忙の際の文書は、單に、稱呼を主として、用字を嚴にせず、稱名寺を正明寺、洪泉寺を興泉寺、玄成院を賢聖院と書せし等、其類例不尠、然れば、強ちに、賢松寺の字に拘はるべきにあらず、今、賢松に類する寺稱を、寛永三年寅九月日、御奉行松山長右衛門、岡村宇兵衛、山本角兵衛、渡邊勝右衛門と奥書せる（寺町名寄帳寫）に依りて檢するに、徳健の草書を誤正寺林傳右衛門の古文書あり賢勝坊の二者を得、然るに、元祿十四年、大野藩の

現今墓在  
る地即ち  
賢松寺跡  
なりとの  
考説

代官所にて調べし、「大野領諸宗寺方年代寺領記」には、二者其名を見ず、蓋し、早く廢頽せしものなるべし、顧ふに、「始末記」等に所謂賢松寺は、此二者の一なるや明し、「大野寺社創記」〔七國誌〕〔深山木〕に據れば、大野町に於ける幾多の寺院中、朝倉時代の文書を存せしは、僅に、洞雲〔深山木〕所藏の文書にほしか書せるもの一通もなし、大寶元祿の「寺領記」にはしものならん、名をも載せず、其當時を考察するに、一の兩寺に過ぎず、洞雲寺〔深山木〕（洞雲は其頃龜龍に寺基を存せしとの説あり）も存せざる理なし、草創の早き、實に當町第一なり、所謂賢松寺と隔たり居りしは、「始末記」等の記事に徴して明かなれば、大寶寺と賢松寺と關係ありしと見るを妥當と信ず、而して、前に引きし「寺社創記」には、大寶寺條下に、末寺六ヶ寺、〔深山木〕圓城坊、賢照坊、（龍泉寺と細註あれども〔名寄帳〕に名を録し、寺地免許狀五通ありと記すれば、其ありし事を載せ、神明社條下に、其別當岩本院の祖、義景公の家士河瀬某にして一ヶ寺の、免許狀以前に廢頽せしも亦明し）正寺に入法體す、（德正寺なる舊地は、今の曹源寺の後にありて、古六坊の其一なり）と記し、一墳半塚も存せざる沼澤の地を、古來より義景と呼び〔深山木〕寛政の頃、松田氏が、自己の菩提所にあらざる曹源寺内に、義景の墓を築き次て之を現地に移し、數年前にも、附近の地を掘りて、萬壽（後一條帝の時）杯記せる墓石を見出し、棺桶を認めし等、此邊一體に寺地ありしこと、歴々證するに足る杯を合考すれば、大寶寺六坊の一なる（今の曹源寺後に在りし）德正寺なりしと、推斷し得、敢て諸賢の後考を俟つ焉。

德正寺の寺町に存せしは、義景終焉の兵火に罹り、移轉せしものなるべし。されど、賢勝坊、即賢松寺と推斷し得んか、更に妥當なるを感ずるも、奈何にせん、其證據を得ず、又思ふに、亥山城にして、舊説の如く、今の山王祠の處なりとせんか寧ろ寺町に有りし賢勝坊を以て、義景終焉の地を認むれば、「始末記」等に符合するも、亥山城趾は、龜山なりしが如く思はれ、且、舊記、寺町にて終焉せしとの片影をも認め難ければ、姑らく、かくは推斷せむのみ。

土屋正明の墓

土屋正明の墓 善導寺の墓地にあり、（中）高岳宗心居士神儀、（右）慶長十三戊申、（左）卯月十



土屋正明の墓

一日と題し、規模極めて少なれども、坐ろに當年の忠志を偲ばしむ、傍らに其臣の殉死者の小廟坐り、該寺の古片紙に據れば、蓋し、寶曆三年癸酉初秋、九世明譽の時之を造營せしものにて、舊福井藩にて、久しく其所在を失ひ、搜索に苦心されしに、漸く「寺領記」に據りて、之を知り、入封三百年祭の際、之を修理し、（正面）土屋左馬助正明君墓、（側面）明治三十五年五月建之、越前福井市藩祖就封三百年祝祭と刻せる標石を建て、法會を修し、今や、年々、松平侯爵家より、香色料を寄せ、歳時の弔祭を勤めらるゝこととなれり。

〔越前史略〕 土屋左馬助昌春永見右衛門尉長次自殺して公に殉す、〔今按大安寺墓誌二臣之殉以十日家士之殉以十一日〕昌春は甲州の人助六の子右衛門尉（母は神君の従妹）の姪なり始め神君に仕て近侍となり後故ありて公に仕ふ性沈勇に

して威望なり正直にして決断あり故に殊遇を受く公封に就きに及び大野城に封ぜられ三萬八千石を給ふ謀士與力若干  
以て一方の藩鎮たり北莊の天女山孝願寺に自殺し大野桑折の東雲寺に葬る閑意過有居士とす家士家沼四郎右衛門之に殉す  
昌春子號左馬助賜二千石  
移病辭桑折之折當作懸

慶長二年神君公をして諸(石田三成)を佐和山に送らしむ…瀨田橋に至り…三成曰く…公去らずんば吾歸らじと公止を  
得ず土屋右馬助昌春を遣はし之を送らしめ吉晴と共に歸り復命す時に後の三月七日なり三成佐和山に歸り大に昌春を驚し正  
宗の刀を以て之に示して曰く今之を卿に附す若しや公取て佩刀とせば吾大幸なりと昌春歸て之を獻す。

土屋惣右衛門左馬之助昌春の孫なり昌春の子に左馬あり秩二千石公の土名簿杖之而百五  
召す然るに其次子をして來り仕へしむ公喜びずして歩士となす事狀實賜一に右に同じ但其節を得ず。

(越藩史略君臣年表) 慶長十二年土屋左馬助昌春卒

(按ずるに、(史略) には昌春とあれど、其名正明なるは、松平家にて、此町の文書瑞祥寺及洞雲  
秀康の養後、直に行はむとせしを、秀康夫人に重臣皆殉ぜむか、我家を奈何と、留められしにより、其翌年、一周忌法要後

孝願寺の秀康墓前にて自殺せし事は、彼家の記録にて明なれば、其法要も、秀康のより一年後に行はれしなりとぞ。(因云、  
洞雲寺に墳墓なきは勿論なり。)

(松平家の重臣の最たる、本田富正、領地三萬九千石なるに、正明三萬八千石を領す、以て、正明が重臣中の重臣、信任篤き  
忠士たりしを知るべし。)

大野城址

大野城址 町の西端字龜山に在り、形狀龜に似たる特立の山にして、舊と龜山城と稱し、足利  
時代以來、維新後廢藩置縣の際まで、代々領主の居城たりし處なりしも、今や、丘頂に、老松簇

がり、葛藟鑽さず敗垣古井ありて、本城の一部を  
止め、昔時の盛を偲ばしむるのみ、現今の龜山公  
園は、近く此山に些の修理を加へしものなり。

しぐるゝや櫻の紅葉ちりくと、 天地庵

天正三年、金森長近、犬山城を之に徙して、龜山  
城と祝稱せし以前の玄山城は、蓋し此處なるへし、  
(早く(深山水)に此説あり、且、かく斷すべき理由を存す、次の(玄  
山城址)の項を參看すべし、玄山城と呼びし時代の其項に記す。)

〔野史〕 金森長近美濃人士岐枝屬也土岐成賴二男定賴子定近有  
三子長政長次乃長近也定政後遷二近州金森二更レ族稱金森一長近  
小字五郎八白幼仕織田信長賜諱字二稱二長近二爲二徒屬二天正三  
年五月信長拔長孫長近爲軍監八月伐越前尙入大野郡二多按二  
城寨二平二治之信長割大野郡賜其三分之二長近十年信長伐二  
甲斐二長近率二步騎三千二從二飛騨口一入會二諸忠干甲府二信長遇二試  
後柴田勝家與二羽柴秀吉二有レ部長近豐前田利家和二融之二十三年  
八月秀吉遣長近于飛騨國司姊小路自綱二滅之次年就封二長近于  
飛騨治二高山城二征明役屢建二軍功二慶長十二年八月卒年八十四



下編 町村誌 大野町

長近以後居城主は

天正十四年より 青木 一 矩

〔野史〕 稱「紀伊守」北庄城主也子某稱「右衛門佐」父子並黨三成、會關原敗開至一矩大懼乞「降送」任子一南下一矩尋卒利長爲求「冥免」不聽十月坐觀望反覆「邑除」

〔名蹟考〕 秀以父勲兵衛 青木紀伊守 作名勲兵衛一矩 ○慶長三年從秀吉公「賜」越前一故同國大野より北庄へ移住す秀以は秀吉公の從弟なり

○同五年十月卒法名號「西江院傑山長英自慶長三年至同五年治世分三年

〔類聚國志〕蓋天正四〔野史長近傳に據れ〕年より居り文祿元年府中に移る其頃長谷川藤五郎秀一居りしもの乎

天正の末年長谷川藤五郎秀一、

〔野史〕 長谷川秀一本名貞長尾張人也小字竹改稱藤五郎仕織田信長天正七年五月淨土日蓮僧徒論「宗意於安土」信長遣秀一等和解不從遂及「討論」秀一受「命警」衛之二十二年爲「越前東郷城主」或作文祿元年五年率兵五千「航」海伐「朝鮮」三年二月秀一卒于朝鮮「家絶」

〔賢聖院文書〕 天正十四年十一月吉日長谷川彌八郎一正寄進狀あり

〔武家盛衰記〕 秀一大野の城主として文祿元年に朝鮮を征…

文祿元年より織田宰相秀雄、

〔野史〕 秀雄小字三法師母北畠氏文祿元年封大野城「食」邑五萬石 藩翰譜松憲「後錄逸史」慶長元年五月任「參議」叙「從四位下」或作「四萬五千石」

明年陞「從三位」父常胤黨「三成」及「關原軍散」常胤自營居秀雄以「越前食邑」附「公子秀康」而居「居和州」慶長十五年八月薨歲二十八法名天胤玄高號「月松院」無繼稱「大野宰相」

〔日本戰史〕〔關ヶ原役〕 附表沒收之部 五百石 大野宰相秀雄

慶長六年より松平秀康の臣小栗美作、

〔洞雲寺文書〕 六年二月十二日、美作の二臣の寄進狀あり、或は一時來守せしもの乎。

慶長七年より同土屋左馬助正明、

〔瑞祥寺文書〕 兼著、蓋し、秀康六年六月入封するや、正明等を分封せしものなるも、其入城は翌年なりしならむ、(墓は町内善導寺にあり、其傳項下に既載す。)

同十三年より小栗美作、(城代)

〔瑞祥寺文書〕〔洞雲寺文書〕 兼著、蓋し、同年、正明城主秀康の一周忌日に、其墓前に殉死せし後を承けしものと信す。

〔越前史略〕(十八年) 小栗備後を以て大野城代となす清水意松國島若狭之に副たり備後は三州の人後美作と號す。

秩四千二百五十石 其二百五十石隸土俵 後に仙千代公に越後に從ふ。

按城主記 備後を以て直政公の次に列し、三年之れに居れりとす然れども大阪役に備後等加藤宗月に遣れる書を見るときは今年城代となること必せり。

孤月按に、〔瑞祥寺文書〕(慶長十五年)に、美作内、〔洞雲寺文書〕(同十六年)に、備後とあれば、單に、推測に過ぎざる此説は信じ難し、又按に、〔同書〕所載元和九年の文書には、美作守とあり、度々改稱せしものか。

〔事蹟考〕 越後守兼友(此人は考證し得ず)

元和九年本多飛騨守成重、

〔天守有道具之帳〕 寛永二、右大野御城に本多飛騨殿より相殘候帳面之外今度殘置申道具如帳面之無相違相渡申處實正也申卯月十二日 堀中八郎右衛門外二名

〔越藩史略〕 城主記又云成重大野に居ると亦未だ之を信ずる能はざるなり。

〔越前名蹟考〕 素良按ずるに本多飛騨守大野城主たる事所見なし。

〔地名辭書〕にも  
謬説少からず

孤月按に、井上翼章はかく断ずるも、〔道具渡帳〕を信據せざるを得ず。又或志料に、「寛永十年本多飛騨守」とあれど、〔越藩史略〕に據れば、成重は、慶長十八年に松平忠直の臣として来り、寛永元年に、侯の臣より獨立諸侯となり、丸岡城主たりしものなれば、其謂れなし、或は、〔地名辭書〕に、寛永十年、直政轉封、十二年直基入封を記し、其間欠けある故に、かくして填補せしにあらざるが、〔同書〕に、元和九年、直政入城、寛永十年轉封の如く記するも信難し。〔全郡誌沿〕〔此書〕悉く信ずべからず。〔越藩史略〕に、幕府文書を載す、「一忠直仕置等萬事不相屆之故を以て越前國仙千代に被仰付候云云元和九年七月廿九日御黒印本多飛騨守とのへ本多伊豆守とのへ小栗美作守とのへ岡島壹岐守とのへ本多七左衛門（七郎兵衛とあれど）〔神明社文書〕に據り訂正す」との（と）五臣に宛、光長轉封を言明するのみならず、忠昌の入封の命、又寛永元年三月なり、何ぞ、元和九年に直政の封の事あらんや、同年六月十二月、付、勝山（〔神明社文書〕該社の項參照）には、伊豆等四臣の名を列れ、飛騨の名を見ず、忠直移され、光長幼なり、主臣福井城に居し、鳩首後事を議せしや明けし、其時、大野地方は、飛騨之を管し、勝山地方は、伊豆守之を管したるなるべし、予は、飛騨の入城を信ずると共に、夫を此年なりしとするを妥當なりと考ふ、尙、參考として、二公子受封年についての辨説を左に轉掲せむ。

〔越藩史略〕 片斐記云、忠直公の時、元和六年、直政公、直基公封を受けて之に就く、直良公、忠昌公封を弱ぐの年封を受くこと、

按ずるに本多淨哲の書及忠直公の事を記するの書屢直基公を稱す然らば即亦封を受けざるものか予嘗て寺澤正義に問ふ答て曰く唯片斐記のみならず或は慶長十二年といふ或は元和九年といひ或は寛永元年と謂ふ蓋寛永を以て是となさんと予按ずるに慶長十二年は直基公總に四歳未だ封すべからず元和九年は忠直公西遷し藩既に空國なり然らず忠昌公より以前未だ封すべからず茲に於て益々正義の言の當れるを信ず。

〔野史〕 成重小字仙千代歳甫十三從公子秀康于京師而改稱二郎太夫又稱丹下……慶長十七年東照宮命成重如越前聞政事……賜丸岡城於成重食邑四萬三千三百石……大阪冬役起爲先鋒……夏之役……先登……叙從五位下稱飛騨守……元和元年召歸仕幕府後致仕剃髮號土庵正保四年歳七十六而卒

寛永元年より松本出羽守直政、

〔越藩史略系圖〕 秀康公四男從四位下少將松平出羽守母月照君幼名國松丸慶長六年五月生于江洲旅館寛永元年三月受封大野五萬石十二年更封信州松本七萬石十七年増十一萬石封出雲松江寛文六年二月三日卒六十六歳諡高眞院殿

同十二年より同大和守直基、

〔社寺の寄進狀〕  
最も多く存す

〔恩榮錄〕 寛永十二年八月朔日加二萬石 越前勝山より 越前大野松平大和守直基

〔越藩史略〕〔系圖〕 秀康公六男從四位下侍從松平大和守母品量君幼名五郎八結城名迹。慶長生藩寛永元年受封勝山二萬五千石十二年更封大野五萬石二十年封羽州最上山形八萬石慶安元年六月増七萬石封播磨姫路八月十五日卒四十五歳諡佛性院殿

正保元年より 同但馬守直良、

〔初土佐守成政次但馬守成政〕  
次同直富改稱改名類々たり

〔恩榮錄〕 正保元年三月十五日加一萬五千石 越前勝山より 越前大野松平土佐守直良

〔越前史略〕(系圖) 秀康公七男從四位下侍從松平但馬守母長壽君幼名長光慶長九年生藩寛永元年受封木本一萬石十二年更封  
勝山二萬五千石二十年封大野五萬石延寶六年六月二十六日卒七十五歲諡松慶院殿

延寶六年より松平若狹守直明、

天和二年より 土井家代々、其小傳は沿革の章に載す

〔地名辭書〕 大野城趾町の四龜山是なり天正三年織田氏の將金森五郎八長近大野三萬石に封ぜられ犬山城を毀ち龜山の新城を興す長近後飛騨を伐ち高山へ移封豊臣氏の時文祿元年織田内府信雄の子秀雄の居城とす慶長五年結城秀康入部其臣土屋左馬助小栗備後等を大野に置く元和九年大野城を秀康の三男松平出羽守直政に分與せらる寛永十年直政信州松平に移り十二年其弟結城大和守直基之に代る正保元年直基出羽山形へ移り其弟但馬守直良之に代る天和二年若狹守直明播州明石へ移封此歳土井能登守利房(大炊頭利勝の子)侯籍に列し本城四萬石を賜ふ子孫世襲以て明治に至る。

〔越前類聚國志〕 大野城 大野郡伊降岳の東北にあり龜山城とも云四龜井を去ること八里四北丸岡を去ること九里なり初戊山に在三年九月二日金森長近織田氏より戊山城を賜けて此に移し築く

青木紀伊守秀次 武家盛衰記 天正十一年豊臣氏秀次に播州立石城を賜ひ後此に移さる 名勝志 天正四年より此城に居り文祿元年府中に移り慶長三年に至りて北庄八萬石を賜ふ。

長谷川藤五郎秀一天正十一年豊臣氏より江州比田城を賜はり同十三年本州東郷十一萬石を賜はり從四位侍從に任す 太閤記 武家盛衰記に秀一大野城の城主として文祿元年諸將と共に朝鮮を征し同三年高麗に卒すとあり蓋東郷に在て大野を兼は有らしなるへし。

北畠宰相秀雄は中將信雄の長子なり豊臣氏大野四萬五千石を興ふ 太閤分限帳 文祿元年より慶長五年の間に仕へし石田氏の亂に

大谷吉隆の軍に大野宰相秀雄の名あり 武家盛衰記 吉隆して遺物を諸將に賜ふ信雄入道常眞の名ありて秀雄なし 太閤記 今按ずるに秀雄大野に封ぜらるゝ時常眞も此城に居るなるべし秀雄父に先だつて卒する故に常眞の名を擧ると見えたり名

勝志には金森の次に常眞を城主に列せり。

土屋左馬助昌雄は黃門秀康卿の臣なり三萬八千石を領す慶長六年より此城に居り同十三年秀康卿に殉死す此に在ること十八年本多飛騨守成重名勝志に昌雄の次に列す慶長十三年の後此に居り同十六年丸岡に移るか

落合主膳正信次事蹟考に越前家の臣とあり蓋し慶長十六年より元和九年の間に當る

松平出羽守直政は秀康卿の三男なり元和九年此に封ぜられ居ること十一年寛永十年信州松本七萬石を賜ふ

小栗美作守正矩越前家の臣なり名勝志に云直政松本に移るの後正矩城代として居ること三年と蓋寛永十年より十二年に涉る

今按ずるに忠昌彌福井に封ぜらるゝ時忠直卿の子中將光長高田に移る小栗氏從て高田に遷べきに似たり猶留て此城を守る

こと疑ふべし事蹟考は備後守兼友に作る。

松平大和守直基は秀康卿の第五子なり結城氏を嗣ぐ初勝山に封ぜられ寛永十一年七月大野五萬石を賜ふ正保元年七月羽州山形十五萬石に増し封ぜらる大野に在ること十年なり。

松平但馬守直良は秀康卿の六男なり初木本に封ぜらる寛永十二年七月勝山五萬石を賜はり正保元年七月大野に封を移し延寶六年卒す子若狹守直明嗣ぐ天和二年三月播州明石六萬石を賜ふ此城に在ること二世三十九年なり。

今按ずるに謙澄記に木本勝山合て五萬石賜ふとあり木本未詳ならむ大野城の南木本野に茶臼山城跡あり蓋是なり。

土井能登守利房下總州古河城主大炊頭利勝の第三子なり正保元年八月利勝より一萬石を裂き與へ萬治元年九月又一萬石を増す延寶七年關老となり一萬五千石を増し賜はり三萬五千石を領す天和二年三月辭職をして後五千石を増し大野四萬石を賜はり子孫襲封す。

〔越前拾遺録〕 大野城は大野郡にあり龜山とも云へり本は當地より十五町計西戌山と云所あり斯波伊豫守義種大野左衛門佐滿種同修理大夫義鏡千福中務朝倉下野守經景同三左衛門景職同孫八郎尹景金森五郎八長近在住也然るに長近の時當城地へ移さる其後織田信雄入道常眞青木紀伊守秀以居住なるか秀康公土屋左馬助昌春にそ下されぬ其後小栗備後守次出羽守直政公次大和守直基公次但馬守直富公次若狭守直明公居住し玉ひしに天和二年より土井能登守和房に賜りぬ。

〔名蹟考〕 土井侯居城 龜山城と云 豊臣實錄云天正三年乙亥九月一日信長至越前北庄暫留座而賜大野郡三分二金森五郎八三分の一原彦次郎府中拾萬石前田利家佐々成政不破彦三致賀郡武藤宗右衛門其餘柴田勝家云云〇織田信長時金森五郎八長近 〇信長舍弟北畠中將信雄入道常眞 〇青木紀伊守秀以 〇秀康公臣土屋左馬助 〇本多飛騨守 〇松平出羽守直政。

此後三年小栗美作預り 松平大和守直基 松平但馬守直富同若狭守直明、當時土井家代々名譽 〇素良按ずるに本多飛騨守大野城主たる事所見なし且小栗美作預りと云は土屋左馬助在住の後の事なるべし左馬助は慶長十二年殉死羽州侯大野御拜領は寛永元年にて此間十六年計は城代と見えたり 〇主圖合結秘本云織田家丹羽長秀宰相大野金森五郎八長近。豊臣家長谷川藤

五郎秀一。三萬八千石中納言秀康補臣土屋左馬助。五萬石松平出羽守直政。寛永元年より同十二年同松平大和守直基より正保元年四月出羽山 同松平但馬守直富。元保元同若狭守直明。天和二年一萬石加増。四萬石土井能登守和房。天和二年同甲斐守利治。同伊賀守利寛。同能登守利貞。同遣酒正利。實井伊掃部。同甲斐守利器。實久世大和。同能登守利忠。實利。同能登守利恒。〇勤松老人筆記云大野城の町は城より東の方基盤割上大手北向頗當の門無之橋有。下大手木戸門南向橋あり但上大手下大手之外堀石垣少々有之大方芝土手堀幅三間許内大手門東向大勢門南向。中門東向土橋有。不明門東向代官町へ抜候處。三丸入口門西向外堀幅十

一間計石垣土手高さ水際より七間ばかり三の丸内家中少々在之。極樂橋此所幅十五間計も有之由橋長同斷。見付鳩門東向。表門東向。御玄關前門南向。極樂橋左右角櫓二ヶ所。御天守飄形の小山高さ十八丈餘。右山の後取廻し家中組町在て山の上

に堀有之候得とも此所には御住居不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成山の下に屋形有<sub>レ</sub>之由

〔深山木〕 龜山の松をよめる 龜山の松は千とせのかすそへていやさかゆらし萬代迄に わかえさす松のよの色そひぬ龜の上なる山その山 この山はるかに見さくれば龜のかたちしてかしらも尾もさなからそれそとあやまたるはかりなればむかしの人のつけしなるへし山のへにあか君のおはしますおほとのたまをみかきつくりたてられつればやまひとのすむといふよもきが島をまのあたりにみるこちすまたこの山をみ山ともいへり。

明治十七八年の頃は、尙ほ、鳩門〔乾側村大光山 明寺の山門〕儼存して、舊時を懐ひ、利忠を始め、日夕此門を出入せし内山兄弟其他の名士の風采を想像せしむるものありしも、夫も昔譚の料となりぬ。

龜城春晴大野二十景ノ一 鳴鳩聲斷曉雲收、愛是模糊春鷺浮、紅旭映來林表雪、銀濤閃々撲龜頭。

壬戌元旦 錦城天曙潤乾坤、紅旭昇來映粉垣、幾隊群僚賀正者、堂々幽溼入鳩門。 横田 養浩

〔加越日記〕(明治十三年四月)十九日……さて土井侯の古城跡を見るに矢倉一つ昔ながらにて大かたは島となり石垣わづかに残りたるものから昔のさま更になしこの事なられどいとあきまじきこちす。

亥山城趾 宇神明の現今山王祠ある所なりとの説あるも、龜山なりとの説もなきにあらず。と にかく、堀口氏政、甲斐八郎、斯波義敏、土橋景鏡、杉浦壹岐、原政茂等居りし趾なり。

〔太平記〕 延元四年七月堀口兵部大輔氏政五百餘騎にて居山城より出て香下龜澤穴間河北十一ヶ所の城を五日が間に攻め落し降人千餘人を引率して臨屋義助が陣河合の庄へ出合ける。



〔應仁記〕 甲斐八郎……土橋城に籠……義敏も籠らるゝ（沿革條詳）

〔享保書上〕 亥山城迹一本に厩堀口兵部一本、本氏政朝會式部太輔景鏡、松浦壹岐法橋、原彦次郎正則、大野城下より十五町在之方町端に有當町山王權現社有此邊土橋庄といふ

〔城迹考〕（亥山城迹） 厩堀の比堀口兵部太輔氏政朝會三左衛門經景より同式部太輔景鏡まで門跡松浦壹岐法橋信長時代原彦次郎正則此近邊土橋と云大野當城地より東方十四五町町端にあり當時山王堂あり。

〔地名辭書〕 亥山大野町の東郊にして山王堂山と稱する丘陵なり延元の亂に新田氏の將堀口氏政の據れる處にして朝倉氏の時式部太輔景鏡此に居り天正元年織田の軍に降伏す翌年一揆蜂起義鏡を平泉寺に攻殺す。

亥山は即  
龜山なり  
との説

〔深山水〕（龜山） またこの山をぬ山ともいへりすこし西のかたにいぬ山といへるあるはむかしこの國のひとこのかみしば殿といひしがおほ山のさとおほしその殿より皮のかたにあたる山亥のかたにあたる山といへるなりとある人はいりきされどおほ山のさよりかはかたかひぬへし九十五代のすめらみことのかまくら殿よりあゆ川右京亮にこの國のこよきとしてつかはしたまひしがはしめは山田の庄かむしたむらの上なる山（今ちやうす）ありしといへばもしばこよりいへりしにやあらむ今土橋庄にひえの神まつれるところこ亥山なれといふ人もあるはいとたかへるつたへなるへしこは山といふへきほどのものにあらず。

孤月按に、〔岩本院文書〕（慶長二年六月） 神明社地（四境）に、「兩者小高みを限り」とあり、以て山ならぬを考ふべし、〔洞雲寺文書〕 崇聖寺々納分目録（弘治三年丁巳二月付寫）に「猪山之裡水落」とあるに徴すれば、〔深山水〕 説に贅せざるを得ず、單に、戌山城に近しとて、龜山の絶好城地を掘き、小高みに過ぎぬ、餘り遠くもあらぬ、現今神明社地に城つくことは、常識以外にあらずや、但し、〔深山水〕 の如しとすれば、〔深山水〕 及〔寺社創記〕 中の洞雲寺龜麓に在りし記事、及、享保書上等の原彦次郎亥山在城の記事と、矛盾するを以て、今少しく左に之を弁せん。

洞雲寺は、文明年中、現今の寺地に、早く移轉せしものなるへし、其故は、〔洞雲寺文書〕 大永七年丁亥三月十日地目録に、

〔洞雲寺本屋敷の四册塔〕と見え、〔同〕 弘治元年十二月廿六日付朝會義景景書 田地目録に、野口日本洞雲寺屋敷玉岩（慈観院）と見ゆれば、

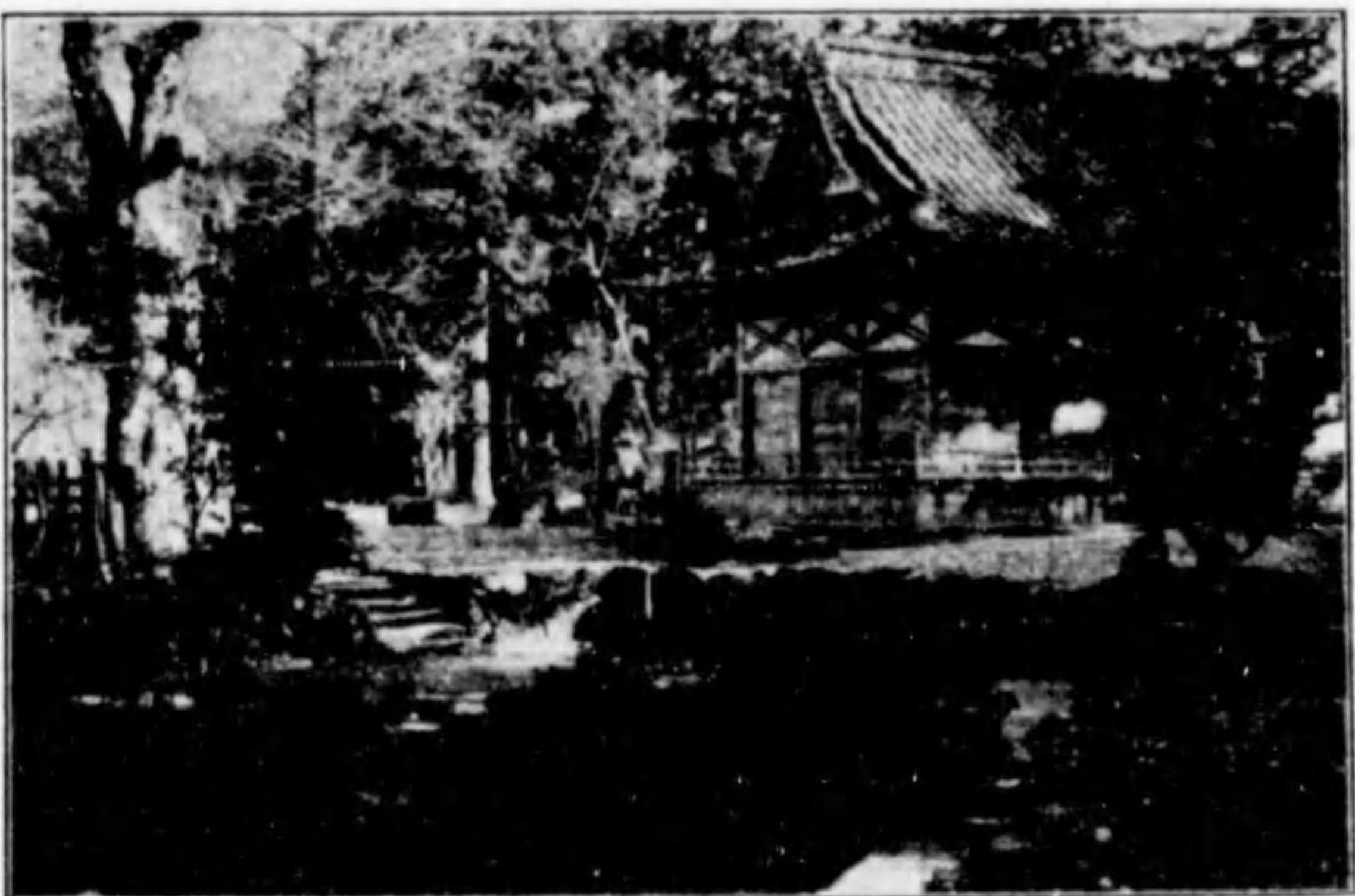
〔寺社創記〕に、文明年中、縫原（羽生庄）より土橋庄に移りし事實は、龜山にあらで、野口なりしが、大永七年巳前に、又も移轉せしこと明なれば、即、野口より現今の地に移りしものならむ、且、元祿の〔寺領記〕には、大抵寺地移轉の始末を記するに

洞雲寺には、其事實を記さず、其下書と認むべきものには、移轉の傳説を別手にて載するに、其本書には、之を載せざるを見れば、其頃早く異議ありたるものなるべし。寺町に在る惠光寺には、長近の時其領内（即大野町）にあらざる原政茂の分領地内（小山庄即現地）に轉せしを知るべきに非ずや、又、之を義景終焉の舊記にある、先づ戌山城を望み、馬手に丁坂を仰ぎ、弓手に亥山城は是かよと指しつゝ、日を暮し、洞雲寺に入りし文を合考するに、三丁邊を辿る者、山王の森に先づ着眼するか、將た、

龜山に囁目するかを一考せよ、景鏡が、洞雲寺にては、亥山城へは程遠くして、軍議を凝らし難しとて、義景を賢松寺に及びせし事實を考ふるに、假に、亥山城は山王にありとするも、龜麓の洞雲寺と、義景の森を其遺跡と認むべき賢松寺と、其遠近果して如何、予は、洞雲寺は、現今の地にあり、其南に西方寺等の隔庵、即隱居寺を建て居りしものにて、義景先づ之に入りしに、芹川下流沼澤道を沮み、軍議に不便なりとて、大寶寺の六坊中、最も亥山城（即ち龜山）に近き、賢松寺に入れしものなるべしと信ず。

原彦次郎が、亥山在城の事實は、享保書上以前の文書には所見なし、〔洪泉寺文書〕（洞雲寺文書）等に據れば、其名政茂なるに〔越加記〕には其名を缺き、〔書上〕には正則と記するなど、其調査の未精を見るべきのみならず、犬山、亥山の在城者を檢するも、同時に、兩城に在りし事前後になし、加之、大野町が金森の領地にして、歟懸が原の領地なりし事は、惠光寺洪泉等の文書に徴すべし、小山庄内にも、茶臼山、小山等の絶好城地幾多存するに、何を苦んでか、故らに、他の領内の城に





藤座神社の水清泉

なり、以下創建の時代順によりて、社寺別に記述を試みる。

縣社藤座神社祭神大己貴尊藤座にあり、其創祠は不詳なるも、式内たるは疑なし全郡諸社寺の草葉看戰國時代の兵亂に、一時荒廢に歸せしも、尙神司之を守り居りしかば、寛永元年、松平直政大野に入封するや、社地拾石を寄せ、社殿を再建せしが如し、次て、直基、直良も之を寄せ、土井侯歴代亦之を崇敬し、慶應二年、社殿の再造を見、明治五年には、郷社に列し、同八年、更に縣社に陞められ、四十二年、荒子に鎮座しし、村社稻荷神社祭神豐受命野日に鎮座しし、村社磐座神社祭神市杵島命の二祠を合併し、益神威を高むるに至れり。

〔古文書〕 藤倉大明神寄附状の事

大野町藤倉分之内を以高十石令社領寄附者也仍如件  
寛永二年十月七日

藤倉大明神之主中

松平出羽守直政華押

寛永十三年子二月

同二十一年申申十月十八日

元禄四年辛未八月十三日神祇管領長上從三位左兵衛督卜部兼連朱印以來代々の神道裁許狀

越前國大野郡藤座大明神之祠官唐島清津守政央恒例之神事參勤之時可着風折烏帽子袴衣者神道裁許之狀如件別に同日付編手懸掛用裁許之狀あり

松平大和守直基華押  
同 土佐守成政華押

如前々寄附

社地は、當町春日の端を離るゝこと南數町の地にあり、打開けたる田圃の最唯中に、鬱々たる杉樹連れること八町斗、所謂藤座の大門とて、全國に喧稱せらる、社殿の周圍には、清泉湧き、花木列なり、幽遠閑雅、眞に脱俗絶塵の清境、好箇無比の遊園なるのみならず、社殿の西北、御手洗池の神水は、眼病に効あり、此水を斟みて製せし物は、藤座目薬とて世に噴々たるを以て、花朝月夕は勿論、常に來賽する者跡を絶たず、殊に、毎年四月二十一日の祭禮、三十年毎に行はるゝ大祭には、神境人と店とを以て填まるゝを見る、城内には、吉田、横田、其他名士傾儒の碑、此處彼處に建てられ招魂社明治三年乾側村花山に創建、同七年修此には、大野藩に於ける、函館戰爭の忠死者

十一士の英靈を祀り、社畔に其事歴を悉せる横田秀撰文の碑あり、全郡誌沿目、革草參照目、末社三座、警座神社(辨財天祭神稻田姫命)式内九座の一八幡神社祭神譽、少彦名社祭神少名あり、氏子二十八戸、境外所有山林二反二十歩。

〔深山木〕 しのくちみやしろのかたへに人々つどひて酒たうびあそびけるついでに

咲花のほびも久にさかえよとまもりやすらむ簪座の神

この御神も式にみえて大國主の命をいつきまつるなりとはふりはいへりふるさかんやしるなみなあれのみまさりてそのあとだにさだかならぬがおほき中にこのみやしろばかりはさもなくして今にさかえませうとき

〔拾遺録〕 本社三間四方拜殿四間八間神樂堂四間九間鳥居三所社地三町四方馬場二町五反左右聖木

〔越前名蹟考〕 一の鳥居より社途八町ばかり宗像社ともいふ御手洗の中に辨財天社あり是を警座神社なりともいふ

〔寺社創記〕 一の華表は東向にして街通の西四十餘間にあり二華表は一華表の西二百間にあり拜殿は東向にして二の華表の四十九間にあり本社は東向にして拜殿の西三丈にありて祭神は大己貴尊なり神樂殿は南向にして拜殿の北御手洗池の東岸にあり鐘樓は拜殿の東卯辰の間にあり白清水は鐘樓の東にありて靈泉なり六葉石灯籠一臺高サ九尺餘にして享和元年の建立なり警座壇は南向にして神樂殿裏にあり南北六尺餘東西八尺古白山神像を御手洗池は本社北にありて巳より未の方へ十五間中より亥方へ凡廿三間亥より辰方へ廿一間餘古今の冷泉なり岸には池見のつゝじ多く花の頃は華色水にうつりて紅なり天女島は池の最中にありて辨財天の社を建てたり娥眉橋は南の岸より天女島に渡せり警座原は西岸にありて雅人こゝに來りて遊涼す芭蕉翁塚は東西傍にあり句にこゝろみにうき世そ八幡宮社は東向にして本社南にあり薬師堂は本社坤隅一丈にありて東向なり什寶は厨の面此面は元とは三室山にありて此小町の面辨天に奉出目作：：例祭は三月廿一日にして貴賤群集せり卯祭

納涼の好地

例九月卯日也神職城内に入武運長久國家安全を祈り而町を町毎巡りて歸社す云々

〔免許高附帳〕 社領 拾石 神主 森田左京 清水右近

此地、納涼の好地として、文人墨客の歎美する所にして、夏季の雅宴、園遊會は、殆ど凡て此處に催さるゝを以て、其文、其詩も世に傳はるもの少からず。

〔加越日記〕 (明治十三年四月)廿日秋夫正夫竹庵あないにて郷社簪座神社にまうずおまへの花猶盛なるとあれど大方は散過たり

簪座やしのにみだれて幣袋とりあへぬまでちるさくらかな

正神めし弟子あまたみて神官猪島操の亭につどひて待ちぬたり

兼願 風靜花芳 ふくとなき朝東風みえてかゝるかなしだり櫻のいとものどかに

春風はさくらが枝にふきたえてしづかに花のほひぬるかな 信 綱

當座の歌よみをへて信綱歌の起源を讀じおのれ雨夜の品定めを講ずあるじまうけれもころなりこはすべて正神めしこととりてはこぼせしなりけり人々あひてこゝかしこの花蔭にうそぶくさまいとこゝちよげなり

こゝかしこさき残りつゝまれ人を待ちえかほなる花のいろかな

とよみて矢田忠敬のいたしたるかへし

咲のこる花のこゝろのうれしきに君がこゝ葉の色ぞえならぬ

斯くて長き日もくれにしかば歌韻などしつゝかへる

簪座吟贈猪島春樹

横 田 秀

下編 町村誌 大野町

五四九

滿地清陰泉石涓、茂林如蔭蔚如爾、飄樽日々遊遊客、一掃名炎利熱塵。

篠原納涼

數日行程不用筇、葛衫從步極遊蹤、密林翳樹午如夜、爽箱寒泉夏似冬、  
藉草自甘詩酒談、設罷人弄絛肉邊、無端暮色蒼然暗、鳥返洞雲寺畔鐘。

夏日遊篠原

曾遊景况逐年更、昔日荒蕪今日榮、貴介鳴鞭調鐵馬、名倡被服鼓瑤箏、  
林多老樹午陰暗、園有寒泉夏色清、乘醉婆娑試歌舞、五絃掉地任人評。

己未(安政)七月九日渡邊横田二君及矢田生道觀南郊曠野遂過篠原祠布川生

出迎設筵池上夜歸路澤渡邊君使其僕負余賦懸韻二律以謝 旭莊 廣 瀨 謙

間行遂及遠、不覺夕陽頽、野地寒泉出、關山大野開、曠邊諸鳥急、曠處一牛來、生路迷南北、漂々牲似回。  
歸途入長薄、祠古石燈頽、候者樹間現、行厨池上開、喧無暗蚊集、涼有素縷來、其愧勞賢僕、渾中負幾回。

郷社青龍

郷社青龍神社祭神大國主命 清瀧にあり、草創不詳も古社たるは疑なし、代々の領主の崇敬篤かりしは、  
舊記之を證せり、明治五年、郷社に列せられ、四十二年には、二番上祭神天、照太神にありし神明神社、  
七面山上にありし蛭子神社祭神事代主神の二社を合祀し、境内に、嚴島神社祭神市杵比賣命、稻荷神社(三社)  
祭神、菅原神社祭神菅原、八幡神社祭神伊弉諾命、松尾神社祭神大物主命あり、氏子一千十餘戸、即、當町の大半三四  
番以の祭祀する所にして、毎年五月七日には、盛大なる祭典を修め、九月二十日には、境内に

相撲を興行す、現今の社字は、二十九年、祠背の山丘崩れ、全部壞潰せし後、再建せしものに  
て、稍舊時とは觀を異にせり。

〔越藩拾遺錄〕 大野ノ社大野氏ノ神靈也大野ノ城下青龍ノ社ト云フハ是ナルベシ

〔類聚國誌〕 國生大野神社大野ノ在ニアリ青龍神社是ナリト云社領三十石祝飯山氏社中松尾明神ノ祠アリ

〔足羽社記〕 今大野城下有青龍社疑是大野神社也歟

〔繪圖記〕 大野町西に蛭子山あり清瀧と云宮あり

〔拾遺錄〕 本社二間三間拜殿五間三間鳥居三馬場二町半參道三月七日隔年に神輿城内に至先足輕四人弓二十張足輕三十人  
長柄二十人歩士十五人神輿足輕四人十二町氏人押奉行十二町より練物五組

〔越前名蹟考〕 或人云當社古より大野城地に有し所金森五郎八、戊山城を引移さるゝ時今の社地に遷し奉ると云ふ是に據る  
時は吉田家の註記に本願寺清水の末に在りといふ國生大野神社はこの社の事ならむかまばかりがたし清瀧の文字に依り青龍  
權現附會の説は浮屠氏の所爲にして論するに及ばず

〔寺社創記〕 初請年代詳ならず舊地は土橋庄亥山にあり天正三年十一月金森長近公當地に移り當社は其地面經景にして要害  
而も堅固なり前には赤根川大流ありて後には峨々たる山をおふ大橋は森の端四半にありて行十一間に幅二間なり三伏の炎天  
には遊涼の人競ひ來りて往來の道を絶す一鳥井瀧川西岸にあり二鳥井は神輿橋四十六間にあり拜殿は東向にして繪馬堂を兼  
りて奉納の繪馬珍畫古筆多し黒馬圖寛永二十一年松平和州公奉納蓬萊島圖正徳五年甲州公奉納西王母押繪寶曆六年九月現性  
院尼公奉納額清瀧大權現は佐々木玄龍筆許由東父の圖は狩野了草の筆なり其外奉納書畫繁けれどこゝに略す神樂殿は拜殿の  
北にありて棟梁を同うす三鳥井は拜殿の西にありて石壇十九級本社は東向にして、尤も社頭殿麗なり初請年代詳ならず寛永  
二十年二月松平和州公再建せり而て星霜遠く歷て今年文政十三正月二日亥半社壇より火おこりて遂に燒失す然れども神體

全し焼失の額の清瀧大権現は階甲州公の尊筆なり御手洗池は本社の北にあり又本社の北に東照権現の社あり其外末社八幡宮天満宮明星社稻荷社松風社等いかならぶ例祭二月七日にして老若つどひ來りて煎粉を供ふ大祭は三年に一度つゝ行はるゝが先例なり當日神輿を城内に入武運長久を祈る氏子町毎に鉢家代を渡し童子を莊り哥舞なして賑はしく又門出の神事として例祭三月三日先に猿田彦尊をたて次細女命次に神職狩衣騎馬次齊持挾箱等列を正し始め城内に入り安全の法を修しそれより町荒井中野三丁犬山等を廻りて歸る什寶は松平出羽守殿同大和守殿同上佐守殿社領免許狀三通外に神職神事中風折烏帽子狩衣着用免許狀一通并大祭神事一日衣冠着用許狀一通あり

〔免許高附帳〕 社領三石九斗二合 孫七 外に山林有之 神主 飯山大膳 同 和泉

郷社日吉

郷社日吉神社祭神大神明にあり、天文の頃、原政茂の創建と傳ふるも、如何あるべき。其起源はとにかく、松平直良以後、代々領主の崇敬篤かりしは、舊記に徴すべく、明治八年、郷社に列せられ、現に氏子八百、當町の半東三番の祭祠する所、盛大繁鬧を極む、境内に道祖神社祭神猿田彦尊あり、

接に、此社は、原と山伏(眞言宗)丹生寺の鎮守にして、徳川氏の初期勸請されしが、境地の勝は、信仰を高め、明治維新神佛分離廢佛の際、別當榮久山丹生寺は廢廟し、其鎮守たりし當社榮えしにはあらざるか、神明神社、春日神社亦然らむ、後賢の考説を俟つ。

〔越前名蹟考〕 山王權現山王町にあり別當眞言丹生寺

〔寺社創記〕 榮久山丹生寺は眞言宗にして高野山蓮華院善丹生院に屬して長聖院と號し又は以鳥の坊と號せり開基は受悅法

師なり明曆三丁酉三月十六日開創し寛文四年庚辰十二月六日入寂飛鳥橋は大門口にあり涼風堤は大門の南にありて水鳥多く群り鯉魚甚だ多し小童來りて釣を垂れ漁者來りて網を引く大鳥井は飛鳥の橋東六間にあり禁札は大鳥井前北傍にあり拜殿西向にして行三間梁五間なり佛殿は拜殿の南にありて北向なり坊舎は佛殿の西にあり棟梁相接す本尊は藥師如來にして古作なり脇士は日光月光の二大士なり脇壇右に弘法大師左に不動明王を安置せり碧玉階は拜殿より本社に至るの石階にて十九級本社は山王權現にして日吉二十一社を勸請す社領は嚴麗にして尤も當所第一なり額の山王大權現は叡山探題僧正の筆なり年々四月後中日を例祭とし貴賤老若群集して道に溢る社僧神輿を供奉し城内に入り國土安寧を祈る神輿往還の道中は公役護之嚴重なり又八月朔日には拜殿におゐて數十人の僧衆國家安全祈願の爲に大般若經を讀誦せらる又氏子より角力興行して神慮をなくさめしむるに遠近の力者競來り勝負を争ひ見物の老少群集して甚だ賑はしく庚申堂は本社の南にありて社領は古の本社なり其外末社いかならべり又本社の北數間に望郷齋あり春日此齋に上り一度眺望すればあらしま山の頂を盡し其外諸嶺の殘雪峯をつゝみし美景を見一度見下ろせば百千の民屋眼前にさへきりしはしむかふの瓦師の煙りは立のぼりて天の柱かと怪まる齋の下には清泉ありて野遊の女郎春風を拂ふて若菜を摘む秋月の夜は月盃中にうかびて其席を照し鶴かひの漁者篝火をちらし齋下の川に來る鮎鮒をとる其風情いはんかたなき面白きけしき實に値千金といふへし什寶は七社權現の御影地藏菩薩一軀古作にして慶長三年檢地の時拾ひて納たてまつる松平但馬公制禁狀一通同地子諸役免許狀同土佐公社領免許狀一通あり

〔免許高附帳〕 山王眞言宗 二石四斗三升 古城山丹生寺

境内近く清泉沸々として一大明鏡を開き、其南西の二面は、酒樓涼舖軒を并べ、燈影水に映じて、其清冷骨に徹し、東北は、老樹鬱葱として祠宇を罩め、嵐氣人に迫り、雅俗相俟ちて、其風致掬すべく、篠座の如く遠からず、龜山の如く高からざるを以て、盛夏には、未だ蜩の聲靜

雅俗相俟ちて風致掬すべし

まり了らぬ頃より、冷を趁ひて、三々五々集ひ來り、はては境内池邊を埋むるを常とし、月の夕の望郷臺上の逍遙、亦風流人士の好尚に適し、時争ふ群鴉の神林に夕な夕な歸り來るも、古來吟咏に入れり。

山王祠納涼記

横田 秀

祠之四面皆杉也陰翳香深蔭鬱焉地氣清冷甘泉環焉可以避炎熱矣因與交友嘗約來遊者久矣今茲嘉永庚戌六月望晚登臨畢就學於明倫館幸值吉田子明携瓢惠其餘瀝陪其蓋者六人一人前日嘗所約山王祠之納涼今可以試耶嚮者鈴木氏亦言之交昔日可時瓢酒既盡盤肴紛亂於之行且相謀命酒以從是夜也月影飄々鬱熱如蒸陶步而進則則管絃之聲彼此相應火燭炫煌金鑿玉觴映照於前珍羞魚脂陳列於後則俗漢之者著先鞭也吾徒則就境之最閑涼環坐而對一瓢兀然而醉俯聞水聲之瑟瑟仰觀月光之明々唯々地同而雅俗自異各適其所適耳於是清風徐至胸襟灑灑不復知體熱之苦高談雅味以移時焉既而月當午乃拂袂而去暫憩神明祠殘醉未醒隨然風塵表之樂全然葛天氏之民哉獨所恨者鈴木子安不在焉耳六人者誰田村子敬吉田子睦田村甫三山崎伯叔西川繁二余與子明合八人

夏日遊山王祠

佳節旣節靈苑阿、風光滿眼憫詩覽、旁人休問吟成否、思在叢杉深綠多。

山王祠晚鶉

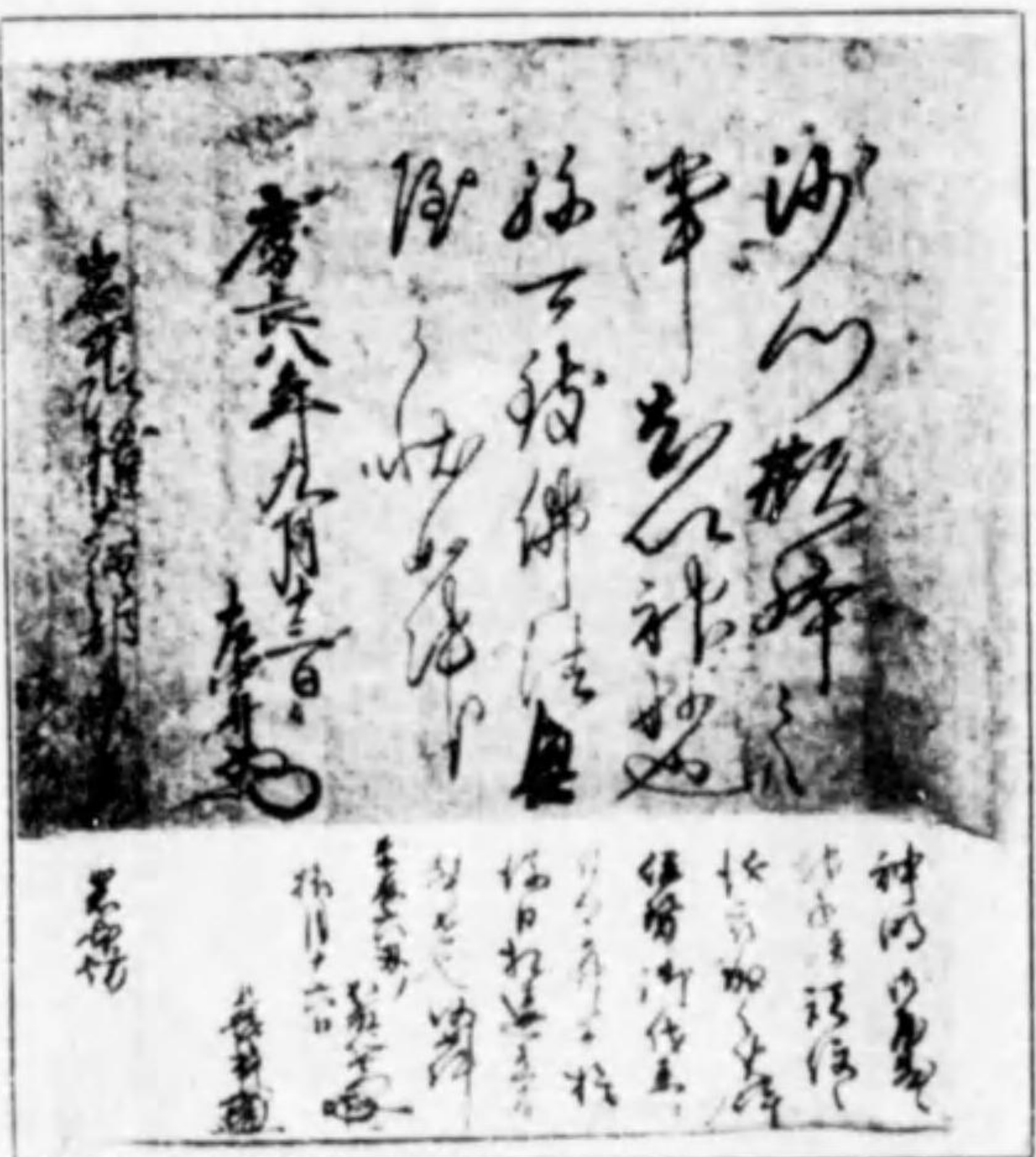
兩市神祠布水西、杉松密處晚雲迷、啼鴉聲斷天將暮、各自梢頭擇夕棲。

靈園自古拂翠機、泉湧風涼暑氣微、日暮深林人已去、倦鴉失却舊棲歸。

神明神社

村社神明神社祭神天 山王にあり、天正の頃、朝倉家の遺臣によりて勸請せられ、代々別當岩本坊奉祀せしものにて、當町の諸社中、最早く領主の崇敬寄進を得し古文書現存し、殊に、第一代

泉藏坊に賜はりし後陽成帝の御給言の如き、稀有の珍品に屬す、初め、庄司袋に在りしを、後ち現地に移したるが如し。



- 上掲以外の文書
- 一、文祿四九月朔林傳右衛門地子免許狀
  - 一、慶長二年六月十六日大野宰相秀雄の臣林備前守寄進狀(寫)
- 岩
- 宰相様爲御祈禱御つはは様より我等に被仰付屋敷大神宮へ被成御寄進候東者堀ノ限り南は小高みを限り北は道ノ限り西も道ノ限り被成御寄進之處不可有相違之狀如件
- 文
- 一、慶長十六年八月十三日小栗美作の二臣今村地子免許狀
- 書
- 一、寛永元年子霜月朔日出羽内齋藤外五名(洞雲寺)と同文
- 岩本院宛
- 一、同十三年子二月日 直基 (同) 同
  - 一、同廿一甲申稔十一月十八日 成政押 (同) 同

此由緒ある名祠が、微々振はざるの觀あるは、實に可惜、明治九年村社に列せられたり。

神社明細帳) 本社ハ元龜ノ昔朝倉義景ノ臣縣權左衛門宗祐ノ長子權之坂祐信伊勢兩大神ノ靈壘ヲ奉祀シ當所庄司袋ニ居住

シ天正八年今ノ地ニ移轉シ社殿ヲ建立ス文祿四年領主北畠中將地子諸役ヲ免除ス

〔寺社創記〕 神明神社は伊勢内外の兩宮豐受大神宮天照皇太神宮二座を勧請す時は慶長五年なり別當岩本院は修驗にして洛陽醍醐三寶院に屬す先達は勢州世儀寺なり元祖は朝倉兼景公の家士河瀬某にして天正年中朝倉家滅亡の後亡君の冥福を營ん爲に德正寺に入り法體す德正寺は舊地は今の曹源寺の而して修驗者となり岩本坊宗祐優婆塞と號す後慶長三年歩み勢州に運び千日の參籠をなせるに滿參の日に至り風宮明慶僧都通寶童子也神像を授けし是に昔弘法大師の傳法兩部習合の神像なり汝千參の厚信神通す依て今是を付與す必疎放の念をなすことなれと示す完結拜謝しこれを受けて供奉して國に歸り鎮守神に勧請す今の本社之神體これなり而て第二代泉藏坊大僧都任官し慶長六年今の地に移す本社は西向にして拜殿の東にあり石壇四級本社寶前の古灯臺二臺は延享元甲子五月十六日に奉建せる施主 五名 鳥井は拜殿の四六十歩にありて左右に乳母櫻を双へうて花の晨は雅客こゝに席を給ふ坊舎は本社北乾の方にあり月見の池は坊舎の後苑にありて源泉なり庭中の木尊不動の二石は松平羽州和州兩侯より拜領せり

〔免許高附帳〕 神明社領高四石三斗六升八合 岩本院

春日神社

村社春日神社祭神天津 兒屋根命春日に在り、草創不詳、戰國の頃、筒井順慶の再祀に係れりとの古説あり、徳川時代の初期より、領主の崇敬地子免許の寄進を得、寛永十七年、松平直基祠宇を建て、正徳中、尾崎性月居士社殿を再建したりしが、明治九年、村社に列せられ、四十年、下穴馬村伊月に鎮座し、白山神社祭神伊 伊弉命、同村下山に鎮座し、白山神社祭神伊 伊弉命、同村鷺に鎮座し、白山神社祭神伊 伊弉命、小山村上舌に鎮座し、白山神社祭神伊 伊弉命、富田村新田に鎮座し、八幡神社祭神伊 伊弉命、小山村上荒井

に鎮座し、少彦名神社祭神少 産名命、同村阿難祖に鎮座し、八坂神社祭神建速 須佐男尊、同村右近次郎に鎮座し、

春日神社祭神天津 兒屋根命の入社を合祀し、本年五月指定せらる、境内に琴平神社祭神金山 昆古命あり、氏子三百、

境外地三反五畝壹歩を有し、其盆躍は近郷に名高し。

什寶に、古作狛犬二あり、或は、運慶作にもやと稱せらる。

〔越前名蹟考〕 春日明神春日町に在り別當(眞山言伏) 文珠院

〔古文書〕 寛永元年子霜月朔出羽内齋藤外五名地子免許狀

同十三年子二月日 松平直基 同前

同廿一甲申稔十一月十八日 成政 同前

〔免許高附帳〕 社領高外支配山伏四人四石參斗六升八合文珠院  
〔寺社創記〕 春日明神宮社は勸請の年代未だ詳ならず別當文珠院は洛陽醍醐三寶院に屬す先達は伊勢國世儀寺なり元祖は大和國の産筒井順慶入道にして織田信長公の幕下なりけるが事ありて幕下を辭して當國に來り居所を諸方に移しける此に當郡土橋庄に古より春日明神の小祠ありて社頭大に破損しすてに神體風雨にうたれんに及ぶ然るに筒井氏世々大和國にありて春日宮の氏子なればこゝなん我居住有縁の地ありとて舎屋を創し此に住し破損を繕ひ當神社を別當せり當院の開基これなり本社は……坊舎は本社北乾の方にありて美亭なり遊人此亭をかりて時々宴席を催す又森の端北傍藤の古樹ありて花の頃は心なき野老も銀を頼に杖して、これをなむ什寶は住吉面出目の作駒犬二疋一は雲慶の作なり

〔寶曆十年仲冬尾崎平右衛門の覺書〕

一、狛犬修補 是者從先年社内有京都より權兵衛  
氏子五人 と申佛師下り修補運慶の作と云ふ

下編 町村誌 大野町



- 一、棟札 寛永十七年庚辰五月吉日松平出羽守様御建立
- 一、同 正徳二壬辰八月社頭修聖初夏建華表理社頭
- 一、御面 寶永甲申五月 矢藤源七寄附

〔額陰之記〕

社誌云越前州大野郡春日祠永祿元龜之際我祖順慶法印嘗居此地以祖神之故創建社祠於此地爾後世々國主寄祖田以爲祭祀修補之備傳以建於今岡上尾崎氏累世尊信崇敬焉正徳年間其胤性月者投家資修補祠堂今坊高孫某者復繕其毀敗且欲揭扁於祠前余臣簡井清成者尾崎之親知余家亦有舊因於神祠是以就清成請書神號於扁且記其事於額陰余之譚劣雖難當某撰以有前因之在乃應其需云嘉永壬子歲冬十月望越前守從五位下七十五翁簡井政憲敬書（此人暮末の外國奉行）

〔野史〕順慶傳 簡井順慶性藤原氏大和人也……字六郎初名藤政或藤勝順父……天正……九年九月從信長伐伊賀十年三月從伐甲斐歸、山崎之戰已……懷貳、人呼曰日和見順慶……十二月五日順慶在長島役發病與而歸八月遂卒年三十六號瑞骨坊法印

村社天滿宮祭神菅原道真公 現稱篠座、通稱金塚に在り、由緒不詳なるも、金森長近信仰寄依せしと傳ふ、

明治九年村社に列す、此社に藏する三十六歌仙二冊は、松平成政の寄進せし物なりと傳ふ、原、

古金堂に有りし巨石は、境内に運はれて存せり。全部誌社寺の掌下編 生大野神社の項参照

〔加越日誌〕（明治十三年）五月一日大野につまきたる金塚天滿宮に舊蹟主松平但馬守の先代の奉納せられし三十六歌仙の古圖年經ていと見にくくなりしをこたび表装をしかへたりとて其寄附の人々より箱のふたに歌こへるに

朝ゆふにこふる心やかまひけんむかしの人あひ見つるかな

此圖いと古く其容貌あたかも生る人のことし名は見えずれど信實經歴などの筆ならんと覺ゆ

天滿宮

〔歌仙藏函表書〕 金塚の村菅原の神の御社の神寶と世にたへたるこれの三十六歌仙の六帖は昔松平但馬守ときこえしこの殿の納めたまひしになん有けるさるなとし經るまにまにいたくそこなばれたればあたらしことに思ひこたひ明治十二年といふとしの五月人々にはからひて表装なしかへたるがいとるはしく見たかふばかりになりければ今いくばくの年經とも松のはの散うせず櫻花匂ふが如く長くつたばらんことばきこそ神も嬉しとおほすらめおのかとちもよるこはしくおもふ事を一言しるしおくは其松梅にはあらぬ櫻園のあるし布川正沖なり

金塚の藤を見て

藤さきぬ賞が軒ばに紫の色こさきぬをたるはばかりに

熊野神社

村社熊野神社祭神伊弉册尊 横にあり、氏子七十四、宅地九畝を有し毎年四月十二日を以て祭禮を行ふ、安政の頃、宮澤が此社に寄せし歌仙の額當時宮澤氏保存 八枚は、寶永頃の群公卿歌を題せしものにて、黒谷佛性寺のと組物に屬し、其畫も亦見るに足る、由緒は、正徳の祝融以來不詳、傳へ云ふ、往昔は一小社にして、神鏡を存するのみなりしが、延寶二年、建殿産土神とせりと、境内に比位古命祭神大倉魂命、稻荷祭神稻魂命の二末社あり。

〔越前名蹟考〕 熊野權現熊野町に在り 別當山伏福昌院

〔免許高附帳〕（別當山伏） 地福院

無格社柳廼社 龜山の麓に在り、大野藩近代の英主贈從三位土井利忠を祀れり、原清水通稱柳町の隱栖跡に、舊治下の士民が、明治十五年五月、官に稟請して、創建せしものにて、本年現地に移

下編 町村誌 大野町

柳廼社

れり。祭禮は、五稜廓陥落の日、即ち四月十八日に春季のを行ふ、蓋し、利忠、函館初戦の敗報を聞き、疾革りて薨せられしを以て、かくは、祭日を定めて、其憤魂を慰せしものなるべし、秋祭は、十一月三日に行はれ、共に遠近よりの來拜者群集して、其賑かなること夥し、一昨四十二年、利忠贈位の際に、中村本縣知事が、策命使として參向せられしも、此祠前なりしなり。利忠の傳は沿革の項に載す

柳邊社祭日口説

横田 芳

彩旗如錦燭光花、土女成群滿地譁、怪殺酒々拜神者、背違神靈競粉華。

惠光寺

惠光寺(梅溪山) 時宗 寺町に在り、又知足院と號す、元應以前、遊行第二世眞教元應元年正月廿七日藤澤の本山にの草創に係れり、(創社)との説と、正平年中北朝ノ文中遊行六世他阿上人開基(寺領)との二説あり、何れが是なるを知らざるも、兎に角、當町第一の古刹なり。原と、春日文殊坊の北、俗に「三反二畝歩に過ぎず、傳來の文書什寶殆ど散佚せるは可惜矣。」現今、天神の畫像を以て有名なるも、古書には所見なし。「(寺社創記) 什寶六字の名號草書にして、眞政上人の筆宗紙の句越前大野惠光寺なるに宿りて、櫓の月に月さし入る 水鷄かな

金森五郎八殿小栗五郎右衛門殿忠直禁制狀久原平兵衛吉原桑原小次郎吉原連名來輪金森公時宗山中道場へ來狀御檢地後御牧勘兵

衛殿より御檢地用捨狀土屋左馬助殿松平出羽守殿公大和守殿公土佐守殿地子免狀あり

〔元禄十一年〕大野領諸宗寺方年代寺領地 一 於當寺殺生并狼藉人之事 一 當寺屋敷町裏惣並之外より東西五十九間南北四十六間之事 一 當寺内井門前諸役之事

右條々常々通

金森五郎八列

一、太閤公檢地兼御牧勘兵衛御書一札慶長元年三月日 一 雄氏秀雄平御書一通 一 林傳右衛門殿已下代々常々通

〔寛永三年〕寺町名寄帳 一 屋敷一反三畝貳拾歩八石七斗三合 一 屋敷四畝貳拾八歩九斗八升七合

〔文政の頃〕寺社免許高附帳 九石七斗貳升

〔奉行町預平〕

〔岡政右衛門〕大野城下火變記 正徳四年三月五日中の刻比丘尼町重右衛門向彦左衛門と申す者より出火致し己の刻迄焼け申候

光政寺妙典寺蓮光寺惠光寺岫慶寺瑞祥寺岩本院神明本社燒亡……但同年三月二日遊行上人晝八ツ時邊惠光寺に御着被成候

同三月右上人え白米二十俵御目録にて持參の上爲御使者奥田角左衛門惠光寺迄罷越候來は二月廿九日右同寺迄内々にて爲持

遊度候

一、同四日御膏物烏子薯蕷干大根干瓢株菜被道候 右同寺へ罷越候使者佐合與左衛門

一、遊行上人火事之節惠光寺燒失に付山王後畑中に退申候尤惠光寺物家財并上人所持品に相違無之由火事領候て長勝寺へ移

座有之候尤三日は半燒失に付賻之義雖出來仍て上より六日朝より同九日御立迄贈被仰付候但し二番町庄屋與左衛門付置候入

用金三兩銀拾四匁七分四厘との由

大寶寺

大寶寺(惠日山) 眞言宗高野派 寺町に在り、正平二十四年北朝應安二年上ノ醍醐報恩院憲深僧正の法孫聖譽律師の開創せしものにて、初め、小山在阿難祖谷に在りて、大寶寺本坊と稱し、不動

下編 町村誌 大野町

尊を安置せるに、文明二年、第七世善恕の時、今の寺地に移り、大徳寺と改稱し、朝倉氏以來、領主の信仰も浅からず、伽藍亦善美を盡し、末寺六坊あり、義景の自殺せし賢勝寺も其一なりしが、天明九年、火災に罹り、二十三世祖覺假堂を建て、三十二世漸く今の佛堂を再建したりしといふ、檀中約二十、境外所有地一反三畝に止まり、復昔時の盛觀を留めず。

〔寺社創記〕 大寶寺は眞言宗にして高野山本光房に屬す開基聖律師醍醐報見院憲深僧正末資なり應安年中當郡小山庄内阿羅祖山に於て當寺を開創せり而後律師誠後文明年中當郡土橋に移し眞言止觀の法水を繼ぎけるに門流の繁昌古に倍し文祿年中青木紀伊守殿の代より寶城鎮護の道場と定めたまひ其より已來歷代の城主祈願所と定め給ふ本堂は南向にして本尊釋迦如來は座像にして古作なり脇土右觀音大士の像を安して左に地藏尊を安置せり共に座像にして地像尊は聖德太子の直作なり脇檀南遍照金剛大師東寺模作此に高野四社明神を安置せり宅摩法本堂南に護摩堂ありて本尊不動明王は昆渴羅檀南大日如來は全性院の念持佛にして古作なり北の聖歡喜天は興教大師の直作なり觀音堂は護摩堂の南にありて四國三十三所の尊像を安置せり鎮守社は白山權現を觀請して觀音堂の後にあり庫裏は本堂の北にありて四向なり什寶は地藏菩薩畫影唐惠不動明王畫影法大師弘法大師御影眞如觀右三種の靈寶は高野山東院より將來なり普文釋迦牧溪兩部曼荼羅二幅同筆涅盤聖像素雲七十六歳筆八直筆眞影八幅同筆阿羅尊者畫像千歳の古畫にして阿羅祖山より將來せり心經七卷一紺紙金泥弘法大師御筆半裝束珠數一貫本願上人御黃金不動尊、一角香合愛敬守、安産石梅檀葉、横笛一管朝倉敏景公同孝景公同景高公下間筑後法橋青木紀伊守殿松平大和守殿同土佐守殿地子諸役許狀等外に當寺末寺六ヶ寺圍誠坊賢照坊藥師坊明經坊泉光房寺地免許狀五通あり

〔寺方年代寺領記〕 一惠日山大寶寺草創之事 一人皇九十九代後光院院之御宇應安元年報恩院憲深坊聖律師大野郡小山庄阿羅祖谷に密院建立大覺寺本覺坊是なり

- 一、白山權現鎮守の神也今に彼所に上堂と呼以上大寶寺山同舊跡は彼の谷に有之
- 一、永和四年愛染王の印信に開山の自筆有之
- 一、應永五年不動瀧頂の仰信に同自筆有之
- 一、文明年中に善應和上寺を土橋之庄に遷之
- 一、元祿九年公方より色衣寺に被下

〔寺町名寄帳〕 一屋敷一反五畝八歩三石五升三合

〔寺社免許高附帳〕 境内白山社舊白山屋敷共御免許高七石一斗五升九合

大寶寺の燕子花をよめる

布川正沖

春ことにさくやふる江のかきつばた若紫の色のかはらぬ

月夜大寶寺の池のまとりにたしすみて

荒島の山のしら雲しつまりてひとりたけたる月のさやけさ

洞雲寺

洞雲寺(大龍山)曹洞宗 西方寺に在り、薩州日置郡市來村萬年山金鐘寺の第三世大中奇興の高弟宣猷元勅、師の寂後肥後の金鐘寺の第四世を董し、享徳三年甲能本山總持寺に轉し、康元元年乙越前に飛錫し、羽生庄縫原に一字を創む、之を本寺の開山とす、開基檀那は、斯波氏の被官、二宮左近將監にして、當時該地に居りしなるべし、〔城跡考〕に、館世、不知時代、朝倉家と稱するもの、夫れ或は然らんか。將監は、後、西勝原に移り、〔城跡考〕に、柴田勝家臣山路將慶とあるもの、夫ならん、文正元年七月二十三日、富田庄井野今のにて、朝倉敏景の爲めに敗死せり、法名は積叟といふ、文明年中、第三世青倫の時、國主朝倉氏景の後見たりし其

叔父慈視院玉岩光玖の敷地寄附を得て、野口に移り、〔寺社創記〕に龜山へとあれど、其當時、同寺の田地目録に據り、かく推斷す。

〔景高裏判の大永七年の田地目録〕 一三斗五升鳥居三左衛門方給恩地之内賣地は宗安地之内在坪洞雲寺本屋敷之西即塔永正三年卯月廿三日

〔義景裏判弘治元年の田地目録〕 三斗五升之所在坪野日本洞雲寺屋敷之西同屋敷玉岩寄進



更に、大永以前に、今の寺地に移轉し、天正元年朝倉義景の宿陣ともなりしなるべし、現地への移轉は、天正三年との説あれど、金嶽長近の古文書、更に此寺に存せず、却て、小山庄銀懸を領せし、原政茂の寄進状存するを見ても、長近入封以前なるを知るべし。義景の墳墓、亥山城跡の條を參照すべし。朝倉氏以後、各領主の寄依篤く、之に關する古文書を藏すること多し。

一 孝景より光玖宛の書狀 沿革の草に寫出す

- 一、文明九年七月十四日光玖華押小林寺領寄附狀
  - 一、同十三年十二月十六日氏景華押一行同
  - 一、明應三年五月貞景裏判の注文同
  - 一、大永七年丁亥三月十一日景高裏判の田地目録二通
  - 一、享祿三年八月十日景高華押殺生禁斷の制札
  - 一、天文十五年七月十八日孝景の家臣三名の書狀
  - 一、弘治元年十二月廿六日義景裏判の田地目録
  - 一、永祿元年十月廿五日義景華押の殺生禁斷制札
  - 一、同 同 義景四家臣兩屋敷 弘治目録に見ゆる庄林末寺調善分 免許狀
  - 一、同 同 十年七月廿三日同家臣三名の書狀
  - 一、天正二年十二月十六日筑後法橋頼照華押の寺領免許狀
  - 一、(年號なし)卯月廿九日原政茂寺領の寄進狀
  - 一、慶長六年二月十一日松平秀康の家臣兩名寄進狀
  - 一、同 七年八月十一日土屋正明の寄進狀二通
  - 一、同 十六年二月十一日小栗備後後の寄進狀 沿革の草に寫出す
  - 一、寛永元年霜月朔日松平直政家臣六名の免許狀之より以下の物各寺に不少
- (洞雲寺内地子並諸役等如先規御免許之旨依仰一筆如件)

出羽内齋藤彦右衛門松浦佐左衛門石川彌五左衛門關彌一右衛門神谷源五郎朝日丹波守(大阪役)の勇將

一、同十三年二月松平直基華押の免許狀(以後各領主の文皆同じ)

(洞雲寺地子世話役等免許之所如前之相違有間數者也仍如件)

一、同廿一年十月十八日松平成政(後の直良)華押の免許狀

一、明曆二年十一月及貞享三年五月の制札等

〔寺領記〕 禪宗洞雲寺 開山元勅和尚康正年中ノ開闢也九月廿八日遷化なり

一、開基檀那斯波武衛家臣二宮左近將監朝倉孝景ノ爲ニ大野猪野ニテ文正元年七月廿三日戰死

一、開祖元勅 一仲 青倫 洞忻 文啓 榮宗 林鯨 攻吞 靈運 智圓 白隨十三世也

一、高拾石壹斗四升八合 御免除ナリ

一、同四石七斗三升九合 御年貢高有之

一、伊奈利山西宮共支配ナリ

〔寺社創記〕 開山は元勅和尚なり此師風に俗塵を出て金鐘寺第三世奇興和尚ニ隨化して心要を磨き而して奇興遷化後金鐘寺第四世の主席に座し而享徳三年甲戌年能州懸持寺轉住し康元乙亥越前に飛錫し大野郡羽生庄縫原村に於て洞雲寺を開創せり而文明年中洞雲寺第三世青倫土橋庄龜山に移り天正三年第六世宗榮代金森長近公城地に臨まれ今の他に轉任す開基は積叟明慶居士にして俗性二宮某當郡穴馬谷勝原城主の執事にして朝倉敏景と力戦し利あらずして文正元年七月廿三日富田庄井野にて討死す井野今山門は東向にして額の大龍山は月舟筆客殿は山門四十間にありて額に洞雲寺と銘せり月舟筆堂内左右聯に右大龍雲興護法安人相仍左、洞雲親起降譯普臨無已と銘せり本尊釋迦如來にして左右に彌陀阿逸多菩薩を安ぜり此尊像は當山第十四世石鼎洛陽に至り清水寺の院内にありて老人の教により綾小路の商家にありて之を求めり新作なりと雖も相好殊妙の尊像たり脇檀北には太元居士南達摩大師を安置せり開山堂は客殿後に接して開山元勅和尚の像は出目の作也僧堂は客殿の

巽隅にありて聖觀音の立像を安置せり衆寮は北向にして僧堂の東にあり萬靈牌は北向にして僧堂の前にありて一箇庫裏は南向にして客殿の東にあり鎮守社は白山権現にして山門の北にあり庫裏の東に糸櫻の大樹ありて華の頃は詩人歌人來りて此處に遊ぶ禁牌の不許葦酒入山門佐々木玄龍筆也寶篋印塔は高六尺餘にして當山十九世宗叟の建立なり禁札は東向にして虎溪橋の西にあり門前は三曲路にして平地一曲石壇二曲なり西流橋は土橋にして長徑三丈餘北川の邊には螢多く夏の夕は兒童群り來りて螢をとる什物は廿五條袈裟掛落袈裟明鏡一面各開山隨朝倉義景長三尺上徑一尺八寸古屏風一雙墨畫にして友松筆云々

〔正徳寫本由緒書〕 洞雲寺境内唯今之境内は天正年中に御城山之替地申傳候

一、山林并屋敷境内共に諸役御免許

一、御年貢地四石七斗三升九合但境内に有

一、境内西宮者地内四方寺村之鎮守但洞雲寺代々支配

一、外に稻荷山御免許の地但定者唯今之御城山に洞雲寺住居之御鎮守にて御座候に付替地之由申傳候則洞雲寺代々支配

又〔由緒書〕には、近く、左の諸項を挿記せり。○稻荷明神は朝倉義景の守神と申傳候○西宮は西方寺の私社にて境内は共同

民有地なりしも明治十二年山反別取調の際願出十月三十日郷社境内は官有無稅社地となりしが四十三年清瀧神社に合祠し境内地百三十一坪五合は同社の監理となりぬ又西宮が洞雲寺境内にありし緣故にて春秋兩度の祭禮には寺より神酒精米各壹斗

宛を祭祠料として獻ぜしも廢社後此事止みぬ

清水町壹番地字蛭子山蛭子神社祭神事代主神と明細帳にあるは此西宮の事なり

明治廿六年、一徒弟(加藤石雲)が、書き加へしと見ゆる、左の記事は、何に據りけむ。

末 寺 菴 寺

一、本州洞善寺 草創二世一仲 小林 寺 康正四年 同一仲

下編 町村誌 大野町

四方寺 文明十六甲辰九月十一日七  
條次郎爲徳生壽朝大居士建  
 崇聖寺 永祿四年開基廣徳院殿  
六世榮察  
 城腰寺 十三世來雄  
 一、信州眞福寺 八 雲州洞由寺 八  
等 察 一 等 察  
 興泉寺 榮宗  
 藤昌庵 來雄

〔免許高附帳〕 一 禪宗 御免許高十石一斗四升貳合外山林有四之宮社有境内稻荷社有是は犬山より洞雲寺  
 〔朝倉始末記〕 天正元年八月十七日憂音ニ啼クハ戊山カ丁坂ヲ馬手ニ見テ亥山ノ城ハ是カトヨ日モ疾ク既ニ暮レヌレバ洞雲寺ニハ夜ニ入テ戊ノ刻ニ着キ給フ

斯リケル處ニ同十九日式部大輔景鏡屋形ノ妹婿大野三河守ト謀合ヒ以使者屋形義景ヘ申シ上ケルハ今ノ御陣所洞雲寺ハ我等ガ陣所ニ程遠ク御座候ヘバ六坊ヘ御動座有ベシ何事モ心静ニ御談合可仕ト申ケル因茲西ノ刻計ニ六坊ヘ移給フ

〔七國志〕 ヨウロノ村モ近ク見テ其夜ノ戊ノ刻ニバカリ大野ノ亥山ニ程近キ東雲寺ニ着レケル

去程ニ信長思慮ヲ巡ラシ玉ヒ一術ナサバヤトテ朝倉式部大輔景鏡稻葉伊豫入道一徹齋ハ知音ナリケルユヘ入道ノ方ヨリ忍ビヤカニ使者ヲ差遣ハサル此時又前波九郎兵衛尉ニ命セラレ篠尾ノ靈泉寺郭翁ヲ相添ヘ仰遣ハサレケルハ義景一乗ヲ逃亡シ其邊ニ隠レアル由風聞ス御邊ハ武道ノ達人ナル旨兼テ聞及ブ處ナリ運命盡タル義景ニ與シ永ク家ヲ亡ホサンヨリ當家ニ降ツテ忠節ヲ勵ミ子孫ノ後榮ヲ計ラレバシ然ル上ハ早ク義景ヲ討テ出サレヨ恩賞ハ請ニ任スベシト云ヒ送ラレケル景鏡是ヲ聞然思案ヲ巡ラシケルハ當家ノ武運既ニ傾キ國人等ハ過半寄手ニ加ハリ其餘ハ敵ノ多勢ニ押隔テラル、ユヘ一人モ馳參ル味方ナシ其上當城ハ究竟ノ要害ナリト雖三方ニハ早充滿メ北方ハ加州ニシテ味方ナリト雖平泉寺ノ衆徒敵ニナリテ通路ヲ指塞キヌレバ只籠ノ中ノ鳥網裏ノ魚ノ如ナリ今信長ノ招キ給フコソ幸ナレ義景ヲ討テ恩賞ニ預ラハヤトソ議シタリケル時ニ景鏡カ耶等中道寺半右衛門平野源左衛門二人大ニ制シ諫メシカトモ景鏡曾テ許容セズ同キ十九日ノ夜東雲寺ヘ使者ヲ差遣ハシ其許

内山兄弟の墓あり

隔庵の興

ハ我等ガ居城ヘ程遠ク候ユヘ委ク密談ヲ仕リ難ク候急キ今夜山田庄六坊賢松寺ヘ御座ヲ御移シ候ヘトゾ云ヒ送リケル義景係ル謀トハ夢ニモ知り玉ハズ東雲寺ヲ捨テ其夜ノ西ノ下社六坊ヘト急ギ玉フ

〔深山水〕 あかつき鐘の音をききて  
 槍ばらもる鐘の響に世の人の夢おどろかすまのゝめの寺

まのゝめの寺は今洞雲寺といふなりむかしは東雲寺とかきしをのちにあらためしとなむこは康正のころしげ殿のおもと人二宮左近將監がつくりし寺にて元勳和尙のとゞまり住しをはじめとすも龜山の東のふもとにありしを金森殿の龜山にきつかれし時寺を移されていまはひる子山のもとにあり(孤月按するに、古文書には東雲の名見えず、蓋し、七國志に據りしものか。)

近代の名士内山兄弟の墓は、其境内に儼立し、數百年以前の古墳墓も少からず、名士の追悼會時々院内に催され、たゞに其鐘聲のみかは、當町の寺といへば、先づ、指を此寺に届す、加之、山後の小丘は砂山、又は七面山と稱し、古來絶好の登臨曳杖の勝地たり。

洞雲寺晚鐘 大野廿

横田 養 浩

禪宮落日暮猿驚、房裡山僧夢不成、數杵鐘音入風去、白雲深處別生聲。

春夜偶吟(古詩)

(前略)須臾月下雲幾重、幾多愁緒亂心胸、物象凄然天色黑、洞雲寺畔五更鐘。

七月念八會洞雲寺觀吉田醒齋

同心來吊自西東、詩句觀君各費工、謝我默然向隅坐、多情還在不言中。

附記 此寺には、戰國時代より、隱居寺即隔庵ありて、夫々寺領を有せしが、徳川初期以後は

下編 町村誌 大野町

寄進も朝倉時代程は、多からず、自然廢頽せしものならむ。  
其内崇聖寺は、今の地藏湯登龍館保田六の地なるべし。

享祿參年二月廿七日景高裏判の「崇聖寺々納分目錄」に

南ハ歛懸之通大岩を堺西は山々嶺を堺北は岩松名を堺東は川向三田を堺北數地分四方捌 内に小田島地在之同川向に田貳  
段餘在之是は本願檀那宗阿彌佐阿彌寄進但北内喻昌寺分有河村知行

(六口) 拾六石七斗

燈明料の分

(四口) 壹貫參百文

〔洞雲寺文書〕大永七年三月十一日景高裏判の洞雲寺かり屋地子分目錄に

右當寺隔庵へ爲新寄附として云々

三月二十六日景高寄進狀に

隔庵分目錄壹通云々

天文九年十二月五日朝倉義景家臣二名より崇聖寺宛

慶長七年九月朔日松平秀康の家臣兩名より洞雲寺隱居崇聖寺宛

〔崇聖寺并門前屋敷地子如何に被成御免許候事御意に候間不有相違之狀如件長谷部惣左衛門加藤仁右工門〕

文祿四年九月朔日林傳右工門より洪泉寺隱居崇聖寺宛屋敷地子免許狀あり蓋し洪泉寺も廢頽元祿十四年六月に藩廳に出せし

由緒書の如きも洞雲寺來雄の物せしなれば兩寺共洞雲寺支配たりしならん

西方寺 は、今の字名存ずる地にありしならむ、文明十二年〔伽羅陀寺領記録〕に西方寺彦次郎  
同有馬等見え、慶長七稔八月十日、土屋正明の文書に、洞雲寺隱居西方寺と見ゆるも、慶長の  
頃は、寺ありて民家なく、其後、寺廢れて民家建てられ、少しく發展せしもの、如し。

〔天和二年水帳調〕(村名見えず)

〔同村々本百姓人數改〕五石 五年以前は本百姓二人只今一人四方寺村四兵衛

〔越前名蹟考〕高九石五斗五升參合

〔越前史略〕土屋左馬助昌春…大野桑折東雲寺に葬る(とあれど、之は善導寺に葬りしを誤傳せしなり。)

瑞祥寺(萬年山) 曹洞宗 寺町に在り、足羽郡東郷永昌寺に屬す、開山は雷澤宗梭にして、南條  
郡宅良慈眼寺に住し、一年にして心月寺に移り、主席を董しけるを、本郡小山庄御給村史官家  
久家次信仰して、居村に本寺を創建し、請ふて移住せしめ、自己は受戒して萬年常松居士と號  
し、天文五年八月十五日卒去せしに、馬場彌次郎〔寺社創記〕には肥前守と云ふ、實名家譜詳ならずと記す  
不知孰是、蓋し、朝倉の家臣にして、〔洪泉寺文書〕に見ゆ  
る對馬守の族ならむ、本名梅溪禪  
春居士、天文十五年四月四日卒 更に、之を中興し、後、寛永の初頃今の寺地に移り來りしものなら  
む、〔明細帳〕には、天正八年、新波伊豫守建立とあれど、〔明細帳〕には、天正八年、新波伊豫守建立とあれど、  
錯誤あるを認め、探らず(寺領記)及(寺社創記)に據る 寶物として、開山の萬年號の墨跡、寶曆年間の蒐  
輯の開山語録、雪舟筆布袋、辨慶筆般若經の殘缺、其他古文書を藏す、檀中六十境外所有地  
耕地一町二段十五歩、宅地一段二畝歩を算す。

〔名寄帳〕 屋敷四反貳畝二十八步分八石五斗八升七合



瑞祥寺文書

萬年號

五七二

大野小山御給之史官家久家公法諱常松就予受戒執弟子之禮同需芳號以上之二大書者壽取萬季松在祝融峰之義乎後來子々孫々繁茂者如松葉之多也壽城之長者似龜齡之久乎抑亦本朝浦島太郎逢七世之孫何以別乎官錄共臻福智無窮者速於龍之昇雲也萬年萬年其稱何誕哉副一偶爲證云

欲極祝融峯一方白雲淺處碧松蒼蒼主人壽域幾多久勉算龜齡歲月長于時永正第八季辛未林鐘如意珠日 吉祥雷澤 宗梭叟書

〔此幅現在於此寺第一寶殿也〕

一、文祿四九月初日林傳右工門より屋敷十八間同地子免除狀

一、慶長十五年八月二日小栗美作内中島今村兩名の免除狀

當寺屋敷之事并竹木等に至迄被成御免除候不可有相違之狀如件

一、寛永元年子霜月朔日松平直政の臣六名の免除狀

一、同十三年子二月同直基の免除狀

一、同十四年丁丑霜月十二日同上

一、同月十六日孝顯寺尖堯より瑞祥寺洞雲寺岫慶寺宗源寺宛の書

狀

一、同二十一年甲申七月十八日同成政同前

〔免許高附帳〕 八石五斗八升七石

岫慶寺

岫慶寺(太岫山)曹洞宗 寺町に在り、福井心月寺に屬す、之、該寺の主席に董したる龍億祖易

永祿丙寅八月が、國主左京大夫孝景〔天文十七年三月二十二日卒去、性安寺殿太岫宗淳太居士、〔寺領記〕の歸依を十九日示寂〕が、〔始末記〕の文を誤讀して、〔寺社創記〕文明卒去とするは共に誤也。の歸依を

得て、天文年中〔明細帳〕に十七年と有るは卒年との誤ならんに創めたるものにて、境内地二町三反二十五步、檀中五十を

有し、古文書等有りしが如きも、今や散佚亡矣可惜。

〔寺領記〕 天正三年金森五瓦八殿より免除始ル以下皆諸寺院ト同シ

一、屋敷三反一畝二十二步 六石三斗四升七合油慶寺

一、同一反五畝九步但二石代三石六升田曾源寺分同寺

一、同二畝壹步 四斗七升同寺門前

〔寺社創記〕 禪岩 新請九條袈裟并僧開山隨身の具なり金森五瓦八長近公北島中將信雄卿土屋左馬助殿小栗備後守殿松平出羽守殿

同大和守殿同土佐守殿地寺役僱免許狀數通福井孝顯寺尖堯和尚の請より大野洞宗一派の諸役僱免許狀一通孝顯寺尖堯和尚より

曹洞一派法中へ來翰一通あり

〔免許高附帳〕 一 禪宗 御免許高九石四斗七合

蓮光寺

蓮光寺(遍照山) 天台宗 眞盛派 寺町に在り、開山は律一宗の開祖圓戒國師眞盛上人〔明應四年二月三十

日にて、長享二年八月〔明細帳〕に明應年中とあるは、示寂年と錯誤せしならん今は〔寺領記〕に據る善光寺參詣の歸途、越府に掛錫せしを、國主

下編 町村誌 大野町

五七三



朝倉孫次郎貞景、一乗谷に招請せしに、後見の慈視院光玖、更に彼上人を懇請して、二宮將監洞雲寺開基の館跡に一字を建て、敗死の將士の亡魂を弔したるを創めとす、二世良尊、三世盛尊朝倉氏の奥風上人の直弟永正九年十月三十日寂〔寺社創記〕に傳へて、一時廢頽せしを、松平直政中興せしなりと云ふ、境外地二町六畝二十七步、宅地一反八畝四步檀中十七を有す。

〔寺領記〕松平出羽守殿より地子役御免狀有此時中絶也

一、屋敷二畝六步 四斗四升 米四斗

一、來迎寺屋敷林傳右衛門殿より代々御免許狀あり

一、曹蓮寺徳正寺斷絶也

〔寺社創記〕本尊阿彌陀如來は金銅佛にして長二尺餘にして管家神作なりとぞ此佛像奇瑞あらたにして寛政元四月十七日夜ひとりの小童を食來りて當寺の本堂の傍に宿りけり誤りて火を失ひけるに時なるかな折しも颯風烈しく忽猛火となりて堂の四方に廻り早手を入るゝ所なし然るに當山現住禿尊己を捨て、火中に入り本尊をさかし求むるに遂に探り得て火中を逃げ出てけるに誤りて尊像のみくしを落し失ひけるに再び火中に入らんとすれども火烟眼を覆ひて入るに忍びず稍火鑽りて後灰燼中に御首殿然として残り給ひ尙相好光明缺減なし依て燒尊雀踊しひろひて即時假堂を設けて安置し奉るとなり蓮光寺火事什寶は不動明王立像にして尺余智證大師の作也松平出羽守殿同大和守殿同但馬守殿地子免許狀四通あり

〔免許高附帳〕天台宗 御免許八石六斗二升七合

〔寺町名寄帳〕一屋敷三反三畝十步分米六石六斗六合前七斗三升

一、屋敷二畝六步右八斗 同寺門前

最勝寺

最勝寺(田野山)眞宗 大谷派 館町に在り、當寺は明應六年(四百二十二年)前、僧專順の開基にして、春日作の阿彌陀如來を本尊とす、始め、當郡富田村田野にありしかば山號之れに因めり、後三世專賢、天正年間に、今の寺地に移れり、現今の本堂は、第十七世專學の經營にかゝり、明治八年起工同十二年竣工せるものなり。

寶物に、覺如上人の眞筆宗祖の御傳鈔「上下二幅」、蓮如上人自證繪傳一幅等あり、傳へ云、この寶物は當時の祖先某、石山合戦の折、軍功により賜りたるものなりと、境外所有地二畝十五步檀中三百許なれども、衆庶の歸依篤くて、地方信仰の中心たるを失はず、報恩講には、善男善女の詣するもの引きもさらず、

〔寺領記〕最勝寺開基專賢明應六年大野郡田野村より三代目專賢天正中引越し候

一、屋敷高御免許狀之事青木以來諸寺院如し

〔免許高附帳〕一向宗 七石八斗九升三合

妙典寺(一乗山) 日蓮宗 妙顯寺末 寺町に在り開基は、實慶院日應大徳〔寺領記〕實慶律師開基月

元年八月、境内に、三曲路、松風隄等の雅名を存し、碩儒松村九山の碑は、其右側に樹てり、當町

四日寂、法華宗寺院中、其草創最も早く、檀中約五十、境外所有地耕地二七反八畝十八步、宅地五反七

歩を算す。

松村九山の碑あり

妙典寺

境内の妙見堂は、寛政六年、西三番山内喜右衛門の寄附にかゝれり。

〔寺領記〕 一林傳右衛門一通  
一、松平出羽守殿以下諸寺院の如し

〔寺社創記〕 開基は實慶院日應大徳なり享祿元年八月四日入寂せり總門は西向にして額の一乘山は階本國寺日解上人の筆此門標壽閣と云ふ三曲路は總門より本堂に入る間にあり松風堤は三曲の中曲の左にあり池中蓮を生して華の頃には雅客來會して詩歌を詠じ樂む多寶塔は北向にして番神堂の西三丈にあり延寶六(戊午)四月八日營建す什寶は曼荼羅一軸祖師日蓮紺紙金泥妙經全部此經は古筆にして延享年中一日何者とも知らざる者同經全部當山十五馬瑞石香合一寸一分牡丹浮彫壺製壺一寸一分高き一寸琥珀壺高二寸四方妙經全部天明七年三小高松平出羽守殿同大和守殿同土佐守殿處地許狀三通あり六角の形  
〔明細帳〕 元龜中本山八世の孫日具僧正ノ徒弟實慶院日應大徳當國へ布教ノタメ巡來シ之ヲ建立ス  
〔寺町名寄〕 屋敷三反八畝廿歩 七石七斗三升三合  
〔御免許高附帳〕 御免許高七石七斗三升三合

善導寺

善導寺(光明山)淨土宗 鎮西派 寺町にあり、永祿元年〔明細帳〕には元龜元年とありの草創にして、開山は筑後國悟眞院光明山善導寺の住大譽鏡山上人なり、其際には野口にありて、微々たる一小宇に過ぎざりしが、慶長六年、松平秀康の重臣土屋正明來り領するや、篤く歸依し、寺基を現今の墓地の處に移して、堂宇を新築し、爾後隆盛の素を成せり、故に、同寺にては、今も、正明を開基とし、俗稱を知らざる雑僧も、朝夕其法號を唱へて、靈牌(寶曆三癸酉)を拜し、冥福を修し

土屋正明の墓あり

土井侯の菩提所たり

古川大尉の墓も存す



善導寺の御堂



土井利忠の墓

居ると云ふ、其墓は墓地に存す(墳墓の草堂看) 次で、寛永の初年、松平直政香華院として崇敬し、同直基更に現今の寺地に移して、大に規模を擴め、壯觀を呈せしに、天和二年土井侯入封以來、愈篤く之に歸依し、唯一の祈願所、或は菩提所と定められしものにて、同侯歴代の墳墓、別に一區劃を成して存じ、近代の英主贈從三位利忠の墓は、其區劃中の正面に儼存せり、旅順の奮戦者古川大尉の墓も亦存す、斯く、領主の香華院たりしより、非常に隆盛を極めしは、墳墓を一瞥して推察し得る所にして、現時、尙檀家三百二十八、檀徒二

千、境外所有地田五町六反二畝畑二町一畝、其他四反三畝、計九町七畝歩に上り、縁日等に詣者多きは勿論、春秋の彼岸には、近郷の男女老若盛致して集賽し、實に堺内門外人の山を形くり其雑沓名狀すべからず、俗に在郷の嫁見と稱し、殆んど參拜者を獨占するの盛觀を呈せり。

一、寛永十三年子二月日松平直基地子免許狀

一、同廿一年甲申十月十八日同成政同前

一、慶安四年隱居屋敷免許狀(廢寺の部參看)

(元祿十四年二月八日付の片紙)

一、開山者筑紫善導寺弟子圓蓮社鏡山上人繼國之序御當地令行脚幸所持之靈佛等就有之爲安置移住仕候開基已來八代繼成候

一、慶長年中土屋左馬亮殿建立被成候

(寺領記) 一土屋左馬助廟所コレアリ 菩提所アリ 一松平羽州公ヨリ三札有之 一二段貳畝拾五歩四石五斗 一回俱州公ヨリ三光寺屋敷御免許コレアリ

(免許高帳) 御免許高六石九斗貳升七合

境内御堂の南端に續きて、別に一棟あり、是れ日露戦役に戦病死せる忠士勇卒中、木郡出身者三百三十六名の忠魂堂にして、四十二年四月、當寺住職木瀬誠隨が獨立建設せしものなり、正面には善光寺如來を安置し、其壇下の櫃に遺骨を納め、左右の大幅全部誌從軍章に寫出すには、殉難者の

忠魂堂

肖像二百八十一名位牌五十名の寫眞一幅は安田豐一を表裝し、晨昏其日に戦病死せし人の菩提を弔ひ、歲時に法會を怠らざるも、遺族其他の寄施を乞はずと云ふ。

木村誠隨 日露平和破れて、滿州の野に戦塵漲り、死傷者の横出せるを耳にし、出征軍人の送迎、戦病死者の會葬、遺族の慰問に盡せざる佛敎和合會に謀りしに、位置及宗派等の問題に關して議協はず、其事成らんとして成らざるに、獨り心を痛めし誠隨は、三十八年一月、本山より派遣せられて、廢島に於けるハケの傷病者收容所に臨み、慰藉し教化する際、率く心に此堂の建設を思ひ定め、歸院後、萬障を排して之を計畫し、建設費は、一切之を自辨せしも、位置問題に故障頗出し、境内は其筋の許可、檀徒の承認の要あり、境内は朝夕の供養に便ならず、たりしかば、斷然決意、上京して在知恩院の同宗管長に哀願し、遂に初意を敢行したりしものにて、其間、寫眞の蒐集、遺族へ注意あるも、應ぜざる様等、焦心苦慮したりしは勿論、他出の時も、其法名帖を懐にして、晨昏の追弔を怠らず、途其墓を見れば、必ず墓前に於て英靈を弔ふなど、其熱烈感歎すべしとぞ。

誓念寺 眞宗 本願寺派 寺町に在り、永祿庚申三年、開基通覺、當郡下庄村中津川に創建し、後三世道順、寛文五乙巳年松平直良より寺地を受けて、現今の處へ移れり、檀中四百五十、境外地一反二畝二十九歩を有せり、

(寺領記) 御免許狀 松平但馬守

(御免許高附帳) 御免許高三石四斗四升六合

圓立寺(眞應山) 日蓮宗 本國寺末 寺町にあり、永祿、弘治の頃(寺止帳記)永祿四年の開基也、(明細帳)弘治二年丙辰七月八日圓立院光實日眞居士(寺領記)に丹立居士なる者之を創建し、長壽院日蓮大徳(寺領記)天正五年八月廿二日寂、(寺社創記)弘治三年丁巳八月廿二日寂を招

圓立寺

誓念寺

請して開山となすと傳ふ、檀中三十、境外所有耕地二町二反八畝廿五歩、宅地一反貳畝十八歩  
堂後に、「深山木」の著者岡田輔幹、内山四兄弟の季大熊潜の墓あり、松平直良の歸依淺からず  
什室文書等存ぜし事舊記に見ゆ。

〔寺社創記〕 檀上の右邊に妙玄院殿理融日想幽儀と銘せし靈拜を安じ但馬左邊に祥光院殿靈感月貞忍大姉と銘せし位牌  
を安置せり本堂の欄間十三間書院に但馬侯の寄附なり多寶塔は北向にして本堂の末の方にあり塔高一丈六尺塔内には三寶尊  
を安置す寛永八辛未七月建立せり三十番神堂東向にして塔の西にあり例年の祭禮には宗門の老若多く參詣して甚だ賑はし  
什物は小幡曼陀羅一軸日助金屏風片隻三十六歌仙の傳にして土佐某筆但馬公の恩賜に預る此片隻當國五ヶ庄大瀧三田村氏にありとぞ青木紀伊守殿北畠中將信雄輔下知狀  
松平出羽守殿下知狀六役同大和守殿同土佐守殿寺代免許黒印等略之

〔寺領記〕 青木紀伊守殿以下免狀諸寺院ノ如シ

一、外二高八斗八升北斗米二斗三合一合七夕

一、松平出羽守殿以後免狀諸寺院のごとし

一、同付高二斗七合

一、屋敷三反八畝廿歩 七石七斗三升三合

〔免許高附帳〕 一法華宗 御免許高七石壹斗壹升貳合

〔寺町名寄町〕 屋敷壹畝壹反八畝十八歩 三石七斗二升

應行寺(荻野山) 眞宗 本願寺派 鋸町に在り、天文年中朝倉家の臣、平行家の子、行觀法師、  
母の舊里古町に一草庵を結ひしが、其十二年に、今の寺號を賜ひ、天正十一年に、二番六間町

に移り、天和二年に今の寺地に移れりと云ふ、鐘樓を、正徳元年に、土井侯より寄附せられし  
縁に因り、其梵鐘を、時鐘に代用せらるゝ例なりとぞ、檀中約五十、境外所有地二反餘を有  
す。

〔寺領記〕 一、應行寺開基平泉寺飛鳥井寶光院波多野氏ノ後裔ナリ寶光院天正甲戌年爲一控打其子波多野仁兵衛尉常春打漏  
サレ土橋古町ニ身ヲヨセ一控ニ恐レアリ母ハ荻野氏名乗ハ則チ荻野道場行春ト申候

一、天正十一癸未年古町ヨリ當二番町ニ移ル

一、天和二戌年大鋸町眞嚴寺屋敷替地被仰付只今應行寺屋敷是也

一、屋敷高二石五斗七升五合立之右天正十一ヨリ元禄十四迄百十九年也

〔寺社創記〕 開基行觀法師なり此師俗性は信濃守將軍平維茂十一代の末孫荻野兵衛介行直にして父行家朝倉家に仕へて  
力戦し文龜三年四月一子助重眞重行重共ニ敦賀郡にて討死す其時兵庫介伴ひ一乗の谷を退去し母の舊里大野古町移り北邊  
潜居せり天文二癸巳年欣淨賦職して石山本願寺證如上人の徒弟となり法名行觀と賜ふ草庵を開創し荻野道場と稱す同十二年  
癸卯五月廿五日應行寺號賜ふ二代行信の父は當國平泉寺に於て飛鳥井寶光院號密萬石志比庄領す波多野氏の後裔なり天正  
二甲戌年四月十五日一控兵亂して其時一子召連れ大野へ落延當寺に身を寄せ行觀の養子なり二代繼けり天正十一年に二番六  
間町に移り同十五年丁亥二月廿二日往生行年九十六歳其後天和二壬戌年松平若狭守殿御代今の地に移る四世行圓鐘樓は本堂の  
丑寅にありて大野亥山城十七代之大主土井能登守源利房公天和三年亥五月廿五日當城に於て他界し給ひ隆興院殿前拾遺眞譽  
冷山道空大居士と稱す右御菩提の爲め正徳元辛卯九月廿五日寄附し玉ふ此ゆゑにや時鐘類燒ことに又鐘樓造營の節は當寺鐘  
を以て時鐘とし玉ふ先例なり

曹源寺(春日山) 曹洞宗 寶慶寺末 本町にあり、天正十三年〔明細帳〕には慶長六年十月、土屋左馬ノ助建立とあれども、今は元祿の〔寺領記〕に傳以慶和尙、〔寺領記〕には寶慶寺廿一世〔寺社創記〕には同廿四世とあり今の瑞祥寺の北に廬を結び隱遁せしを創めとす、慶安の頃、今の地に移り、延享の頃より、門前の町家も建ちしが如し、芹川の義景の墓も、曾て此境内に存じたり、該墓の條參看以前は曾源と書せしを、何時より曹源と書するや不詳、土屋正明以後の文書有りしも、今亡矣、境外所有地四反三畝二十歩、檀徒百餘人、

〔寺領記〕 一當屋敷高四石三斗三升三合延享十三年寅十月六日曾源寺門前始如是の願書留之  
一、門前高寄斗八升七合 是ハ公義地也但支配有天正十三年ヨリ元祿十四年迄

〔寺社創記〕 開山は以慶和尙なり此師は元ト寶慶寺廿四世の住侶ありしか職を辭して當所に移今の瑞祥寺北なり廬を結びて曹源寺と名く而寛永年中寶慶寺廿四世慶隆和尙光徳寺開山 富山第四世を繼ぎ慶安の初今の地に移住し當寺を相續す山門客殿とも北向なり本尊釋迦如來は春日作なり脇土は文珠普賢の二大士を安置せり脇檀四十一面の觀音を安置せり是聖徳太子の直作なり脇檀東に開山以慶和尙の像を安置せり庫裏は北向にして客殿の西にあり鎮守社は白山權現を勧請す什寶は土屋左馬助殿松平出羽守殿同大和守殿同土佐守殿地子諸役許狀四通あり

〔免許高附帳〕 御免許高四石三斗三升三合  
寛永十四年の文書には宗源寺とあり瑞祥寺條參看

〔寺町名寄帳〕 屋敷寄反五畝九歩  
但し曾源寺分  
三石六斗 船慶寺

附言 此附近は、舊時は、總て寺地なりしにや、今の問醫師の庭より、五輪を掘出し、今の役場の地にて、池を掘りしに、棺

桶の並べ埋めありしを認めしといふ、蓋し義景終焉の頃には、或は、大小の寺院並立せしものならん?

淨勝寺 眞宗本願寺派 東四番町にあり、天正年中、西實の創建せしところにて、現今二百二十餘の檀中、八畝壹歩の境外地を有せり。

〔寺領記〕 御免許墨印三通松平大和寺二通 土佐守一通

〔免許高附帳〕 御免許高四石七斗五升三合内二石四斗八升は先々より御免許 二石二斗七升三合は但州公より御免許

惠傳道場 同上三國傳授 寺掛所 東四番町に在り、勝授寺は、唯玄の開基にして、天正年中に、加賀國諸江より、當郡中部へ來り一字を建てしものなるが、慶長年中、三國へ移る際、本國檀徒の冀望により、支坊を設けしもの即是なり、現今、檀中約八十境外所有地宅地三畝歩

〔寺領記〕 屋敷高一石五年六升三合 立之無免許之義也

教願寺 同上 西二番に在り、天正年中、〔明細帳〕には年時不詳とあれ 賢從法師、越中磯波 梅原村より此地に來り、慶長檢地の際は、其の奉行の宿所たりしといふ、古文書存ぜしが如きも、池魚の災に一掃されしならむ、近代の名僧梅原融は、此寺の出なり、檀中三十、境外所有地約三反歩。

〔明細帳〕 に往昔、梅原村ニ在リ開基後六世シテ美濃土岐郡ニ在住シ爾後此地ニ移リ云々とあれど何に據りけむ後掲の〔寺領記〕の方實に近しと認む

光政寺

一乗後主  
廟碑を建  
てし龍地  
氏の祖

- 〔寺領記〕 一梅原追場教願寺始リハ天正中ナリ賢從法師也此人越中梅原ヨリ此地へ來ル今ニ六代
- 一、太閤秀吉公御檢地奉行ノ宿所也依之公方除地也
- 一、下屋敷今ハ上ル
- 一、松平出羽守殿ヨリ以來御免狀諸寺院如シ
- 一、小栗美作守宰相ヨリ奉狀有之
- 一、屋敷 右天正中ヨリ元祿十四年迄百三十年餘也
- 〔免許高附帳〕 御免許高八石三斗五升二合

光政寺〔寺領記〕玉岩山 日蓮宗 本能寺末、寺町にあり、天正中、本覺寺日勘法師天正十五年二月十五日寂の開基にかゝれり、〔明細帳〕に朝倉貞景建立とあるは、何に據りしにや、朝倉氏に光政あるより粗漏に速了せしにあらざるか、古文書存ぜしが如きも、今所在を知らず、現に檀中約三十、境外地四畝五歩を有せり、

- 〔寺領記〕 一玉岩山光政寺開山本覺院日勘法師天正十五年二月十五日死去且那玉巖光政也
- 一林傳右工門殿御免狀諸寺院如シ

〔寺社創記〕 光政寺は日蓮宗にして洛湯寺町本能寺に屬す開基は本覺院日勘大徳なり日勘元と本能寺の學徒なりける天正七己卯年法難に遭ひ京都を退き北陸に飛錫し越中國射水郡淺井本光寺日隆上人生産の靈地に詣て開運弘法の時を祈り而後越前に來り當郡土橋庄隆值日尙居士の宅に宿る居士俗名は朝倉義景の家士島田新四郎義兼なり元龜四年八月朝倉沒落後當居士日勘に值ひ終夜法の利益を聽聞し歡喜の餘り己が居宅地を寄進し道場となし日勘を住せしむ居士の宅地は元と慈観院日勘此に住し本覺山光政寺と號し當寺を開基す隆值居士は天正十一年九月二十六日卒去せり其末裔今にありて五番町七而後天正十五間町角隆埔某是なり、今隆值を苗氏にして龍池の字を用るは誤りなり

年二月十五日遷化せらる什物は羽州公和州公土州公寺地免許狀三通あり

- 〔寺町名寄帳〕 屋敷一反五畝三歩 三石二斗
- 〔免許高附帳〕 御免許高三石二斗

法蓮寺

法蓮寺 眞宗 大谷派 西四番町に在り、本寺の草創には、越中東蘆波町瑞泉寺と密接關係を存せり、戰國〔明細帳〕文祿の頃當國に來り、慶長十三年、當町東二番に移り、やがて今の寺地に轉じ、寛永頃の古文書も存ぜしが如し、檀中約三百、境外地八畝四歩を有す。

- 〔寺領記〕 一 法蓮寺開基淨宗慶長十三年ヨリ元祿十四年迄九十四年當代迄四代也
- 一、由緒ハ先祖宮内卿城中蘆波郡馬見村瑞泉寺ヨリ當地へ永祿年中ニ越ナリ
- 一、高二石六斗八升 屋敷同二石八升 御免地
- 一、松平出羽守殿ヨリ以後御免狀 諸寺院如シ
- 〔明細帳及ビ若越實監〕 當寺創草ハ本願寺教如法主ノ男教宗法師文祿年度剝堂ヲ創立セント欲スト雖幼年ニシテ事理ヲ辨解セザレバ越中國井波瑞泉寺宮内卿淨宗後見トシ當國矢當村ニ柳ノ道場ト稱シ創立併セテ開基トス慶長十三年戊申五月二十五日寺號公稱後チ當處東二番町へ移リ尙今西四番町へ移轉ス

大雄院(法聚山) 日蓮宗 妙顯寺末 寺町に在り、開基は、妙典寺の第五世大雄院日前大徳にして、草創の年月日は諸説一ならざれども、寛永以前の古利たるは明かなり、檀中十五六、境外地七畝十壹歩を所有せり。

〔寺領記〕 一大雄院草創者慶長四年也妙典寺隱居地也

一、松平出羽守殿ヨリ御免狀諸寺院如シ

一、外二年貢高二石二斗五升有之

〔寺社創記〕 開基は大雄院日前大徳なり此師元と身延山の徒なり元和のはしめ宗意を北陸に弘通し後當郡一乘山妙典寺に入り第五世を繼ぎけるに且家に大井小左衛門正幸といへるものありて己が宅地を寄進し日前の隱居道場とす而寛永元年霜月領主松平羽州侯地子役儀を免許し永く寺地とし玉ふ總門本堂共に東向なり門前に：：鬼子母神堂は南向にして雷神堂の西にあり什物は三葵紋大盃(但州侯より拜領す)松平羽州侯同和州侯同土州侯地許狀三通あり

〔寺町名寄帳〕 屋敷管反五畝四歩 三石四斗

〔免許高附帳〕 御免許高三石四斗

圓和寺

圓和寺 吉江山 眞宗 本願寺派 下寺町に在り、原越中礪波郡吉江郷に在りしと云ふ、其後、慶

長年中、當國に移り、土橋庄に住し、福井本覺寺末たりしが、天保の頃〔寺社創記〕に五番移住の記文政の末年本寺主の手に成り

事なきより祭するに移り、西五番に移り、明治三十二年の大火に烏有に歸せしより、同卅五年、更に現

今の地に移りしなり、檀中百五十、境外地壹反五畝を有せり。

〔寺領記〕 一圓和寺敷地春日ノ古町土橋ト云所ヨリ引越候文祿年中ニ寺號開基也

一、開基大忍坊勝知當住迄六代

一、御免狀 松平大和守殿 松平但馬守殿

右文祿元年ヨリ元祿十四年迄百十年也

〔寺社創記〕 開基：越中國板谷山井波瑞泉：四世蓮欽法師の：孫刑部輔隆快法師にして其頃同國利波郡吉江郷一字の

宗院ありて圓和寺と號せり宗は眞言にして右洞山三千坊の其一字なり隆快此寺に移住し宗を改め淨土眞宗の一寺を開創し左

來の寺號を用て圓和寺と號し瑞泉寺殿別院の所以を以て井波山と號せり時に本願寺第十一世顯如上人の御代なり天正年兵亂

のなりから大坂石山へ參り信長と力戦して則忠死せり此故に舍弟淳雅圓和寺第二世に住しける件淳雅は短命にして早世す

時に本願十二世准如上人の御代なりける上人其舍弟勝知に命じて圓和寺第三世を相續せしむ而文祿三年の春顯如上人御三回

忌に付當山第三世勝知を召して前住上人康存の日石山の戦場におゐての忠節賞するに餘りあり依りて前住の遺言なれば眞影

を寫して與ふべしとして白筆を以て顯如上人黒衣の眞影を寫し遺物として前住上人康存日平日着用し給ふ御自袈裟一衣を勝知

へ付與し玉ふ其眞影裏書曰顯如上人眞影釋准如列文祿三歲甲午三月廿八日越中國利波郡吉江郷圓和寺什物云々其後慶長年中

所以ありて當國に移り大野郡土橋庄におゐて當寺相續せり。

什物は三尊來迎早雲尊影惠信僧都筆六字名號一軸草書にして蓮如上人眞筆旗名號一軸布軸にして吉崎合戦の蓮如上人眞筆

：：晨朝袈裟一衣顯如上人隨身の具なり松平大和寺殿同土佐守殿寺地免許云々

〔免許高附帳〕 御免許高三斗

〔明細帳〕 當寺開基隆快ハ越中國利波郡井波瑞泉寺第四世蓮欽ノ孫ナリシガ同郡吉江郷ニ眞言宗圓和寺ト號スル空坊ト移住

シ轉宗シテ眞言ニ歸ス天正年間顯如上人石山籠城ノ際蓮欽戰場ニ忠死ス其後表裏分派ノ砌瑞泉寺裏方ニ歸スルヲ當寺第三世

勝知忌數思ヒ當地ニ移轉シ本願寺ニ歸屬ス

長勝寺

長勝寺 眞宗 本願寺派 寺町に在り、最初は、野向村野津又に在りしが、徳川氏の初期に此

地に移る、檀中五百を有し、其多きこと實に本町寺院の第一たり、境外所有地は八畝廿八歩。

〔寺領記〕 一長勝寺開基ハ空祖初ハ勝山北袋野津又村ニコレアリ次平泉寺村ニ移リ次ニ元和年中此地ニ來ル

一、屋敷二反三畝廿五歩 四石七斗六升六合

右元和ヨリ元祿十四年迄八十七年ナリ

〔若越寶鑑及ビ明細帳〕 當寺ハ寶徳年間開基西順ノ創立素ト同氏ハ近江源氏佐々木高綱ノ後裔佐々木長勝ナリ故ニ寺號ヲ長勝寺ト號ス始メ當郡勝山郷野津又村ニ於テ一字ヲ創立ス後五世ノ住正順當國前大守松平出羽守殿ヨリ現敷地ヲ領收シテ同寺町ヘ移ル

〔寺町名寄帳〕 屋敷二反三畝廿五歩分 米四石七斗六升六合

〔御免許高附帳〕 御免許高四石七斗六升六合

明源寺

明源寺 眞宗 大谷派 西四番にあり、徳川氏初期の創建にかゝり、現今七十の檀中三畝十歩の地を有す。

〔寺領記〕 一檜木通場妙源寺開基紹元和年中ヨリ元祿十四年迄九十年斗 一開山ノ御骨アリ

一、屋敷高一石五斗、松平和州公代々御免狀有之

〔明細帳〕 當寺開基正信ハ越中國圓山村梅原産文祿二年教如法主ノ弟子トナリ慶長十年迄隨行紀州豊ノ森ニテ袂別當地ニ來リテ慶長十一年當寺ヲ創立ス

〔免許高附帳〕 一石五斗内一石は先々御免許 五斗は但馬守様ヨリ

圓徳寺

圓徳寺(龍江山) 同上 春日町に在り、徳川氏初期の頃の草創にかゝり、現今檀中四十を有す。

す。

〔寺領記〕 一興五郎道場圓徳寺開基道順也元和年中也元祿十四年迄八十年也古町ヨリ來ル

一、屋敷高一石五斗二升七合 年貢立之

〔寺社創記〕 開基は祐嘉法師にして慶長十七年三月開創せり則歴代經つゝ文政五年三月六日類焼して後基を今地に移す舊地は二番下町石灯壇上ル東村今民家となる什物は紺紙金泥九字名號祖師眞筆 元ト最勝寺什物寛 永年中當寺奉納 輪 神書六字名號一幅蓮如上人の眞

〔明細帳〕 當郡平泉寺村天台宗平泉寺ニテ祐嘉本願寺教如法主當國へ遷下ノ際該宗旨ヲ歸依シ天正年間本派へ改宗當處東二番町へ當圓徳寺ヲ創立シ連絡維持然ル處九世ノ住職祐賢代文政五戊午年三月中近傍ヨリ出火シ爲メニ類焼シ同年八月中今春日町へ利移ス

本傳寺

本傳寺 同上 東三番町に在り、其草創は徳川氏の初期に屬す、現今檀中六十許。

〔寺領記〕 一若生子村道場本傳寺開基正圓也寛永二年ヨリ元祿十四年迄七十八年

一、屋敷高八斗二升七合 御年貢立之

〔明細帳〕 三河國野寺本證寺九世ノ孫性圓當國ニ門徒數多有之ニ付此地ニ來テ一寺ヲ創立ス年月不詳其始メハ當郡下若生子村ニ存住ス

徳巖寺

徳巖寺(月桂山) 曹洞宗 寶慶寺末 横町に在り、開山は徳巖慶隆和尚寶慶寺二十四世、寛文二壬寅九月十三日示寂、木本光徳寺の開山、なり、寛永の初年、松平直良の木本に入封するや、請ふて曹源寺に居らしむ、偶小島清資 柳屋



の祖先、月桂清雲居士、片桐の家士なりしが、慶元の頃、故あり此地に營居し、延寶二年七月十八日卒去、禪刹を建設し、明和八年卯、百圓忌勤修の時、隆昌院と諡す、數代の後喜兵衛の時、商估となり、最勝寺の檀徒となれり。禪刹を建設して、和尚を請じ居らしむ、〔寺領記〕には寛永十五寅年開基、〔明細帳〕には明曆年度當年建之、爾來二十四代、檀中三十五、寺領壹町九反壹畝歩を有せり。

〔寺領記〕 一開基檀那月桂清雲居士小島清左衛門也  
一、高一石三斗餘但州公ヨリ御免除也

〔寺社創記〕 慶隆和尚は道徳盛なる知識にして其昔康存の日龜山城門の邊りに歴年の横大樹ありて枝葉繁茂せり爾るにい津地よりか梢を垂れて今や枯に及ぶ松平但馬守侯深く惜み玉ひ慶隆和尚を請して師は道力高し爲我此樹をして復生せしめ玉へと慶隆其言に隨ひ樹の本に至り音を發して轉語を下すに奇なるかな妙なるかな枯樹再び枝葉さかへたり但州侯大に喜び玉ひ彼木を異名して慶隆樹と號す、僧堂の北に古石塔ありて高さ七尺五寸銘曰古墳聚骨等萬治二年二月六日云云此塔は元長壽院什物は雲谷茂安三幅對賢左右は十六羅漢なり  
但馬守殿寺地免許一通あり  
〔免許高附帳〕一石二斗九升四合 是は但馬守棟御代御免許

長興寺  
中村岱佐の墓あり

長興寺(増隆山) 臨濟宗 妙心寺末 寺町に在り、領主松平直良、實母長興院通應妙圓大姉菩提の爲め創建、〔明細帳〕寛文二年檀中二十五斗、境外地は田二町五反三畝八歩、畑四反九畝廿八歩、其他四畝廿四歩、合計三町八畝を有す。中村岱佐の墓は堂後に在り

〔寺領記〕 増隆山長興寺ハ承應四年ノ開基也開山ハ澤堂元眞看主ナリ徳海威首座禹門宗跳和尚住也

- 一、開基檀那 長興院通應妙圓大姉小泉清右衛門ノ息女ナリ
- 一、松平但州公屋敷高一石三斗 御寄進狀一札
- 一、持高八斗二升年貢有之
- 一、元祿十四年ニ妙心寺直末寺ニナル

〔寺社創記〕 開山は乾蓮宗兩和尚なり此師は濃州の産にして伊自真東光寺に第五世の主席に董しける福井侯師をして濃州より請じ福井東光寺に住せしむ此に澤道元眞沙彌といへるありて師の徒弟なり福井立年件沙彌衣鉢を荷ひて當所に来り宇を結産也びて終禪す一日元眞市中に出て、托鉢するに城主(但州公)の廟所に詣し玉ふにあへども見むかずして鉢を市中に乞ふよりて従者來りて不敬を叱れり然れども沙彌願諾せず鉢を乞ふもとの如し領主駕中より見て異僧也と思ひ聊誦想を生して歸城後沙彌を殿に招き寺地を付屬し此僧をして慈母長興院殿妙圓大姉の冥福をいとなましめんとす時に寛文元年辛丑の秋なり沙彌我がことき朽骨なんぞ命に應ぜんやとて衣を揮て城内を立ち去終大野退き福井東光寺乾蓋和尚の元に歸り其ことを師に申せしに師侯恩の糸として既弟子徳海威首座に古金襴の九條袈裟を付屬し傳法信仰して大野に遣はし當山第二世に董せしむ開基は長興院殿通應妙圓大姉なり但馬侯の明曆二年丙申七月九日の卒去なり城主は但馬侯廟所は長壽院なり但州侯幡州明石へ轉國のとき共に彼地へ移る

什物は法華經全部紺紙金泥出山釋迦一幅半身清信筆阿彌陀如來立像二尺五寸にして慈覺大師の御作なり九條袈裟より受て隨身なり松平但馬守殿寺地寄附朱印一通あり

〔免許高附帳〕 一石三斗  
〔越前史略〕 (慶長十四年)五月五日秀康公の側室津田氏卒す氏の父は左衛門信正三權に居り直真公を生み長壽院と號す

托縁寺

托縁寺(東階山) 眞宗 大谷派 五番町に在り、平泉寺中の一坊なりしが、萬治二年、現今の

下編 町村誌 大野町

寺基を定めしが如し、檀中五十許。

〔寺領地〕 一新五瓦道場詮縁寺開基正重萬治二年初ル

一先祖ハ平泉寺池ノ尾正重坊也一撥ノ爲ニ被拂當地來ル右萬治二年ヨリ元祿十四年迄

〔寺社創記〕 開基は池の坊と名て元と當郡勝山郡靈應山平泉寺の徒なり文明年中本願寺中興蓮如上人に歸依し宗を改めて

淨土宗に歸し上人の徒弟となる當山の開基是なり舊地今平泉寺竹内 道場南邊にあり 中興は正重法師なり九歳にして基を當所土橋庄に移して

相續し延寶八年九月二十日遷化せり什物は立像の阿彌陀如來長三寸にして惠信の作平泉寺より將來なり

〔明細帳〕 開基正重ハ素ト當郡平泉寺村天台宗剎堂ナリ天正年間兵亂ノ砌焼亡故ニ改テ眞宗派トナリ第四世敬重萬治年間該

地ヨリ當大野町五番へ移轉ス

奥野庵

奥野庵 時宗 比丘尼町に在り、初め奥寮と稱し、惠光寺に屬せし故にや、〔寺領記〕に見えず、

開基不詳、〔寺社創記〕に據れば、什物には、眞教上人筆の名號、松平昆弟三侯の免許狀ありし

といふ、文化五戊辰年より遊行の直參となりしなり。

〔免許高附帳〕 一石三斗一升三合

文化五戊辰年十二月十六日京都七條道場金光寺より御奉行へ文通にて藤澤遊行寺直參に右奥寮并世話人願出直參に相成候由申來但奥寮より以來直參に相成候由申來候

吉祥院

吉祥院 眞言宗 醍醐寺末 龜山に在り、由緒不詳、本尊不動尊にして、原寺町に在りしが、

明治三十六年、現今の地に移り一字を建つ、信徒二百五十人ありといふ。

等覺院

等覺院 同上 龜山に在り、由緒不詳、本尊は不動尊、平泉寺の一坊明覺の開基を傳ふ、原寺町に在り、三十五年、現今の地に移りしも、一小庵のその面影を止むるに過ぎず。

願成寺 眞言宗 高野山 寶龜院末 寺町にあり、鎮守社たる河瀧神を以て通稱せらる、明曆

三年日祐法印寛文四年三月廿一日寂の草創にかゝり、藥師院と號し、後見松院と改む、什物として信雄？免

許狀ありしが如し、〔明細帳〕境外所有地耕地六畝十七歩。

〔免許高附帳〕 八斗八升七合

其他廢頽せし寺院の、記錄に散見するものを擧ぐれば、

西方寺曹洞宗 崇聖寺曹洞宗 (洞雲寺條下參看)

來迎寺天台宗 〔寺社創記〕天台律宗にして坂本四教寺に屬す舊地は光政寺南遺瀧川の北にありて今民屋とならべり 松平出羽侯同大和侯同土佐

侯地子免許黒印三通蓮光寺にあり

〔寺町名寄帳〕 屋敷九畝廿四歩 一石九斗六升

下編 町村誌 大野町

廢頽せし寺院

青蓮寺天台 舊地は、蓮光寺北、専西寺舊藪の南にあり。

〔寺領記〕 断絶なり

三光寺浄土 善導寺の隠居地なりしが如し。

〔寺社創記〕 但州公より三光寺屋敷の免許状有り

〔善導寺文書〕 善導寺は隱居屋敷寺内地子諸役等免許之處相違有間敷候也仍如件 慶安四年辛卯十二月三日松平但馬守成

政黒印

〔寺町名寄帳〕 一反二畝四歩二石四斗二升七合有六斗四合六勺共有

本妙坊日蓮 〔寺領記〕本妙坊屋敷圓立寺支配

〔寺町名寄帳〕 屋敷四畝十九步九斗二升六合

屋敷一畝一步 右二斗五升 地子有り

龍泉寺眞言宗高野山 〔明細帳〕明治廿八年八月十七日焼失。

〔寺社創記〕 眞言宗にして高野山小曾原谷龍光院に屬して賢照房と號す開基は聖算和尚なり文祿年中當寺を草創し慶長五

年六月廿一日遷化せり總門本堂共東向なり本尊阿彌陀如来は立像にして端嚴超世無倫なり脇檀北に不動明王南に弘法大師を安置せり鎮守八幡宮を勧請せり此八幡宮は和泉庄八幡川の邊に鎮座ありて中荒井村の氏神なり然るに天正年中大水の爲て神慮をおもひ土人にたとり神像を望む土人諾して神像及び神田を興ふ聖算此社頭の邊を過ることあり此破損を見四年なり其後弓矢神たるを以て代々の領主湯仰して祈願所と定む神田は寺町下荒井毘沙門堂の南にあり往古の神事の旅所なり 什物は松平出羽守殿同大和守殿同土佐守殿寺地許狀三通あり當寺其形のみにて大寶寺より支配せり

〔寺町名寄帳〕 屋敷一反一畝八歩二石二斗五升三合 賢勝坊 同四畝十三歩八斗八升龍泉寺

〔免許高附帳〕 八幡宮眞言宗御免許高二石九升三合

徳健ならむ正寺眞言 〔寺領記〕徳健ならむ正寺断絶也

〔寺社創記〕 舊地は今の曹源寺の後にありて古六坊の其一なり

〔寺町名寄帳〕 屋敷七畝十一歩一石四斗七升三合

持善院、〔寺社創記〕 舊地圖立寺 北境にあり 寺地許狀三通あり。榮久山丹生寺、現今の山王詞の北に在りし

ものにて、其別當としては、松平直良の制札、免許狀、社領寄進狀等をも有せしが、明治維

新、神佛分離の際廢頽に歸し、其境内に在りし地藏の靈像を、善導寺境内に移したり。

〔寺社創記〕 榮久山丹生寺は眞言宗にして高野山蓮算院善丹生院に屬して長樂院と號し又は以鳥の坊と號せり開基は寛文

四年庚辰十二月六日入寂

〔免許高附帳〕 山王眞言宗御免許高二石四斗三升

光福寺眞言高野山、早く廢寺となり居りしを、明治の初、形ばかりの物を寺町に再興し、四十二年

四月福井市東上町に移轉せり。

〔寺社創記〕 廢寺靈寶山光福寺は眞言宗にして高野山龍光院に屬し元とは泉光坊と號し後に千藏院と改む開基は慶祐僧都

にして元和十年三月廿一日開創せり本尊は十一面觀世音菩薩立像にて古作なり什物は弘法大師一體勝軍地藏一體愛宕權現 松平出羽守和州公土州公寺地免許狀三通 断絶後大寶 寺に預り

下編 町村誌 大野町

威徳院、「寺社創記」廢寺威徳院、寛永元年霜月、羽州公<sup>六役</sup>連印和州公寺地許狀三通あり。  
寛永三年の「寺町名寄」に見えて、現存せざるもの左の諸寺あり。

專西寺屋敷二反三畝十歩

古二石 四石六斗六升七合

圓教坊同 三畝十五歩

古一斗三升 七斗

學圓坊同 五畝五歩

古五斗四合七勺 一石二升三合

北壽坊同 四畝三歩

古二斗一升四勺 八斗二升

圓誠坊同 七畝廿歩

一石五斗七升三合

明經坊同 一畝十一歩

一石四斗七升三合

光明寺同 一反一畝十七歩

古昔正善町有之 二石三斗六升三合

人物

人物 當町にて、第一に推さざるを得ざる柳涯公<sup>贈從三位利忠</sup>及び内山兄弟<sup>共に贈正五位</sup>は最近代に屬し、世人の熟知する所なるが、「越前名蹟考」に其名を載せし刀工高橋吉重、大野義重<sup>遺徳詳傳の如き、假面の名工吉成、是閑の如き、「人名辭書」に見ゆる長章父子、丸山の如き、記すべき人の多きに苦しまむとす、今先づ其著名ある人士の小傳をものせむ。</sup>

中村矩倫

中村矩倫 大野藩の良大夫なり、柳酒祠畔の碑に曰く、

中村大夫墓誌銘

内山良隆

君諱矩倫。稱重助。中村某氏。六世之祖曰道德君。始仕本藩。世爲大夫。累著功勞。君則其族。道雅君之長子也。時宗家矩辰君無子。年甫十五。入爲其嗣。矩辰君卒。襲祿六百石。文政六年爲下大夫。天保十一年、擢上大夫。弘化二年乙巳七月十三日以疾卒。享年四十九。葬于城東軸慶寺。君配則矩辰君之長女。生四女。其三已適人。以其季女妻同藩平岡氏之次子矩誠君以爲嗣。君少好武。學兵法。究其蘊奧。最善銃術。旁好儒學。性忠誠恭儉。而遇事能斷。毅然有不可犯之色。其在職嚴絕私謁。清白自期。先是公家乏費用。府庫頗耗。政綱廢弛。今公時深患之。天保十三年寅發令改紀庶政、躬行節儉。而專委之君。於是君務調除煩冗。修文尙武。明賞罰以勸勤怠。行令三年。國用豐饒。政綱復張。成功之速。雖由公之英斷。君獻替輔弼之勞。蓋不爲少矣。惜天不假年。其才有所未盡也。君病既篤。猶口不絕公家之事。至有俾旁人感泣者。古人云。斃而後已。若君者其可不謂之精忠哉。及卒闔藩士民。莫不愛惜思慕公最痛惜焉。特賜黃金若干兩。使嗣子矩誠修墳墓。以慰忠魂於地下。其寵遇之渥。無以比焉。矩誠君哀慟以語之。請良方銘其墓。良方既辱君知。不敢以不文辭。乃叙其事。係之以銘。銘

曰。

忠誠幹事。一心奉公。半途而逝。績偉寵隆。玆石有泐。令聞無窮。

内山良隆

内山良隆 峻岳めぐり、激湍奔り、土地僻に、交通便ならざる盆大の大野城下に、學は夙に漢洋を兼ね、識は、遠く百年の後を洞見し、開拓に、造船に、歐米を驚歎せしめ、全國をして瞠

同家秘蔵の木炭畫額



内山隆佐小照

予は此偉大なる俊傑の爲めに悲むのみならず、我帝國の爲めに、之を憾むこと切なり。

若せしめし、烟眼短軀の内山隆佐其人を出せしは、一大奇蹟にあらずして何ぞ、此人ありて、此藩著はれ、此人逝いて北邊鷲旗の跳梁に委かす。予は其業半ばにして、天其命を奪ひ、其人物に比して、其藩の餘りに小なりしを痛惜せざるを得ず、此人をして有数の雄藩を負ひて、維新の舞臺に立たしめむか、東亞天地の狀勢は、更に觀るべきものありしを疑はず、

大野藩の中士に、内山良倫なる者あり、和漢の學に通じ、其什傳はる者なきにあらず(牛ヶ原城址の項參照)

春日陪

君公狂駕千田大夫宅應命賦春宵分韵

郊外風光好、曳節步綠丘、黃鸝啼參木、碧草秀池頭、酌酒忘塵事、吟詩絕俗遊、探奇興未盡、東嶺月輪浮。

ふくかぜも心して吹け花さかりまた見ぬ人の恨こそせめ

早川氏を娶りて四子を生む、皆俊髦の聞えありて、後年聲名を馳す、就中其第二子良隆最も名あり、隆佐は良隆の通稱なり、長は重ぜられ、少は愛せられ、中は厄介視せらるゝは家庭の常なれば、良隆の少時亦然りしが如し、其間に夙成、天保の季年に書せし蘭字の如き、其巧妙實に驚くべし、良隆常に曰く、予の學は、團扇の洒掃より成れりと。以て、刻苦奮勵の一端を卜すべし、佐久間象山と相許して、其の交誼尋常ならざりしは、幽囚中、猶且啓一郎と假稱して天下の形勢を細論し、鬱勃の氣を漏せし、蠅頭の文字丈餘の長簡と、口占成る毎に寄せしもの其の家に現存するにても徴する事を得、其小傳は、柳廼社畔の碑文、最も信憑するに足る。

貫齋内山先生碑。

先生姓内山。諱良隆。字子正。號貫齋。俗稱隆佐。父曰良倫。而實爲良休弟。敏達不群。年十三。能誦詩屬文。弱冠出遊浪華。學醫松田元桂。居期年。粗究其方。會有藩命赴江戸。從

宮田某講翰鈴旁師朝川善庵。竊修經世之學。於是業大進。而凌雲之氣。一朝爲聲色所誤。空乏歸家。實天保八年丁酉九月也。爾來痛自懲艾。愈窮益堅。特以育英爲藥。而有爲之士。往々出其門。抑先生之於學。博覽和漢之書史。該通泰西之事情。故其所教不偏于一。與世之俗學陋儒大異其趣矣。十三年冬爲匠正。賜邸清水町、弘化二年補郡吏。三年正月遷學館教授兼幹事。嘉永四年二月。爲西瀉邑令。赴該地管海防事務。翌年八月擢爲監察。董督一藩。蓋憲章先君識先生非凡。故不次超拔。將以有所大用也。同五年祇役江戶修刺佐久間象山之門。親受三兵之要旨。癸巳六月先是吾藩新購迦農忽微各一礮。試放事畢。僅間一日。米利堅使艦來入品海。府下騷然。事將不測。而諸藩多患兵器不完。獨吾藩警備頓整。先生與有力焉。七月新賜祿百石。總理軍務。先生銳意圖富強。首廢弓槍迂器專用步砲活法。大變兵制。加之延劍客聘洋學師。學術並張。以振作士氣。於是四方有志之徒。無貴賤咸執謁其門。先生名可謂彰矣。安政三年春。累進參政時幕府下蝦夷開拓之令。因直上請。三月航夷地檢其實況封上意見。而不允。六月歸江戶。此頃吾藩有巨舶造製之舉。命先生董其事。而工匠之惰。費用之夥。大苦心志。然耐忍不屈。克竣厥切。即大野丸是。先生之業可謂偉矣。六年三月再航函館。爾後東西奔走無虛日。故其述懷詩曰。製船演礮幾酸辛。報國微忠未得伸。東走西奔飄蕩裡。今年偶值故山春。其勤勞可想也。文久二年正月。加祿五十名。三年四月爲執政。職俸三百石。此藩臣之極。人以爲榮。先生固辭弗處。晚年補利恒公。從將軍之入朝。既而罹疾。以元治元年六月二十三日終于家。行年五十有二。葬於宗家之先塋洞雲寺。男慎太郎襲家。四女皆適人。嗚呼身起下士。位極上卿。彰々之名。赫々之業。其誰不欽仰。雖是其才德非凡之所致。抑亦憲章先君之殊遇之由。古人云。有斯君。而有斯臣。誰謂君臣際會難耶。余幼從先生。雖東西奔命之日。未曾離左右。今也追想當日薰陶之恩。恐遺行之或逸。不敢自揣。叙其梗概。云爾。

明治十一年六月二十三日

弟子 吉田 拙藏 謹撰

大野藩の名主利忠、字は隆卿、而して、隆佐能く藩主を佐く、偶然乎天意乎、其名、其實に負かざる如斯は少し、歿後明治八年、良隆の心血を瀝さし樺太は、遂に露國の領有に歸し、地圖を見るに羞ぢたりしが、明治三十七八年の戦役の結果、復た我版圖に屬せり、良隆當年の志、始めて報いたると謂ふべし。越えて五年、明治四十二年の秋、鶴駕北陸を巡啓せらる、即ち兄良休と共に特に正五位を追贈せらる、實に良隆の死を去る四十五年。

〔日本及日本人所〕當時の俊傑にして隆佐を識る者は獨り木戸準一郎(孝允)許りてはない、諸侯には春嶽松平慶永と松平確

載大野八駿傳 堂があつた。幕臣には勝安房、堀織部正は勿論、岩瀬修理、新藤鉛藏などがあつた。其他藩士や處士の間には、象山佐久間

修理、桂小五郎（木戸孝允）を始めとして、吉田寅次郎（松陰）、小楠横井平四郎。渡邊昇、五代才助、神田孝平、緒方洪庵、中根雪江、永井雅樂などがあつた。……而して永井が中山大納言に意見書を差出したのは、文久二年の五月頃と思はれるが、起稿したのはその前の年の十二月と想はる。そして其腹本を親友中の親友に配つたものと見えて、同じ年の同じ月に早くも隆佐の眼に映つて居る。隆佐は之れに對して何んな意見を持つたかといへば、此策頗る予と臭味を同じくす舊國一首を其後に録す蓋し今を距る十四年前の作なりと。

攻守從來是れ一籌。何爲れぞ管見邊隙を守る。若し守禦の攻戦にあるを和らば。兵勢須く威すべし五大洲。

辛酉十二月

内山 隆 佐

と腹本に記してある。此詩の轉結の二句は意見書の中に假令領國の儀を出張仕り候とも、守るものは攻むるの勢之ありてこそ能く守り候譯に候へば、領國仕候とも攻むる勢は決き難く候。徒に海岸嶮岨を頼み領國仕り候ては領國萬々覺束なく候。然れば當時に於て、攻取の勢を張り候儀第一の急務と奉存候。

仰ぎ願くば神祖の思召を繼がせ玉へ、領國の淑慮思召替へられ、鼻威海外に振ひ、五大洲の貢悉く鼻國に捧げ來らざれば許（救）されずとの御國定、一旦立させ候はば、禍を轉じて、福となすべきかと存じ奉候。

とある一節と能く符合して居る、十四年前にかくの如き意見を抱きて居たとすれば、隆佐は永井以上の卓見家とも云へる譯だ。

嗚呼隆佐は不幸にして小藩に生れた故に渠は其身に應じた仕事に全力を傾けて、人生の本分を完ふしたのである、讀者よ若し疑あらば請ふ次の詩篇に實せ。

越前國大野藩。藩中士あり門を席となす。門を掩ひ戸を閉じて世と交らず。世を避けてトし得たり數弓の圍。園中自ら我ゆ千壘の薊。朝に擣り夕に培ひ、年々繁し。昨日の夕一花披く。今日の朝一花披く。唯愁ふ今日此の如く好きも。一朝霜雪

玉委に摧かんことを。昨日の花は今日に到つて老い。今日の花は明日に到つて萎まむ。天地の間萬の造物、何物か從來盛衰を免れん。君見ずや堯、舜、禹、湯、文武周公孔子。聖人賢人同じく一度は死す。初めて識る人間は雲の浮べるが如きか。功名富貴何ぞ持むる足らむ。如かず早く功名の間を離れて。悠々長く遊ばん醉郷の裡。（賞菊篇）

友情、其豪放、其大志、其細心、其忠節等に關する逸話（（釋本經卷））の錄すべきもの少からざるも今は、其（傳）、及び（越前人物志）に載せざる遺篇と、其他兩三を收むるに止めむ。

告志篇跋言

非言之難、所以行之者實難矣。此書也水戸公之所手著、其言可以瘦子奢侈之弊、要在行之何如耳、庶幾擴充而施之於天下焉夫水戸公宗室之重、三位之貴、以實然之心、行定然政、則四海雖大、豈於矯子弊也、何難之有、予也草茅之臣、猶延頸而待之也切矣、因不厭勞、寫其書也、志將以供於君公之机案耳、或曰、水戸公之言、或失于嚴酷乎、予曰、不然、此所謂熱甚則用大承氣湯之時也、水戸公豈嚴酷乎哉、時弊之急也云爾。

天保五甲午季夏

内山 頁 方 誌

明倫館記

治國家之要在節儉與明倫唐堯之爲天子土階三等茅茨不剪亦儉也舜慎徽五典五典克從明人倫也我君公用心於治道之久大有感焉欲建學館示節儉明人倫使士大夫國人有所矜式去歲命有司議焉越今年四月學館始成公自扁以明倫二字屋不瓦甍不壓無毫有影鏗丹漆之飾是以人力資財之費大者而工忽成或則嘲大夫士紳之子弟譁習誦讀于此其所習讀者皆孝悌忠順之教揖讓進退之禮也館之不莊嚴者所以示儉也教以孝悌所以明人倫也世或有講館之狹隘者此習俗務外之見而非知聖學之真者也恭惟 天照皇者鼻統之始祖而爲日本祠廟之冠尙尊以茅茨亦示儉也唐堯既如彼我如 天照皇又如是儉之爲美德可以觀也已瑣其藪境其門亡國之迹豈足以

下編 町村誌 大野町

爲法哉今大野曠地雖偏陋有山林焉有川澤焉豈乏松柏之材絲漆生焉銀銅出焉豈乏斤兩之金不乏材與金而不爲觀美者公之所最深用於心也豈俗士所知也哉夫斯館一建而節儉之風既足以爲國人儀表也矣唯明倫之教善風厚俗之大業豈一朝一夕所能及哉詩曰靡不有始鮮克有終要在克終何如耳嗚呼公既建此館倡此于始卿大夫士宜和之教授之臣宜繼之子弟宜服膺之果爾則十數年之厥化必將漸及子弟國人蓋在子弟則道德成立可以任用在國人則婚喪飲食皆中禮節郊而農夫讓畔里而頑白不負戴無所之而不有其効於是乎公深意之所存與此館之所以扁明倫者始可知而已。

朝川翁肖像贊

不投時好而變其實不臣王公而屈此膝志在濟世學主經術眼光爛々德氣安々能使腐儒神沮膽寒。

颶風新話跋

凡事有昔時有用而今日屬無用者矣有今日無用而後來屬有用者矣溯前十數年演洋砲講洋學之人世視以爲無用或至嗤笑而不致齒焉近時迄邊塞有警幕府招之諸侯爭聘之世視爲無用者悉皆爲有用矣大丈夫在世苟志中經世者時勢之轉移不可不洞觀也伊藤君所譯颶風新話人視爲無用君固不欲梓傳焉余謂曰吾頃日觀品海之濶二桅三樞其形似洋船者參差于雲表非復昔日之品海也船既成矣航海之術豈可不講哉然則今日人視爲無用者後來有用亦未可知也猶洋砲洋學曾屬無用而今日爲有用豈可顧人之嗤笑而措之哉藩醫土田龍澤在坐撫掌曰善刊費吾講辨之伊藤君亦不敢拒焉及其授制嗣氏諸余一言杉田成制緒方公裁既序之余又何言因書前言于其後以返之安政四年丁巳五月望 大野 內山隆佐誌印

贊言(安政五年颶風(臺)に致し) (て其素志を明せし物)

乍序奉申上候 抑奧地開拓の見込を立候而私愚存には日本地可失も夷地は不可失奥地尤も不可失と申議論を發し候人皆不服類に嘲笑を請候得共今日猶其説を主張仕り動き不申候其譯は日本地は膏腴富饒なり萬歳の後萬一外夷の爲に掠取せらるるとも素より利ある土地殊に祖先墳墓の地豪傑の士義を稱へ候時は一呼して萬人進み興復の期必定可有御坐夷地奥地は今日望に

任せ勝手に御割渡可被下との事に御座候ても勸め兼ね候人氣萬々一外國に割取せられ夫々堡壘等相構候時は今日既に難助とする土地へ豈砲玉か浸して進取するものあらんや、就ては今日片時も早く人種を移住せしめ度其内奥地は大切にて一步進めば一步の勢を生じ一步退けば一步の畏縮を生じ人心の振ふと不振とは其間不容髮と申場合にて殊に此夷地奥地は皇邦より見れば齒の唇あるが如く又人體の衣裳を着るが如く無用にて其實有用なる事申迄も無之抑西洋各國にて千萬里の外無人の地を拓き交易を弘め諸港に商館を建て候義は唯利を求め土地を貪る計りにも無御坐矢張齒の唇あるが如く、外に藩籬を不設時は本國を安穩に保存すること難相成故手数ながらも入費を不厭遠地へ航海等申付又は軍艦を出候杯種々工夫を盡し人を安逸に馴れしめず士氣を憤發せしめて國に永存を計る事歟と奉存候右等の意味合を勘考仕り奥地開拓は則ち皇國を保存する一大樞要なること見込同志の者共申談夫々鼓舞作興仕り候義に御座候、其故唯豪農(松川)富商(伊達橋原)の餘財を以て猶其贏利を求め人爲に漁場を切開き候とは其趣向自ら雲泥の違御座候得共不識者は其所差稍相似たるを以て動もすれば嘲笑誹謗仕候者も不少候成程常人の常情より見れば主人始め私共連も今日の苦心を以て一家一身の安逸を計り候時は敢て世人の評を請候事も無御座日夜痛心も少く安心なる事に御座候へ共當節  
皇國未曾有の一大御變革の御時節柄何卒寸毫たりとも國家萬世の御爲筋に相成度と存込候素志より存付候義にて唯成否は天下に任せ持む處は銘々の誠意實心を以て其志を成し行ひ度と申見込より外無他事義に御座候此一條尤も贊言に御座候得共素志基本故序を以て讀覽覽候御一覽御届け可被成下候以上

春 雨

一陣輕風吹雨過、幽人生計事吟哦、管心唯是庭梅樹、呼僕試尋花落處。

北 廓 竹 枝

睡起開窗雪盈欄、曉容慙教歸思寬、纖手時穿爐底火、更溫時酒護朝寒。

下編 町村誌 大野町



春日郊行

山徑駐筇石作菌、櫻桃杏李惱騷人、風光似把生書閱、一步還從一步新。  
溫泉客中作。加州山中

吟行自一出鄉關、暮々朝々望越山、誰識旅窗連夜夢、唯看婢女別時顏。  
暖馮濛々翠短椽、思鄉默坐日如年、空探旅篋吟詩賦、不羨隣棧弄管絃、  
棋局消閑連夜雨、茶窗驅眠一爐烟、大洋方識風波惡、晚酌曾無婢勸釀、  
讀本田氏豐德策

初讀豐德策四編、距今六十六年前、當時豈計英雄眼、憂世洞觀早著鞭、  
讓世紛々若聚蚊、一非一是不堪聞、即今心事與誰語、臭味相同獨有君、  
製船穿鑿拓硝田、蝦地墾開策宜亦、君意吾心都暗合、靈魂幸便事功全、

文久二壬戌七月既望雲晴月明不堪感舊之情賦二絕聊慰旅况以寄二子(早文雄吉子明)

秋意清涼夜色開、思人客舍望雲端、管心最是今宵月、各地五年五處看、  
欲爲公家報寸丹、朝昏蠶業須加餐、不知明歲今宵月、離合三人何處看、

文久三年余齡及知命賦小絕一首以爲癸亥略歷

觀通六合察時機、客舍新正尙未歸、半百猶々眞一夢、初知四十九年非、

〔蝦夷日誌〕(安政三年)五月三日晴晝飯早中付山越内ヨリ一里餘北迄罷越開墾場見分七ツ時引取歸路小雨降 夫ヨリ海陸  
一統無事着候ニ付御酒被下候旨相違一統打寄相祝〇四日晴……オシヤマンベヨリ「アブタ」領境目「シツキ」迄見分……今日  
「ユウラップ」泊……〇五日晴……黒岩番屋ニテ費支度……「オシヤマンベ」ニ至ル……〇七日晴……山越内へ七ツ時前歸〇十

四日晴朝五ツ時半山越内寓出立……〔日誌〕(安政四年)五月二十四日福井藩ヨリセキスタント返ル。函館ヨリ書翰來ル二十九  
日大風雨奉勤有來ル。颶風新話校合摺ニカ、ル。夕七ツ八分土用ニ入ル。〇二十一日晴颶風新話出來土田中村侍ト伴ヒ梅川  
樓ニ遊ブ〇七月三日雨天ニ付辰ノ刻ヨリ船造場へ服部氏ト同行見分罷越今日庄八同道船造場殘置吉田拙チシテ英語引代二十  
五圓木村氏(名は軍太郎現木村獸醫監の父足立軍監監を養成せし人)へ遣ス堀田侯ノ臣也

折にふれて

九にからばちかひこそすれ天の下に神のむすばぬ民草やある

紅葉の散るを見て

世の中にあかきころをあらばしてうらやましくも散る紅葉哉

〔明治沿革史〕(大意) 據八駿傳 明治元年の三月二十五日に 天皇陛下には議事所にお出御になり蝦夷地開拓の事に御下問になつた其  
席に列つた議員は副總裁岩倉具視を始め議定參與其他在京中の公卿諸侯 爵士の面々であつた 議案は箱館に裁判所を置く事  
(今云ふ裁判所とは違ふ總督府の事だ)同所の總督副總督を選舉する事蝦夷地の名を改め南北二道を立てる事の三ヶ條で  
あつた第一と第二は別に異議も無く第三は一道十ヶ國と改まつた更に一步を進めて總督には何人を選舉すべきかと云ふ一段  
に至つて議論は幾派にも分れた次に選舉人と被選舉人との名前を擧げる

選舉人

松平春嶽

大久保市藏(利通)

井上石見

青山小三郎(福井藩武士)

木戸準一郎(孝允)

被選舉人

伊達慶邦(仙臺侯)

松浦多氣四郎

岡本文平(監輔)

土井利恒(大野藩主)

内山龍助(隆佐の誤)

下編 町村誌 大野町

こゝに選舉せられた五人は孰れも蝦夷地のオーソリティーで有った併し降佐は元治元年の六月に死んで居る其節遺族から木戸へ通知し木戸からも悔狀が來た木戸は冥土の舊友を選舉する程の老練では無い然らば何故降佐を選舉したかと云ふに降佐か蝦夷開拓の功勞は實に讃歎すべき有るが其事業の戰爭や何かの様に派手で無いから餘り世人の注目を惹かぬ此際降佐の事業に就て一言して置か無ければ彼は空しく椽の下の方持となつて功勞を他人に奪はれる其れでは甚だ亡友の爲に残念であると思つたから故と無用の選舉をしたのでは無いかは木戸の心術を能く識れる或る老人の説であるいかさま兵馬倭德の際に當り世田ヶ谷の舊師の墓に石の鳥居を建立した程の彼には其邊の手加減も或は有つたかとも思はれる

## 竹田貞藏

竹田貞藏。其志は忠にして、其績は世に誤認せられ、一生數奇の運に弄せらる、悲惨の極にあらずして何ぞ、予は、貞藏其人に於て是を見、之を悲まざるを得ず、元治元年、水戸の浪士武田正生千有餘人を率ゐて上京せんとし、沿道震駭狼狽す、誰かは知む、其中に我大野藩士竹田貞藏あらんとは。貞藏は、天保七年を以て生れ、勝五郎の三男なり、幼にして孤、加ふるに昆季年齒相若き、母その鞠育に艱む、即貞藏を出して、其弟柴田遊翁名武修「場翁」の編者に京都に託す。遊翁は世に聞えし心學者、必ず薰陶懇切を極めしならむ、貞藏が、彼の浪士の群に投ぜし際、柴田と改姓せしは、幼時を想ひ、叔父の高恩を懐ひてなるべし。されど、早く怙恃に離れし心事は如何なりけむ、漸く長じて、松崎百太郎山奉行現に其種林せし山有りの死跡を嗣ぎ、彼の全國に名高き大野丸の下役(副長)として北邊に往復し、藩の嘖々誇稱する、米船救援の時には、吉田上乘役を

助けて、之に與り、米人に應援し、幕府の賞<sub>千</sub>を受く、蓋し盡忠剛毅の稟性、百折不撓の資質の一端を發露せしなり。又百太郎妹あり、鐵子といふ、蓋し、貞藏の許嫁なり、然かるに、數奇の運は、又も貞藏を弄して、鐵子は、彼を厭ひ、遂に彼を毒せむとす、貞藏機微を察して復歸す、藩法後嗣なき士家を沒祿す、故に母兄は養家に對し貞藏を離籍勘當せざるを得ず、貞藏奮然東都に赴く。時に、武田正生、劍を善くする壯士を募る、貞藏固より之を好み、之を善くし、上都の途次も、行々之を練る、依て、柴田と改姓して、往て投ず、實に文久二年五月なり、何ぞ知らむ、之れ貞藏數奇の生を終らしむる前提たらむとは。居る事二年、正生上京の舉あり貞藏所々に轉戦し、正生に先づ事數日を以て、信州上田の人宮尾民之助と、密に藩地に入り、偵察嚮導の任に當らむとす、藩偵知、羅致して二人を講武場に拘し、次で四番街の獄舎に繋ぎ翌春東都に檻送す。幕府之を囚獄せしに、其年十月廿二日遂に獄裡に病歿す、年齒僅に三十有一。後藩士の家庭にて子弟を箴むるや、曰く、若不忠不孝ならむか、終を貞藏と同じうせんと當時の世評想ふべし。誰か云ふ、蓋棺論定まると、予は謂ふ、知己を百歳の後に期すべきのみと、特に、貞藏の爲に此言をなす。

筒井專一郎 幼名は五郎、舊大藩野の足輕にして、天保十三年、當町郡町に生る、幼にして顯

悟、長じて氣慨あり、膽勇に富めり、藩釐明倫館に學び、擢てられ同館の句讀師となりしが、元治の交、出て、幕府に仕へ、小野友五郎の部下となりしより改名す、明治戊辰の役には、榎本武揚等と脱走して、各地に轉戦し、最後に、回天丸の一等士官たり、同二年三月、官軍の甲鐵艦を宮古港に襲撃し、挺身奮闘右舷に戦死せり、時に年二十八、其壯烈、以て傳ふるに足る、其墓碑盛岡?に在りと云ふ、同乗組二等士官安藤太郎後通商局長の實歴譚、(次に引く)最傍證するに足れり。

〔美家古適波奈誌〕 我黨脱兵の蝦地に在るや全軍四千に充たず(説夢録)に云ふ 兵艦は風濤の爲に破壊し僅に回天蟠龍高尾千代田の四艦を残せり本年三月の初旬に至て征討の師江戸を發して水軍は已に途上に在るの報を得たり衆議之を途上に要して其不意を撃ち我國有名の甲鐵艦を奪はんと欲せりし蓋此船我手に落つれば南師の敗衄となり北地の興隆は一舉に決すべきが故なりき先是佛海軍脱士官ニコール及クラト二人回天蟠龍二艦に來り日々幾き入に驅する者を盡く教授せり後日宮古港未曾有の血戦又因なきに非ず

明治二年三月廿日海軍奉行荒井郁之助ニコールの二氏は回天に蟠龍高尾又各艦に陸兵神木隊を分ち載せ敵船襲入の用に供す夜十時榎本總裁來つて衆と訣飲して去れり十二時過三艦共に碇を起す此行回天旗艦たり

〔舊幕府〕 實に當年の榎本君は衆の爲に信ぜらるゝ事恰も古英雄の如く其一言一行は四千の猛士に生命を抛たしたしむる勢力ありしとかや故に君が宮古の戦に赴きし時は恰も錦衣を着て故郷に歸るが如き愉快なりしと云ふ

廿二日午前三艦各菊花旗を大櫓に掲げて鮫村港に入り排御す頃刻大霧浪越え船に入り室内の卓机を擲す憶起す客我艦隊北行の時犬吠崎に於て風浪の爲漂泊離散す今日又狂風に遇ふ

廿三日風浪益猛なり他の二艦は已に離散し其影を失

廿四日南郡大津港に入る高尾又次で投錨せり村吏來訪數日前官艦八艘宮古港に集會せる事を告げたり蟠龍未だ至らず議を變じ高尾をして甲鐵を襲ひ回天は他船に當るべきに決せり港口に至れば東方漸く白し高尾來らず於是回天獨り進めり

廿五日天氣清朗山色霞を帯び海面頗る穏なり櫓上來旗を懸がへし櫓には水夫各小銃を携へ擲弾を提げて敵射に供し兩舷の砲は盡く實徹二弾を合裝して急發に備ふ衆各自布を切て右肩に着け以て敵號とし銃を負ひ刀を抜きて戦備盡く成れり一艘を見る甲鐵なり圍艦思はず踴躍して相賀せり此時回天直に進んで甲鐵の左舷に向旗を代へ乗掛けたり今や回天の乗掛たる状は平接するにあらずして軸尖の敵艦を横衝せるなり此役死者十九人傷者三十餘人戦争時間凡三十分許其烈鬪知る可きなり初め甲賀氏(船長)盛に襲撃論を主張然るに宿志不遂して空しく鮮血を宮古の波に濺げり海軍士官筒井專一耶の三氏皆右舷に死す櫓上上の兵盡く傷く云々

〔當時の横濱新報〕(官艦)宮古港より傷者五十餘人を載せて横濱の病院に運せり又重傷者は宮古或は青森に運し其他の死者は南部の地に埋めり

〔説夢録〕軍艦頭甲賀源吾見習一等(第一)筒井專一耶回天等安藤太郎

内山良休 明治四十二年九月 皇太子殿下北陸に巡啓したまふや、其十一日、朝廷命あり、特旨を以て、良休に正五位を追贈せらる、以て其偉人たるを卜すべし、然らば、良休の爲人と事業とは果して如何。

内山良休翁碑文

下編 町村誌 大野町

明治十四年八月十八日故大野藩執政內山良休卒年七十有五從五位土井利恒誌其墓曰良休真曠世翁也其事蹟不暇枚舉今且敘其尤顯著者翁性忠直儉素文武並嗜嘗受經朝川善庵門以經濟學自



翁休良山內

力先考柳涯夙識其才幹可用置諸左右特親重焉時藩債日加財政甚窘於是先考銳意釐革藩政舉翁委以償債之事實天保壬寅夏四月也當是時各藩概守舊套無復所着手翁百方計畫以爲今也殖財之方在於各地開商店於是大阪橫濱神戶箱館等凡殷賑之地則無不設其店且資市民殖物產以交通有無是以財政修舉藩力頓復時有內山隆佐翁之弟也性豪不群大圖進取因說先考請幕府開拓北蝦之地且首製造洋舶大野丸此二項亦當時爲各藩之魁而其費不貲蓋翁善生其資隆佐善用其資俱爲社稷功臣其在藩朝二人議或不合則侃々抗爭一坐捲舌然其意互在爲公故其退也友愛乃復初於是乎兩內山之名遍於四方名公鉅卿欲大有爲者往々通刺而松平春嶽於翁禮

待特渥矣元治甲子冬常野浪徒之過池田鄉而西也翁督藩兵追蹙之而其倥傯際別派吏胥投其機賤買絲布頗得奇利其胸中綽有餘裕亦可以想見後十年土寇蜂起遂火翁第宅此蓋嫉翁素行者之所致其慘實不可言翁年垂七十從容謂人曰此奇禍何足撓我志乎操尚愈堅翁常儉薄奉己無佗嗜好然學按病院之設及道路修繕之類凡可以利衆之事一擲千金不毫吝惜其他濟貧恤災無所不至豈非所謂積而能散者耶明治十一年 天皇北巡之日岩倉右府召翁於今庄驛賜以褒狀旌從來用心美也初翁之仕於藩纔爲近侍襲父祿八十石後歷典物頭番頭等諸職然以其長理財未嘗不旁兼財務而事輒有成蹟官終昇上卿祿亦增至三百石然翁不以貴富矜物言貌愈謙當路之日群小媚屢致訪刺尙且不顧敢行其志其德器膽力之大人皆敬服焉廣瀨旭莊與翁詩云子產毀譽追日變晏嬰節儉應時行能悉其本領者非耶卒之日士庶憮然歎曰經濟翁既逝矣自今其誰依翁唯有一女因養妻岡島氏之姪良次郎者配焉以爲嗣良次郎亦能勤儉幹盡有子女六人家運振々愈盛云嗚呼余際時之變去彼大野住此東京然而家計未告乏得優游以度日未嘗不由先考與翁之餘慶今也纂次其行事追慕極切不禁泪之潛洩而墜也銘云

知賢能任。先考厥明。答其值遇。惟勵惟精。億則屢中。藩倉斯盈。舍己濟衆。衆推其誠。遺德所被。遐有令名。

紀元二千五百四十三年明治十六年四月

從五位 土井利恒撰併書

正二位勳二等 松平 慶永篆額

藩儒横田秀、傳後に書して曰く、「竊に惟ふに翁の理財に長ぜらるゝは管仲の如く、政務に達せるは子産の如く、儉を以て人を率ゆるは晏嬰の如し。三子の長之を一人の身に具備すと云ふも恐らくは過褒に非ず而して讒謗囂々百方刺撃の衝に當り泰然自若少しも其志尙撓まざるに至ては公家の爲めに躬を以て犠牲と爲すの至誠純忠に非ずんば焉ぞ能く此の如くならむや翁常に太宰春台子の産語を讀むを好み又其語を援き諄々乎として後進を奨勵せらる蓋し勤儉二字を以て翁畢生の行爲を桀括するを得べし。」と評し得て盡せりと云ふべし。産業條 參照

序に、一文を掲げて、爲人を傍證せむ。

書告 志 篇 後

天保五年 甲午八月 石川 清 弼

此書也宗藩水戸源公之所著、内山良休陪從于東都得之同塾之儒生牧田某所使其弟良方寫之呈本藩之父公并贈余曹也良休爲人方正慷慨、樂與人爲善是以在藩之日所以導子弟者諄々不已、贈是書亦與人爲善之意也其書中稱其師朝川氏亦深稱譽水戸公、爲當世人君之領袖且記牧田生之言曰水戸繼統之初有意于矯時弊御下以儉而士民不服、薰習之久、不能一從令或陽從陰違公憂之、遂是篇以諭群臣、且有感周急之政、於是乎臣于知公之誠心、莫有不感服從令者矣、嗚呼大哉、公之憂國也經所謂亮

舜率天下以仁、而民從之之遺意乎、善哉良休之寄是書於千里之遠也即初所謂慷慨、與人爲善之意而憂國之誠心亦有寓焉余喜得此書且善其休之誠心、故并誌其所由云爾

大熊潛

大熊潛 内山良倫の子、良休良隆の弟なり、藩儒横田秀曾作の傳、其梗概を悉くせり。

大熊潛初稱内山介輔諱良宜字成之小字末吉大野藩士内山良倫之第四子也良倫長子曰良休通稱七郎右衛門以經濟立殊勳累遷爲上卿者也次曰隆佐支族内山氏之祖而亦以方略被擢陞卿位者也次曰鷹五郎出嗣松浦氏者也良休無男子而有一女於是以介輔爲嗣子且請岡島行篤第二子良次郎配其女欲歷介輔以傳之介輔天資果毅有文武材幹嘉永三年正月藩主土井利忠公召爲大小姓兼任明倫館助教三月慨然自奮欲修劍技於都下請以休一年蓋當時劍槍者皆墨守舊法不適實用故也會利忠公于役江府乃扈駕而赴焉入劔客齋藤彌九郎之門學無念流劍法歲餘業大進五年公聘彌九郎男新太郎於大野鼓舞子弟以使矜式焉既而新太郎以其技歷遊長防諸國介輔又請而隨焉六年九月公命爲無念流師範役賜爵一級且加米數苞七年亦賜以金以其勵砲術且有火器鑄之勞也安政三年爵位更進四年爲武場監督五年兼文場監督先是伊藤慎藏翻譯築城全書公命介輔校正之及其竣功賜金若干以賞之萬延元年四月扈公駕祇役江府拜監察文久元年十一月利忠公致仕嗣君利恆公襲封二年正月介輔以功勞叙取次格任物頭役三年十二月徳川家茂有上洛之事公與其警衛使介輔隨

下編 町村誌 大野町

焉其在京之日爲大宮口番頭又兼監察等諸職四年五月扈而還大野其十二月水戶浪徒武田耕雲齋等兵歷東山道將入京師道路梗不得進乃轉向越前公聞其警也擇介輔等數人爲斥候於是即日與中村東等俱赴穴馬路探偵頗竭其方浪徒取間道出池田鄉公又任以追討總督事介輔聞命即發追抵大比田不幾事遂平元治二年爲軍師加賜俸米二十苞慶應元年幕府命藩使警衛京師介輔又以番頭兼監察奔命二年至橫濱購洋銃若干而還又藩命也三年公賜寵命曰汝父七郎右衛門久膺重職忠勞卓絕而汝乃修文講武勵精有年予嘉汝父子不績故以汝爲用人役兼任軍事總督汝其勗旃四年二月朝廷命爲徵士三月至京師爲鑛山取調方四月爲會計官貨幣司判事兼鑛山掛五月轉赴大坂爲鑛山司判事十月爲其頭取明治二年二月遂爲其知事六月上表辭官職八月歸大野謝病乞骸骨其意以爲既辭朝官而恬然尙奉仕於藩非義也藩優旨止之十二月太政官更命爲大野權大參事藩亦賜祿百石以使別立一家於是改姓名稱大熊潛大熊內山氏支家之姓也三年十二月轉少參事四年六月再除權大參事其十一月藩制廢爲縣治而職務遂解自是優游自甘不汲々於名利只以釣漁爲樂十六年四月以病歿享年五十有七潛嚮娶岡島氏及最勝寺之女皆歿後娶福井藩宇都宮氏皆無子因納松浦鷹五郎第七子正之進爲嗣正之進簡重寡默勤儉守身其能繼箕裘可知也一日囑余曰請爲先考作小傳余與潛君會心之友故不辭而敘其事蹟如此。

遂成之(潛の)兄備前藩佐先輩二首

君家兄弟誰敢當、或文或武學無方、空谷聞聲喜相迎、始是三良知一其、信君意氣服北陸、腰間秋水六尺長。

米奴來泊品海濱、火氣高蒸日邊雲、肉食謀足廟堂聞、講和接戰策未分、和乎鬆髮欲難滿、戰乎白忽技猶短、我之所短彼所樂、湯而難井未全曉、白忽技熟隊陣真、先鞭今特有君藩、僕如取贊君請介、願從阿兄學德軍。  
東方 履 拜 東方 履 拜 澤天

吉田拙藏

吉田拙藏 幸に壽藏碑あり、殆其小傳を盡せり、故に、先づ左に之を掲げむ。

壽藏碑一名生塋碑

(明治十) 上杉義順撰

余與翁素不相識也明治十七年六月翁携妻子來于東京寄寓余飯田街之邸以翁善詩月夕花晨迭相唱和如舊相識一日翁袖一冊子示余曰此吾之履歷也余覽之自弘化至明治忠功義績昭々可觀余謂是宜刻石以傳于後世何泯滅之爲翁固謙讓強而後可翁諱俊章字子明通稱拙藏號靜齋越前大野藩士藩主土井侯以翁爲藩學助教先是藩政頹弛藩債山積殆不可救藩主憂之奮然發令大革藩政親建學校名曰明倫館使石川官左衛門內山隆佐等管其事翁亦加其員奮發教諭以一變藩風嘉永五年翁從藩主出江戶師安井鹽谷等旁學蘭學於石河正龍遂入杉田成卿之門專修洋學安政二年四月翁歸大野以蘭學授徒大鼓舞藩士々々受業者一百三十餘人矣洋學大興丙辰從內山隆佐航松前視其地翌年再至江戶入海軍所學航海之術此時藩主命造船江戶造船成藩主使翁及早川彌五左衛門乘之以航北海其在函館會米船衝突奧尻之暗礁請救函府命翁往焉翁乃與官吏及米人共往救之函府賞



吉田 田 藏 翁

田正生率其徒自濃入大野治内事頗倥傯奔走從事慶應二年七月爲文武兩場監督三年十二月至京師守闕下嵯峨德川慶喜奉還大政薩長二藩護皇京也其兵將復屯天龍寺翁以爲異日我共與彼遇必生爭鬪即書所見上之參與局遂得免守衛明治元年戊辰翁在京地視事變二月歸大野爲監察三月從藩主出京師藩主爲函館裁判所副督翁蒙附屬命四月發京師至敦賀藩主罹病辭行翁獨從清水谷總督航函館遂赴樺太七月歸函館請總督歸大野二年二月任權少參事三年十月進少參事四年七月藩制更革爲大屬以終藩治五年壬申足羽縣以翁爲學區取締爾後歷敦賀縣以至石川縣奉職五年信

翁以物迫歸藩主亦賞其勞賜金若干且圖其實况揭之壁間云萬延元年庚申再航函館而歸大野會家君病歿時翁負債累積因托母舅氏自入洋學館窮居三年内山七郎右衛門憫之出金若干予翁々感泣不措癸亥六月長藩與英艦戰于馬關飛報至藩主命翁往檢虛實翁單身就途到馬關檢其實而還藩主慰勞賜物云翌年冬水戸藩十武

倨黽勉獎諭庶民不啻其子弟就學新築費舍二十有五配置訓導三十人九年十一月縣應賞翁賜金若干云翁宿痼漸篤呈表辭職十一年再擢爲學區取締十二年五月任石川縣大野郡書記兼學務掛十四年三月任福井縣大野郡書記十一等相當十五年五月以病辭官十六年移居豐前小倉十七年四月文部省賞翁曩時之功賜本朝六國史硯箱一個初翁之辭職也區內教官戶長相與連署固請止之焉翁曰僕之不肖何堪久奉職今年既五十宿痼日加如何而奉職上之辰 朝廷興學之旨下之背人民向望之意是以斷然辭之翁又曰少壯事遊蕩自喪先人痛自懲艾奔命四方不敢逸遊敝衣粗食常想前日之貧自省自儉一家之債已償古人云有不爲而後可以有爲如予亦惟有不爲耳皇曾祖諱有俊皇祖諱俊茂考諱義俊妣大島氏妻小菅氏有一女養井村勇弟迂一爲嗣次女妻之今爲陸軍二等軍醫銘曰

北陸之藩 出此偉人 武功已著 文教亦新

翁、二十年十一月、宿痼又發し遂に麴町元園町の寓居に歿す、其絶命詞に曰く、六十二年如夢過、哀殘今日忽罹痼、國恩未報身先斃、獨對藥鑑遺憾多。

諡して文忠と云ふ、父通稱理右衛門、性武を好み、家事を顧みず、母は産後數月にて逝き、幼時は祖母中山氏、後母藤井氏に鞠育せられしが、年十六、藩の俊傑内山隆佐の門に入り、後才事業の素養多く此時に成れりと云ふ、其友横田養浩が、送轉住小倉序に曰く、「抱穎敏幹事之才

有敢往不撓之氣而用其才與氣於教育之事黽勉不倦者」と真に翁を評し盡すと云ふべし。  
男迂一、明治十一年、岐阜醫學校を卒へ、十三年陸軍省に出仕し、日清戦役には、醫務局第二課長、檢疫事務等を取扱ひ、勳五等年金百二十圓を賜ひ、三十二年、名古屋衛戍病院長に補せられ、日露戦役には、留守第七師團軍醫部長を命ぜられ、其間累進一等軍醫正從五位勳三等に陞み、尋て休職、現に土井子爵家々令たり。而して郡内は山本慎正の追悼詩に所謂「七十餘齡絃誦聲」の隆盛を見る、翁の靈亦た遺憾無かるべし。

自著函達賦呈賀書

前月雅令今月還、遊方何見月再彎、北海遙々三千里、此舟此行四日間、越加能州佐渡島、通航疾與矢一般、亦是風晴有天助、歸來幸見君笑顏。

以官吏及亞人航奧尻島舟中口號

過瀨聲々更已聞、滿帆風露報秋寒、豈圖今夜松前月、酌與亞人相對看。

戊役得代將歸郷戲書人名簿後

關門監守桂川隈、奉命誰何認去來、請看戊役半年業、徒記姓名書一堆。

戊辰夏奉命航函館到樺太在千鶴城高會得晚晴

孤官奔命鶴城畔、潮去人稀鳥亦還、一桁殘雲紅盡處、斜陽已沒滿洲山。

記 夢

教育自任功匡成、巡村登局日研精、夜深困臥一場夢、猶憶擔當八十歲。

憶曾遊(此詩は近刊の(書畫)月報)にも記載せり

憶曾狂簡去家郷、孤劍單身巡四方、快意難忘航海夜、布帆逐月太平洋。

秋 夜 小 酌

露氣蟲聲夜未央、小權開宴對清光、拈棋揮筆客皆雅、痛飲高歌吾獨狂、

晚學難兼全世界、曾遊僅歷甲扶桑、自嘆今日頭將白、向此青年較酒量。

新 雁

關心邊塞阿兒事、夜々相思眠欲忘、最怕今宵初過雁、孤飛聲急不成行。

自注兒迂一在小倉過營起句故云

〔柳陰記事〕(嘉永六年)象山本年初筵ノ二律大ニ時ヲ憂フルニ似タリ公是詩ヲ嘉シ拙藏ニ之ヲ手届ニ書セシメラル

布川源兵衛 當町七間の醸酒家なり、其為人、其功業は、左の追吊文にて了すべく、殊に、水戸浪士と應接の一條、最も傳ふるに足れり。全部沿革 草參照

追悼布川源兵衛文

横 田 秀

君は天資英敏にして機を見ること活潑又才幹ありて事を處すること精確なり故に其在世の日拮据經營せられたる功績一にして足らず舊藩の時にありては多年町年役を奉務し町民の爲めに福利を増進し弊害を排除し驟く賞賜を蒙り人皆是を榮とす、元治甲子の冬水戸の浪士武田耕雲齋其黨木本邑に屯し大野町へ侵入すべきの勢あり……君單身橋を飛ばし抗爭し大野町を



避け今庄驛に出でしむ……其功偉なりと謂ふべし、後明治辛未の春寺町出火し類焼數十戸君  
 其中に就て貧困失措の者七戸を町内の近郊に移し之が爲めに地質を相じ一池を掘鑿せしに清  
 泉滾々として湧出し荒蕪の地忽ち變じて良田となり遂に復た人民に永遠無窮の利澤を與へら  
 れたり其徳厚しと謂ふべし是に由りて是を觀れば君が如き人物は獲易すからざるの人材にし  
 て其存亡は我大野町の盛衰に係ると謂ふも蓋し亦諛言に非ざるべし君にして永く世にあらし  
 めば其公衆に於ける赫々の功、顯々の徳、益々其の多きを加ふるや必せり。然り而して惜ひ  
 哉哀哉天耶將命耶かの二十一年忽焉として祝融の手に斃れ玉ふ何れぞ其れ不幸なるや。

小野立誠

小野立誠 此地多く知縣を出さず、唯一の立誠あるのみ、立誠は藩士主馬の子、初め岡田求馬  
 と稱し、廢藩後姓名を改む、幼にして慧敏、早く識者に知らる、天保十三年、英主利忠藩政を  
 釐革せむとするや、大に藩士を會し、意見を徵す、立誠年齒二十左右、特に指名の榮を得、別  
 席兩内山の登用が先中先たるを具陳す、後、果して兄弟拔擢せらる、以て利忠の信任と、明鑒  
 とを察知すべし。

嘉永三年五月、出府、劔客齋藤彌九郎の門に入り、無念流を學びて名譽談も少からず、次で、  
 藩主の特命を奉じて、松平春嶽に使す、安政二年十月、目付となり、安政四年十一月、武場目

付を兼ねしが、偶々、藩に大野丸製造の舉あり、隆佐を助けて専ら其衝に當る。

〔降佐日記〕（安政四年）五月二十一日登岡田氏船部氏造船場へ見分進越

七月二十一日晴服部氏早曉柄原へ罷越劇論ニ及ビ岡田氏理解ニ及リ岡田氏柄原長七同道罷越候ニ付造船之義種々申談ズ

〔柳陰記事〕 大野丸……降佐ニ命ジ該事ヲ主理セシメ附ニルニ岡田求馬船部與右衛門ヲ以テス



小野立誠

萬延元年、藩論鼎沸瓜分す、利忠敢然  
 密旨を立誠に授け、藩地に急行せしむ、  
 立誠命を奉じて歸藩、私邸に入らず、  
 先塋徳巖寺に館し、死を賭して情を悉  
 くし、裁決する所あり、八月、良休國  
 老に擢任せらるゝと共に、立誠奉行を  
 命ぜられ、藩論漸く鎮靜に歸しぬ。

〔柳陰記事〕（萬延元年）殺價贖費……群小……内

山七郎右衛門ノ指畫ナリトシ誹謗當ナラズ公自ノ意ノ決スル所直ニ岡田求馬ヲ大野ニ派遣シ附スルニ手書ヲ以テス八月十  
 三日家老年寄ヘ直書ヲ示サレタリ翌十四日七郎右衛門ヲ家老トシ求馬ニ奉行ヲ命ジ以テ土情ヲ鎮緩ス

慶應三年、出て、京都嵯峨、天龍寺の新關を守る、翌年、伏見、鳥羽の戦あり、薩長に慊焉た

る立誠は、松平春嶽侯に書を致して、薩長の夾撃を策せしも、侯之を用ゐず、世は王政維新となり、徴士の選出あり、立誠、内山介輔と共に之に當り、會計局に出仕す、局長は、劍道の舊師齋藤彌九郎なり、偶、古河藩士來任、立誠の下に在り、立誠、藩主の本家の臣の上に立つに忍びず、辭して歸る、明治二年十二月、藩の權大參事に任せしも、亦辭退し、姓名を變じて隱る、されど、早く春嶽侯に知られ、西郷南洲に識られしかば、津山縣權令淵邊義照の懇請黙止し難く、復た出て同縣の參事に任じぬ、偶、例の血稅騒の竹槍席旗は同縣に起りぬ、立誠無知の頑民を空しく殺すに忍びず、空銃を放ちて威嚇退散せしめて事無きを得たり、大隈大藏卿其措置を激稱して權令に陞めぬ、居ること數年、同縣廢せらる、立誠、慨然野に下りて、土井家の家令となりしも、三大節毎に、禮裝參内拜賀せしといふ、爲人穎敏、明智に富み、咄嗟機宜を過たず、且、温情故舊を泣かしめ、品格知友を驚かすの逸事少からず、明治二十四年一月十六日病歿、享年六十六。

偶 感

何勳固有值斯任(拜命爾來徒苦辛、枕上椰書嘆世變、墟頭煎藥送光陰。

尾崎彌右衛門

尾崎彌右衛門 幼名廣之助、琴洞と號す、天保八年正月二十日、七間布川家に生る、歌人正沖

の弟なり、始め池田澤治に師事し、後藩營明倫館に學び、嘉永六年六月、館の助教に擢任せられしも辭して就かず、安政二年、出て、横の尾崎家を嗣ぐ、爲人仁慈に篤く、終生之に盡せるの觀あり。

元治の冬、水戸浪士の來郡するや、藩西谷七ヶ村を火き、民凍飢に苦しむ、琴洞、杉槍數千本を藩主に獻じて、賑恤の資に充て、衣數領を賞賜せらる。明治二年、町年寄翌三年坊長と改稱を命ぜられ次で帶刀を允されしも固辭す、其冬、賑憲講を設けて、數百圓の金を醗集し、窮民を救ふ、爲に凶歳の難を免かれし者無數、偶秋八月、寺町に失火、罹災農民數戸あり、即、布川源兵衛と謀り南郊の荒地に移住せしめ、池を鑿ち、路を修め、明治村の良田を墾くこと五十餘町、藩廢せられ、縣置かるゝや、先づ戸長に、尋て縣會議員に選ばれ、其議員たりし事は、十二年の創開以來、五回十餘年、其間絶叫せしは、道路の開鑿にして、腐心せしは經世的施設なりき、十五年面谷鑛山と特約して、大野精鍊會社を組織し、藩治以來斯道に熟鍊せし良工中西忠兵衛其後治金上の發明あり山本源助等をして銅を精鍊せしめて、其緋色長丁銅を大阪砲兵工廠に納め、殊に優等の名聲を博せし事十餘年なりしが如き、二十一年町に大火あり、延焼千餘戸、其居宅亦た災に罹り、土藏を併せて一空に歸す、時に穴馬新道開鑿の舉あり、實に、琴洞絶叫の好響に屬す、琴洞、家

事を顧みず、數千の工夫を督して、之れに従ひ、且、私財數千金を投じ、最新の學理を應用し、二大奇橋を設計し、一は踏雲橋と云ひて龍江の支流に架し、他は龍江の本流に架す、世人歎美して、其號に取り琴洞橋全部誌交通章に寫出すと汎稱す、共に佛原五箇村の地籍に現存せり、而して、一方に於て、罹災民の救恤に奔走し、宮澤由左衛門其他數名と謀り、各自の所有耕地を擔保とし、土井子爵家を介して、金貳萬圓を大七銀行當時大阪七太郎より借出し、窮民をして業に就かしめ、自己亦た家財蕩盡の際なるに、尙、且、鉅額の私財を抛ちて救助に惟れ日も足らざりしが如き、或は、二十六年、新に勝山街道を改め、次で、五ヶ道を修めしが如き、二十八年、再び、郊南の畑地に馬清水を鑿ちて、其水を當町に灌ぎ、傍近瘠圃の圃地を、良田に化せしめしが如き、三十二年秋、三たび、上庄村下据地籍に据清水を鑿ちて、當町の田地をして、水涸れ龜裂するの厄を免かれしめしが如き、或は、耕地整理の大計畫を企圖し、或は荒漠の原野に植林せしが如き、其經世的、賑救的偉業全傳に滿つ。而るに、惜哉、其事は未だ完く了らざるに、其人は早く明治三十八年十二月廿二日溘然家に逝く、享年六十有九、聞く者悼惜せざるなし。長勝寺に葬る。

琴洞、資性篤實常に綿服を纏ひ、外出の際にも、尙書類を懷にし、少閑あれば緇閱默考、造次

經世の業を忘れず、幼より音律を學び、殊に、箏曲を嗜み、此裡に獨彈以て勞を慰し、悶を遣る、其號實に之を原づく、此雅懷あるに、少壯より皇漢學を以て修養し、且、參禪して悟入する所あり、故に、其業を企つるや、着想人の意表に出づ、塵俗の名利を脱出して、専ら仁慈の美情を遺憾なく迸出せしかば、世を動かし、他を感ぜしめ、着々遂行せしものにて、時に、興に乗じて詠出せし詩歌、亦吟誦すべきもの少からず。

山夜聽松

車馬喧囂市上聲、此聲煩聾聽不清、發歌擊劍武剛響、此響震慄如可驚、木魚響鐘梵寺韻、此韻入耳悲愴生、  
歌舞管絃青樓曲、此曲淫蕩滿人情、山堂唯有琴一張、靜味悠然心可養、鳥號不語寬不鳴、丁々聲斷無樵唱、  
月色玲瓏夜三更、此時胸襟俗氣忘、自然天籟起草松、颯々之聲滿溪漲、枯座對此拂素絃、兩般相和情自暢。

樵夫歌

雲のゐる高峰ふみこえ水むせぶ溪におり立斧とりて木こる山賤鳥が音に歌ひかほしつ椋鹿を友となしつ、岩が根のこゝしき道を夕星のかゆきかく行妻木負いゆきかよほひ其道は峻しくあれど其業のからくはあれども白雲のうつる世しらず溪水の清き心に住人はうら安けなり今の世にましろふ人は斧よりもこゝろ利くして岩根よりあやうき道を樵柴のしひてぞわたるなかなかに妻木負つゝ唄つたひ歸る山人うら安けなり

述懐 さゝ溪の立つとは見えて池水の心の底は動かざりけり

詠史 去ばしとてとゞむる駒の骸にかつ散かゝる花のしら雲  
蝶 朝日さす難に蝶のやすろふば翅の露や乾さかれたる

稻垣長章

稻垣長章 [事實文編]

白巖稻垣先生墓碑

宮 田 明



稻垣長章先生眞蹟

隊長留守東都。配黒川氏先生於城東下邸。先生僅九歲、見背於考、以年尙幼、因例減祿、先生事母而孝、友弟妹備嘗艱難、年十六爲扈從隊、時從而之藩、又役浪華爲既小府賜百石、頃之

先生姓稻垣、諱長章。字輝明。號白巖。又稱葆光園。先世仕大野藩。本姓川岸。不詳由出天正年間左近將監春光。屬長尾顯長、據上毛白巖砦。屬與北條兵戰、迨豐公勃興北條氏滅。長尾亦衰。其徒離散。春光有五男其季長光。隱于足利鹿島邑。有子曰長孝。當此時大老土井侯之支子隆興公新封足利後徒越之大野。乃聘長孝始仕于藩。有故改稻垣於是先生爲王父子。長久嗣而有勳勞益祿遷

稻垣白巖

轉大府遷司會、專掌出納、甚稱其職、進秩同隊師服勤二十六年、頗有經營土木之事、先生統之數賜褒賞、年已五十、會先侯全性公襲封擢列大夫、益祿令與議政事、蓋司會遷大夫藩未嘗有此例也、聞者莫不驚且羨其殊遇矣、至今侯亦復益祿、合前二百石賞其久勳也、年過七十屬請致事不可、八十乃竟得請而老、自是而往、唯數學是樂、優游卒年。先生少好學、且精武伎。射騎鎗劍固勿論。已兵家之說以及甲冑之制皆極其奧。初從梁邦美爲性理之學。後師大宰夫子研覈經義。博綜群書。先生容貌瘦弱。望之若不勝衣、溫恭下人。儉讓自守。不爲赫々之行。敦厚固慎口無擇言。而性甚剛毅。強而不息。身居劇職。晝日不暇。夜則焚膏油以讀書。必至雞鳴而止。是以天文律曆佛老方伎之籍。莫不遍覽。通習夫子重之。則有所著述必示先生核之。臨其將沒。特托先生總裁遺文。自夫子沒。慕夫子者多從先生。先生勉而應其請、刻日講業諄諄如也。耆德博聞。學者宗之。其餘雖對俗士婦女談隨其人靡有倦色。致仕而後尙侍君。夫人講小學且奉命著侯家譜。三萬餘言手自淨寫而進。其勉強從事也如是。方疾已革。親友故舊問之。則猶相憑几而對未幾而終。安永丁酉六月十一日也。距其生元祿乙亥四月廿八日。得年八十有三。葬于東都駒籠里妙清寺先生兆所著詩文甚多。嘗罹庚辰之災。失其過半猶有若干卷藏于家、往藏妣黒川氏逝。先生毀瘠極哀私服心喪三年。喪除娶牛島氏無子。先死嘗養從子長泰

下編 町村誌 大野町